

京都エコサービス株式会社
廃棄物処理施設の整備事業に係る配慮書案

令和8年4月

京都エコサービス株式会社

目 次

1. 事業計画の特性等	1
1.1 事業者の氏名及び住所	1
1.2 事業の名称及び種類	1
1.3 計画策定の背景	1
1.4 対象事業計画の目的	1
1.5 対象事業計画の概要	2
1.5.1 事業計画地の立地場所	2
1.5.2 所在地の概要	4
1.5.3 設置する施設の種類	4
1.5.4 施設において処理する廃棄物の種類	5
1.5.5 施設の処理方式	5
1.5.6 施設の処理能力	7
1.5.7 施設の構造及び設備	7
1.5.8 施設及び設備の稼働日及び稼働時間帯	7
1.5.9 廃棄物運搬車両	10
1.6 対象事業計画と他の計画等の関係	11
2. 地域特性	12
2.1 自然的状況に関する事項	12
2.1.1 地象	12
2.1.2 水象	12
2.1.3 気象	13
2.1.4 生態系	13
2.2 社会的状況に関する事項	15
2.2.1 地域概況	15
2.2.2 人口	15
2.2.3 産業	16
2.2.4 土地利用	18
2.2.5 水域利用	20
2.2.6 交通	21
2.2.7 施設状況	23
2.2.8 下水道の整備状況	29
2.2.9 文化財の分布状況	29
2.2.10 人と自然との触れあいの活動の場	31
2.2.11 景観	33
2.2.12 環境の概要	36
2.2.13 その他	43
2.3 関係法令等	48
2.3.1 環境基準等について	48
2.3.2 法令で定められている必要事項	56
3. 複数案の設定	70
3.1 複数案の設定の考え方	70
3.2 複数案について	71
3.2.1 機器配置計画の複数案	71
3.2.2 建屋材質の複数案	72
4. 環境要素等の抽出	75
4.1 環境影響評価の対象とした環境要素	75
4.2 環境影響要素選定理由	76

5. 現状調査・予測・評価	77
5.1 現状調査	77
5.2 予測	77
5.2.1 機器配置計画について	77
5.2.2 建屋材質計画について	82
5.3 評価	89
6. 計画段階環境配慮の検討	90
6.1 工事(解体・建設)での配慮	90
6.2 存在・供用時の配慮	91

1. 事業計画の特性等

1.1 事業者の氏名及び住所

事業者の名称 : 京都エコサービス株式会社
代表者の氏名 : 代表取締役 穂苅 清二
主たる事務所の所在地 : 京都府京都市南区東九条南松田町34番地

1.2 事業の名称及び種類

事業の名称 : 京都エコサービス株式会社 廃棄物処理施設の整備事業
事業の種類 : 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設(ごみ処理施設)の設置

1.3 計画策定の背景

当社は、平成3年8月に産業廃棄物処理業を営む会社である有限会社アース環境として設立し、平成6年9月に京都市より産業廃棄物収集運搬業許可、産業廃棄物処分業許可を取得して、現在の事業地である京都府京都市南区東九条南松田町34番地にて産業廃棄物の受け入れを開始した。

また、平成18年4月には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第15条に基づく特例届出により一般廃棄物の木くずも受け入れを開始し、平成28年12月には京都市より一般廃棄物収集運搬業許可、一般廃棄物処分業許可を取得した。

平成17年5月には有限会社アース環境の組織変更に伴い、同年6月に株式会社リサイクルinn京都に社名変更し、令和4年6月に株式会社Wood Life Companyに社名変更した。

その後、令和7年5月には大栄環境株式会社(東証プライム上場企業)の完全子会社となり、同日付で京都エコサービス株式会社に社名変更し、現在に至る。

当社では、令和7年初旬より廃棄物の受け入れを一時停止していたが、その後、同年5月の大栄環境株式会社の完全子会社化以降、今後の施設の活用方を検討した結果、既存の廃棄物処理施設については、建屋・設備機器が老朽化していること、車両・重機の場合内動線が悪いこと、廃棄物処理施設から周辺地域への粉じん対策や待機車両による交通渋滞対策が必要であることなどの理由から、そのままの状態での利活用することは非常に困難であると判断し、既存の廃棄物処理施設を解体して、新たに廃棄物処理施設を建設する方針とした。

1.4 対象事業計画の目的

新たに整備する廃棄物処理施設では、これまでと同じく、主に京都府内の建設現場で発生する建設廃棄物や、製品の製造工場・倉庫などで発生する廃棄物(以上、ともに産業廃棄物)、京都市内で発生する剪定枝(一般廃棄物)を破砕・選別する施設と、新たに京都市内で発生するプラスチック(一般廃棄物)を選別・圧縮梱包する施設を整備する計画としている。

1.5 対象事業計画の概要

1.5.1 事業計画地の立地場所

事業計画地の所在地(事業実施想定区域)は京都市南区東九条南松田町19他であり、京都市営地下鉄烏丸線「十条」駅の西方約310m、近鉄京都線「十条」駅の東方約350mに位置し、事業計画地の隣接地は工場や店舗、事務所、社宅や共同住宅が立地している。(図1-1及び図1-2参照)



図1-1 事業計画地位置図(広域)

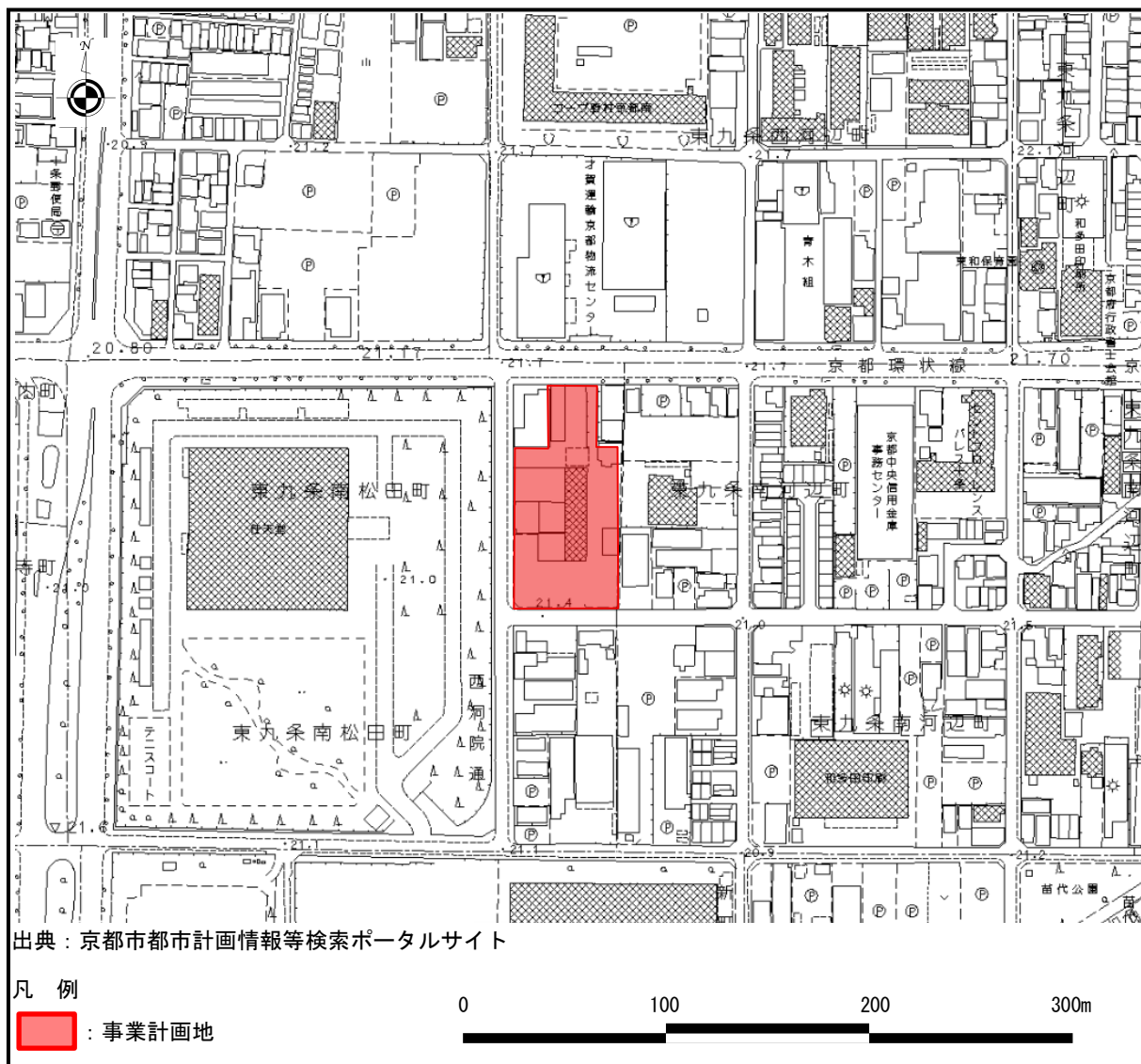


図 1-2 事業計画地位置図 (拡大)

1.5.2 所在地の概要

事務所の所在地	: 京都府京都市南区東九条南松田町34番地
事業計画地の所在地 (事業実施想定区域)	: 京都府京都市南区東九条南松田町 19、20、21、22、28-1、28-2、 28-3、28-4、28-5、29、30、32、33、33-1、34-1、34-2、35、36 以上 18 筆
地目	: 宅地
敷地面積	: 4,889.04m ² (地積)
施設の建築面積	: 破碎・選別施設 1,700m ² 選別・圧縮梱包施設 1,125m ²
区域区分	: 市街化区域
用途地域	: 工業地域(容積率400%・建蔽率60%)
特別用途地域	: らくなん進都産業集積地区
防火規制	: 準防火地域
眺望景観	: 遠景デザイン保全区域
高さ制限	: 無指定
その他	: 都市機能誘導区域 近郊整備区域 特定用途誘導地区(らくなん進都鴨川以北地区) 宅地造成等工事規制区域

1.5.3 設置する施設の種類の種類

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第8条に基づく一般廃棄物処理施設(ごみ処理施設)及び同法第15条に基づく産業廃棄物処理施設(廃プラスチック類の破碎施設、木くず又はがれき類の破碎施設)

1.5.4 施設において処理する廃棄物の種類

当該施設において処理する廃棄物の種類は、表1-1に示すとおりである。

表 1-1 施設において処理する廃棄物の種類

対象施設		廃棄物の種類	処理品目
現 状	破碎施設	一般廃棄物	木くずの1種類
		産業廃棄物	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類の8種類
		産業廃棄物 (積替え保管する廃棄物)	汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類の10種類
将 来	破碎・選別施設	一般廃棄物	木くずの1種類
		産業廃棄物	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類の8種類
		産業廃棄物 (積替え保管する廃棄物)	汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類の10種類
	選別・圧縮梱包施設	一般廃棄物	廃プラスチック類の1種類

1.5.5 施設の処理方式

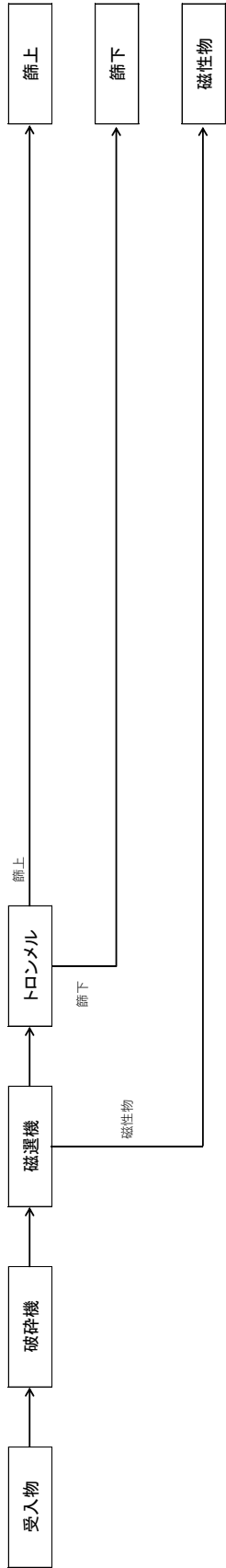
施設の処理方式を表1-2に、処理フローを図1-3に示す。

表 1-2 施設の処理方式

対象施設		対象設備名	処理方式
現 状	破碎施設	破碎機	ハンマーミル方式、二軸剪断方式、二軸破碎方式、横一軸剪断方式
将 来	破碎・選別施設	破碎機	二軸破碎方式
		トロンメル	横型回転篩
	選別・圧縮梱包施設	破袋機	回転刃式
		セパレーターX	二種選別
		圧縮梱包機	縦型圧縮方式

処理フロー図

1. 選別・破碎施設



2. 選別・圧縮梱包施設

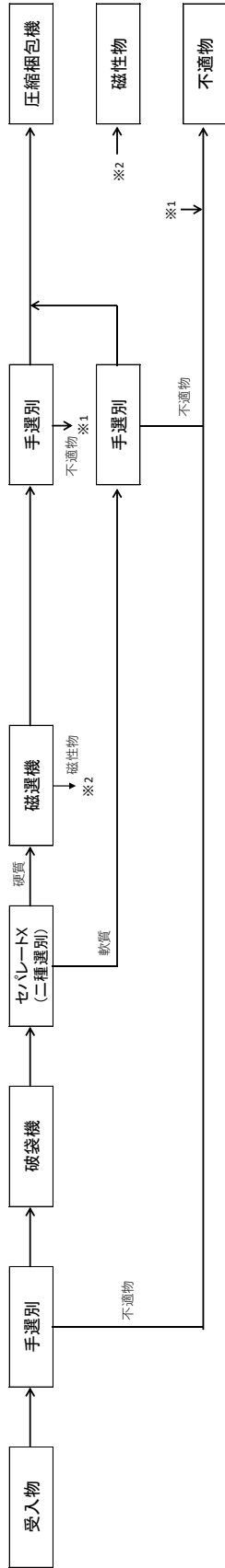


図 1-3 処理フロー図

1.5.6 施設の処理能力

施設の処理能力は、表1-3に示すとおりである。

なお、通常稼働時（8時～17時までの9時間）における処理量は、破碎・選別施設で約200t/日、選別・圧縮梱包施設で約30t/日の計画であり、施設の最大稼働時（6時から22時までの16時間）における処理量は、破碎・選別施設で約400t/日、選別・圧縮梱包施設で約60t/日の計画である。

表 1-3 施設の処理方式

対象施設		対象設備名	処理能力
現 状	破碎施設	破碎機(ハンマーミル方式)	木くず 15t/日(8時間)
		破碎機(二軸剪断方式)	紙くず、木くず、繊維くず 80t/日(8時間)
		破碎機(二軸破碎方式)	紙くず 72.03t/日(8時間)
			ガラスくず 92.81t/日(8時間)
			繊維くず 23.43t/日(8時間)
			がれき類 92.98t/日(8時間)
破碎機(横一軸剪断方式)	金属くず 85.09t/日(8時間)		
将 来	破碎・選別施設	破碎機	廃プラスチック類 535.04t/日(16時間)
			紙くず 458.56t/日(16時間)
			木くず 840.64t/日(16時間)
			繊維くず 183.36t/日(16時間)
			ゴムくず 794.72t/日(16時間)
			金属くず 2,048.16t/日(16時間)
			ガラスくず 1,812.32t/日(16時間)
			がれき類 2,682.56t/日(16時間)
	選別・圧縮梱包施設	選別機	廃プラスチック類 55.36t/日(16時間)
		圧縮梱包機	廃プラスチック類 50.56t/日(16時間)

1.5.7 施設の構造及び設備

主要設備等の配置図は図1-4に、建屋の立面図は図1-5に示すとおりである。

1.5.8 施設及び設備の稼働日及び稼働時間帯

- 稼働日数 : 約312日/年
- 休止日 : 日曜日
- 稼働時間帯 : 通常稼働時は、8時～17時までの9時間(施設の最大稼働時は、6時～22時までの16時間)
- 廃棄物の受入時間帯 : 通常稼働時は、8時～17時までの9時間(施設の最大稼働時は、6時～22時までの16時間。ただし、排出事業者より夜間受入の要望があれば、それ以外の時間帯に受入する場合もある。)

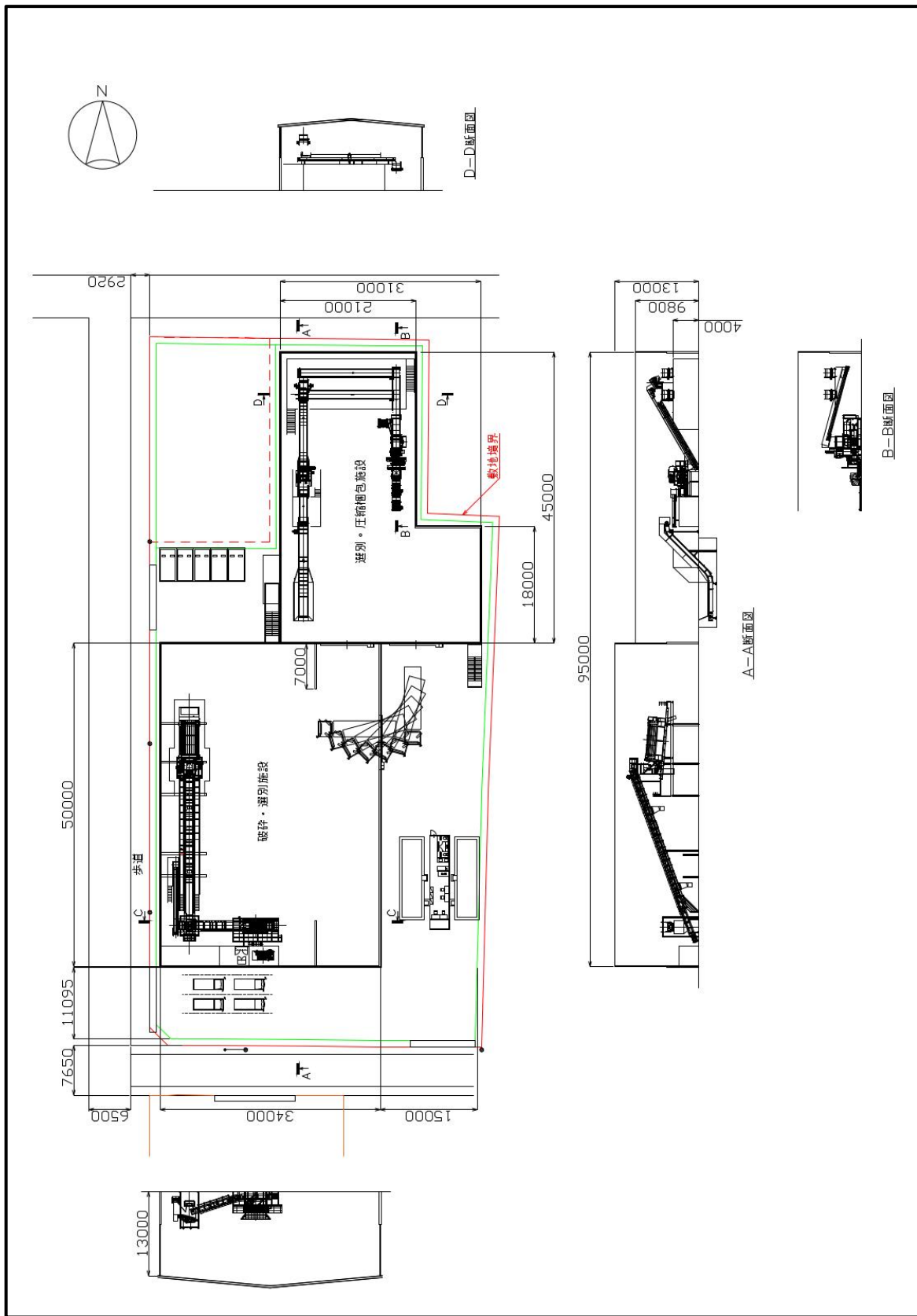


図 1-4 主要設備の配置図

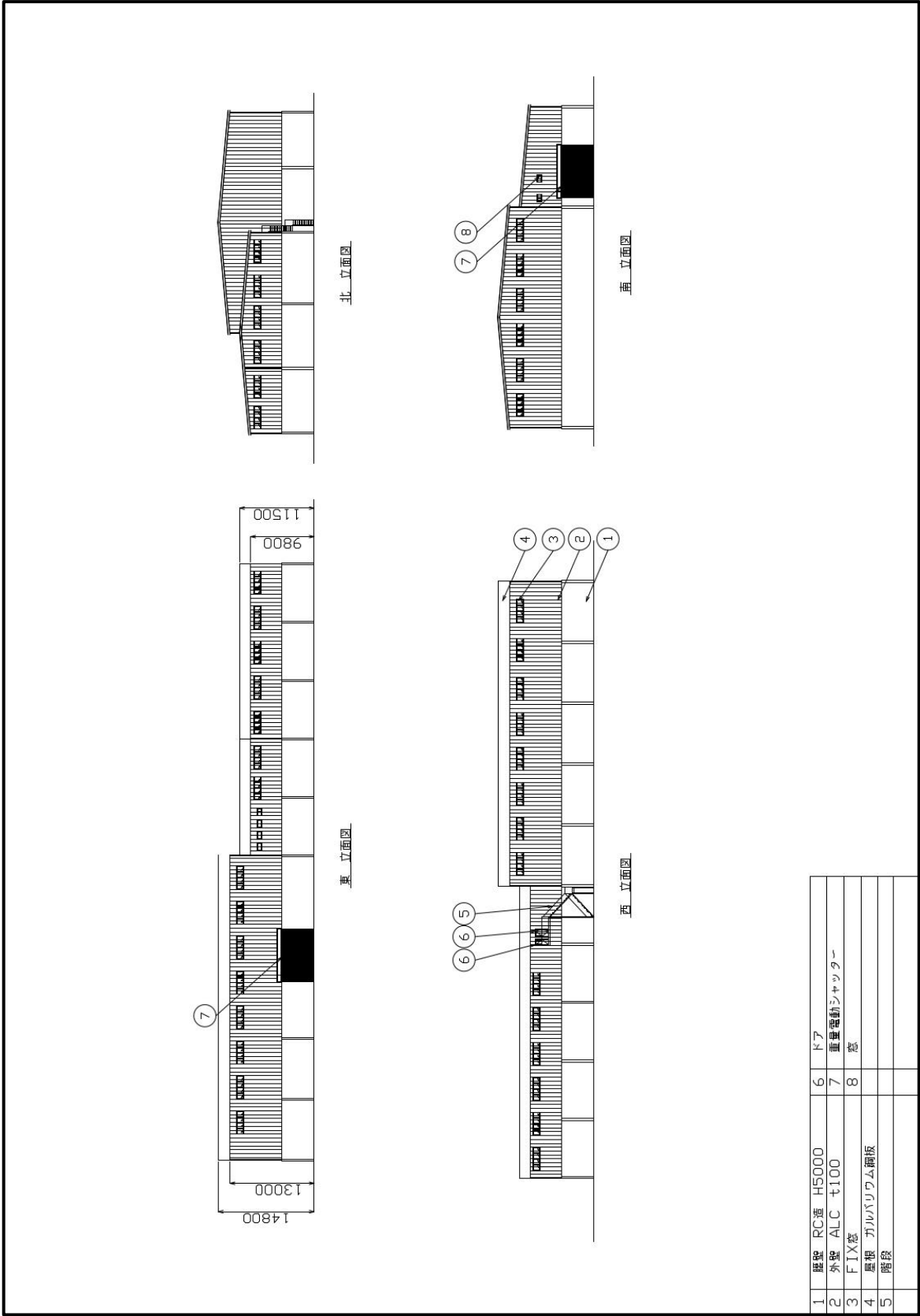


図 1-5 施設建屋の立面図

1.5.9 廃棄物運搬車両

施設への廃棄物運搬車両台数は表1-4に、廃棄物運搬車両の搬出入ルートは図1-6に示すとおりである。なお、廃棄物運搬車両台数は、施設の最大稼働時(6時から22時までの16時間)を想定した場合の台数である。

表 1-4 廃棄物運搬車両台数

対象施設	区分	運搬車両計画台数
破碎・選別施設	搬入	180台/日(2t車:60台/日、4t車:80台/日、8t車:40台/日)
	搬出	50台/日(10t車)
選別・圧縮梱包施設	搬入	26台/日(10t車)
	搬出	4台/日(10t車)

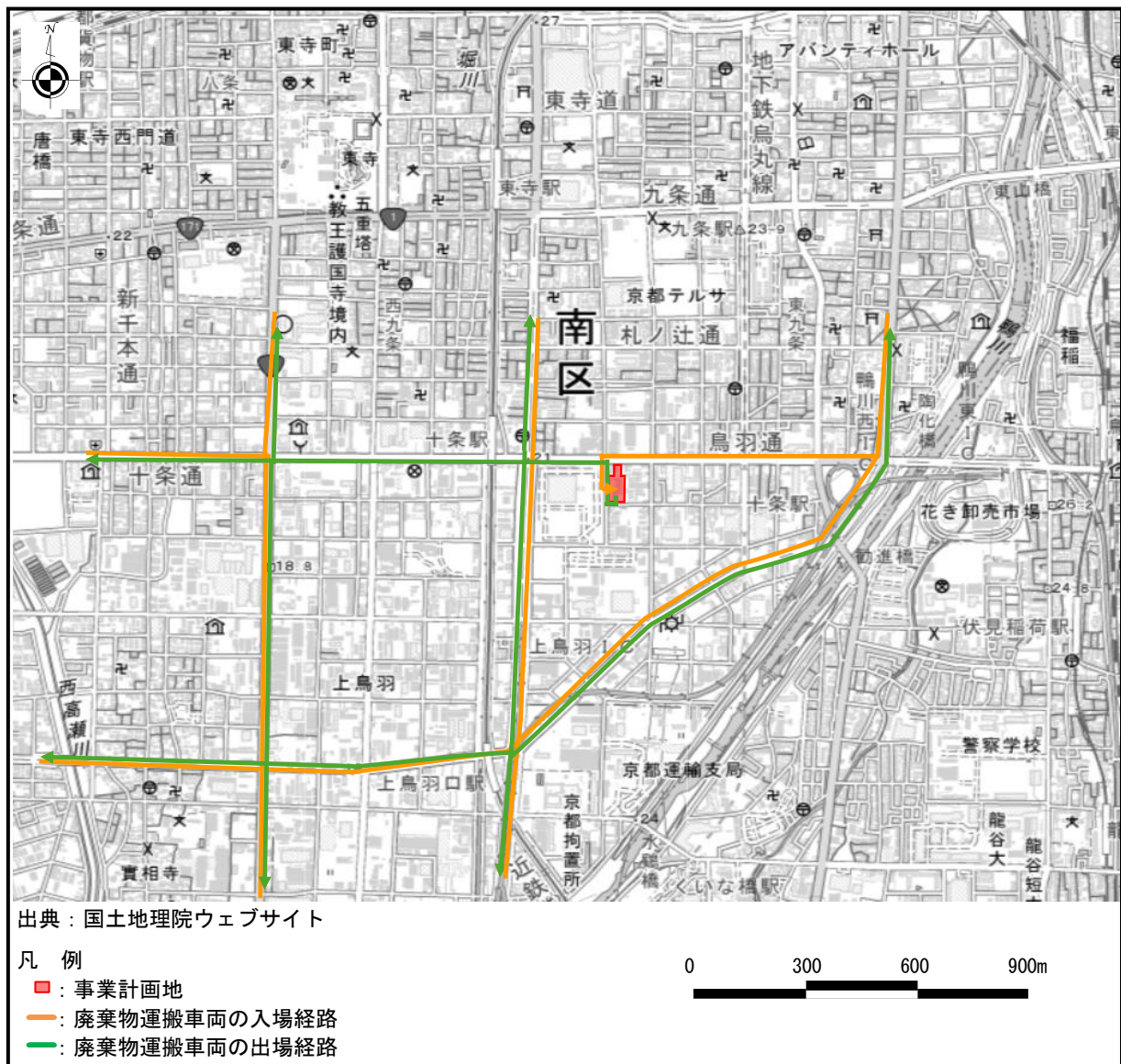


図 1-6 廃棄物運搬車両の走行ルート

1.6 対象事業計画と他の計画等の関係

対象事業計画に関連する上位計画等は、下記のとおりである。

「京都府循環型社会形成計画(第3期)」(令和4年3月)

「京都市循環型社会推進基本計画(2021-2030)」(令和3年3月)

「京都市災害廃棄物処理計画」(令和6年3月)

2. 地域特性

2.1 自然的状況に関する事項

2.1.1 地象

京都市は、京都府の南東部に位置し、北部、東部及び西部を山々に囲まれ、大阪平野に連なる南部の盆地に市街地が形成されている。盆地縁辺部には、西山丘陵や桃山丘陵などが広がる。

事業計画地は京都盆地に位置し、「土地分類基本調査図 地形分類図 京都東北部・京都東南部」（昭和59年、京都府・滋賀県）によると、事業計画地の地形は低地であり、緩やかな扇状地となっている。

また、「土地分類基本調査図 表層地質図 京都東北部・京都東南部」（昭和59年、京都府・滋賀県）によると、事業計画地の表層地質は、沖積層の礫がち堆積物が分布している。

2.1.2 水象

事業計画地の周辺には、表2-1に示すとおり、複数の河川が流れており、西側に一級河川の西高瀬川と桂川、東側に一級河川の鴨川及び東高瀬川が位置している。

西高瀬川は、名勝嵐山の渡月橋より少し東の嵯峨野周辺から東流し、太秦を経て天神川と合流した後、三条通り、千本通り沿い流れ、下京・南区の市街地を貫流して下鳥羽で鴨川へ流れ込んでいる。

桂川は、丹波高原を源とし、亀岡盆地を南下し保津峡、嵐山を経て京都盆地を流れる。京都盆地に入るまでは、山間部が多く、嵐山から下流では市街地が広がる。桂川の中流部に位置する保津峡での「保津川下り」、京都を代表する観光地の嵐山には四季を通じて多くの人々が訪れる。

東高瀬川は、鴨川下流の左岸流域に位置し、稲荷・深草の西方を緩やかに南流し、淀川（宇治川）へ流入している。この川は、角倉了以が江戸初期に開削した高瀬川のうち、鴨川から下流の部分であり、往時には京都と大阪の諸物資を輸送する高瀬舟が頻繁に行き交いした。

鴨川は、棧敷ヶ岳付近を源とし桂川の合流点に至るまで京都市内の南北を流れる約23kmの河川である。悠久の歴史の中で千年の都と京文化を育んできた川であり、今も大都市にあって清澄さを保ち、憩いの場として多くの人に親しまれている。

表 2-1 事業計画地周辺の河川の概況

河川名		区間	流路延長(m)	区間
一級河川	桂川	直轄区間	27,100	左京区広河原尾花町 西京区嵐山元録山町まで
		指定区間	47,500	右京区京北柝本町から 一級河川淀川合流点まで
	西高瀬川	指定区間	14,827	右京区嵯峨柳田町から 一級河川鴨川合流点まで
	鴨川	指定区間	23,045	北区雲ヶ畑中畑町から 一級河川桂川合流点まで
	東高瀬川	指定区間	2,836	伏見区深草西川原町から 伏見区竹田田中宮町まで

出典：「京都市統計書」（令和8年3月閲覧、京都市ホームページ）

2.1.3 気象

京都市の気象は、夏に雨が多く、冬に少ない瀬戸内式気候と三方を山に囲まれている地形的特徴から、寒暖の差が大きい内陸性盆地気候との両面を特徴としている。また、盆地地形のため、年間を通じて風が弱い特徴がある。

京都地方気象台の観測結果によると、令和6年の年間気象は、表2-2に示すとおりであり、年間の平均気温は17.5℃、降水量は1481.5mmとなっている。また、年間をとおして北東よりの風が多く、年平均風速は2.0m/sとなっている。

表 2-2 気象観測結果(令和6年)

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間値
平均気温(℃)	5.4	4.3	10.0	15.4	20.0	25.3	30.3	30.2	27.6	20.6	12.5	8.3	17.5
降水量(mm)	14.0	19.0	97.0	51.0	180.0	295.5	180.5	305.5	90.5	163.5	27.5	57.5	1481.5
平均風速(m/s)	1.9	2.2	2.1	2.3	2.4	2.0	2.2	2.1	2.1	1.9	1.5	1.7	2.0
最多風向	西	西	北北西	北西	東北東	北北東	北北東	南西	東北東	北	北東	西北西	北東

出典：気象庁ホームページ(令和8年1月閲覧)

2.1.4 生態系

「第2回～第7回自然環境保全基礎調査」(昭和53年～平成17年、環境庁、環境省)及び京都府レッドデータブック2015における動植物の分布状況を整理し、事業計画地周辺に生息する可能性のある重要種を抽出した。

(1) 動物

事業計画地周辺の重要種の状況は、表2-3に示すとおりである。

事業計画地が位置する「京都府東南部」の2次メッシュでは、キツネ、ニホンザル、ハタネズミ、カヤネズミが確認されている。

表 2-3 事業計画地周辺の重要種の状況

分類	種名	京都府レッドデータブック 2015 カテゴリー
哺乳類	キツネ(ホンドキツネ)	要注目種
	ニホンザル(ホンドザル)	要注目種
	ハタネズミ	準絶滅危惧種
	カヤネズミ(ホンシュウカヤネズミ)	準絶滅危惧種

注) 種名は資料に記載されているとおり示しており、()表記した種名は京都府レッドデータブックに示される種名を示す。

(2) 植物

事業計画地周辺の現存植生の状況は、図2-1に示すとおりである。

事業計画地は市街地に位置し、その東南部の鴨川にはヨシクラスが局所的に分布している。

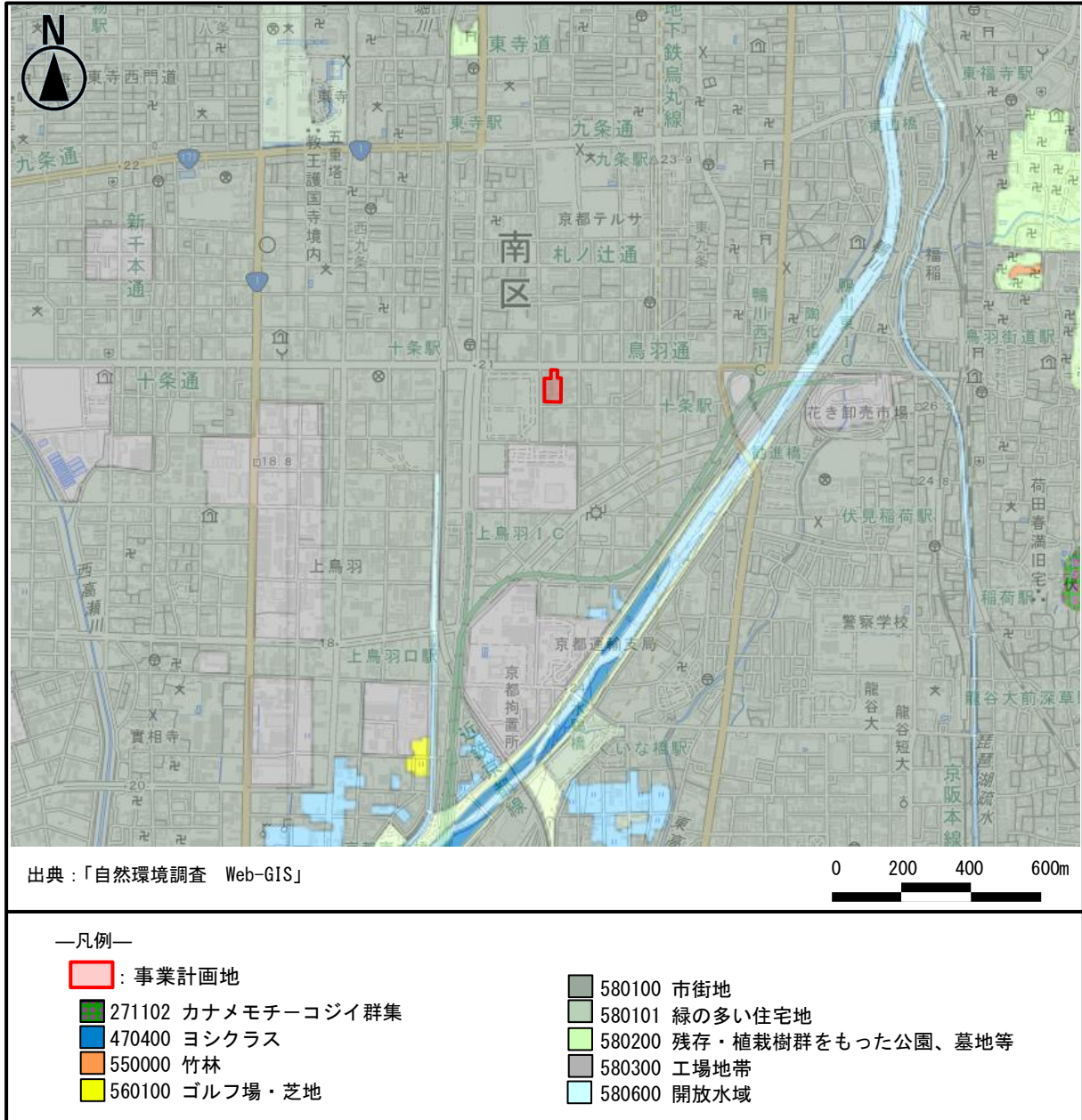


図 2-1 事業計画地周辺の現存植生の状況

2.2 社会的状況に関する事項

2.2.1 地域概況

事業計画地のある南区は、京都市の南部に位置し、おおむね東は鴨川で東山区と伏見区に、西は西京区・向日市に、北はJR東海道線で下京区と右京区に、そして南は伏見区と接している。ほぼ高低差のない京都盆地上にあり、海拔の最高は東九条河原町付近で28メートル、最低は上鳥羽塔ノ森東向町付近で14.58メートルとなっている。区の西部を桂川が、東端は鴨川が、また、区内の中央部を西高瀬川が流れ、桂川に合流する河川の多い区である。

南区の九条通より北側の地域は平安京の南端にあたり、平安京の造営以来、都の玄関として重要な役割を果たしてきた。九条通より南の鴨川と桂川に挟まれた地域は淀川の水運と都を結ぶ陸路の要衝となったほか、豊かな水に恵まれた近郊農業が発達し、現在まで、良質な京野菜の供給地として知られている。一方、桂川より西側の久世地域は、平安京の造営以前から長岡京の一部として発展してきた地域で、区画整理等の進展で近代的な姿に生まれ変わった現在も、平安京以前の非常に長い歴史を誇る史跡が点在している。

また、吉祥院、久世、上鳥羽地域には、国の重要無形民俗文化財である六斎念仏が伝承されており、吉祥院六斎念仏は吉祥院天満宮の春・夏の大祭で、久世六斎念仏は蔵王堂光福寺の夏の八朔祭法楽会で、また上鳥羽の六斎念仏（上鳥羽橋上鉦講）は、お盆を中心に地域のお地蔵さん等に奉納されている。このほか、浄禅寺の鳥羽地蔵は、京の「六地蔵めぐり」の一つであり、毎年8月22日から23日の地蔵盆には、多くの参拝者で賑わう。

2.2.2 人口

京都市南区及び事業計画地のある東和元学区の人口及び世帯数は、表2-4に示すとおりである。

令和6年10月1日現在の京都市の人口は1,437,377人、世帯数は752,362世帯であり、人口については減少傾向にあるが、世帯数は増加傾向である。

令和6年10月1日現在の南区の人口は102,313人、世帯数は53,807世帯、東和元学区の人口は7,999人、世帯数は5,067世帯であり、人口及び世帯数について、前年度と比較すると南区及び東和元学区は、いずれも増加していた。また、南区の人口の構成比について京都市と比較すると、南区は高齢者人口（65歳以上）が小さく、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は大きく推移していた。

表 2-4 京都市、南区及び東和元学区の人口推移

年月次	令和 4 年			令和 5 年			令和 6 年			
	京都市	南区	東和元学区	京都市	南区	東和元学区	京都市	南区	東和元学区	
世帯数(世帯)	739,344	51,865	4,701	745,630	52,846	4,800	752,362	53,807	5,067	
人口(人)	男	684,591	50,479	3,819	681,941	50,732	3,878	678,492	50,834	3,997
	女	764,373	51,149	3,921	761,545	51,289	3,906	758,885	51,479	4,002
	計	1,448,964	101,628	7,740	1,443,486	102,021	7,784	1,437,377	102,313	7,999
年少人口 (0~14歳)	男	75,024	5,610	—	73,194	5,509	—	70,728	5,396	—
	女	71,281	5,375	—	69,282	5,260	—	67,230	5,128	—
	計	146,305	10,985	—	142,476	10,769	—	137,958	10,524	—
生産年齢 人口 (15~64歳)	男	437,768	33,378	—	437,699	33,782	—	437,268	34,061	—
	女	453,800	31,073	—	453,511	31,400	—	453,390	31,865	—
	計	891,568	64,451	—	891,210	65,182	—	890,658	65,926	—
老年人口 (65歳以上)	男	171,799	11,491	—	171,048	11,441	—	170,496	11,377	—
	女	239,292	14,701	—	238,752	14,629	—	238,265	14,486	—
	計	411,091	26,192	—	409,800	26,070	—	408,761	25,563	—
構 成 比 (%)	年少人口	10.1	10.8	—	9.9	10.6	—	9.6	10.3	—
	生産年齢人口	61.5	63.4	—	61.6	63.9	—	62.0	64.4	—
	老年人口	28.4	25.8	—	28.4	25.6	—	28.4	25.3	—

注)各年10月1日現在

出典：「京都市統計書」(令和8年1月閲覧、京都市ホームページ)

2.2.3 産業

(1) 農業

京都市及び南区の農家数の推移は、表2-5に示すとおりである。

令和2年の総農家数は京都市で2,800戸、平成27年と比較すると減少していた。また、南区では令和2年の総農家数は183戸、平成27年と比較すると減少していた。

表 2-5 京都市及び南区の農家数の推移

区分	平成22年		平成27年		令和2年	
	京都市	南区	京都市	南区	京都市	南区
総農家数(戸)	4,299	308	3,687	270	2,800	183
販売農家(戸)	2,525	195	2,065	150	1,454	91
自給的農家(戸)	1,774	113	1,622	120	1,346	92

出典：「農林業センサス」(令和8年1月閲覧、京都市統計ポータル)

(2) 工業

京都市及び南区の製造品出荷額等及び事業所数・従業員数の推移は、表2-6に示すとおりである。

令和3年の京都市では製造品出荷額は2,142,892百万円、事業所数は2,040事業所、従業員数は61,518人であり、南区では製造品出荷額は481,447百万円、事業所数は529事業所、従業員数は18,385人であった。前年度と比較すると、京都市では製造品出荷額、事業所数及び従業員数ですべて減少しており、南区では事業所数及び従業員数は増加したが、製造品出荷額では減少していた。

表 2-6 京都市の製造品出荷額等及び事業所数・従業員数の推移

区分	令和元年		令和2年		令和3年	
	京都市	南区	京都市	南区	京都市	南区
製造品出荷額等 (百万円)	2,665,301	519,384	2,462,017	505,575	2,142,892	481,447
事業所数(事業所)	2,050	480	2,067	513	2,040	529
従業員数(人)	62,713	17,805	63,642	18,304	61,518	18,385

注)従業員4人以上の事業所の集計値

出典：「工業統計調査」(令和8年1月閲覧、京都市統計ポータル)

「令和3(2021)年経済センサスー活動調査」(令和8年1月閲覧、京都市統計ポータル)

(3) 商業

京都市及び南区の年間商品販売額及び事業所数・従業員数の推移は、表2-7に示すとおりである。

令和3年の京都市では、年間商品販売額は6,143,758百万円、商業事務所数は13,620事務所、従業員数は131,823人であり、南区では年間商品販売額は2,520,596百万円、商業事務所数は1,275事務所、従業員数は19,538人であった。平成28年と比較すると、京都市及び南区では年間商品販売額は増加したが、事業所数及び従業員数では減少していた。

表 2-7 京都市の年間販売額及び商業事務所数・従業員数の推移

区分	平成26年		平成28年		令和3年	
	京都市	南区	京都市	南区	京都市	南区
年間商品販売額(百万円)	4,389,249	870,144	5,363,218	1,300,017	6,143,758	2,520,596
事業所数(事業所)	19,804	1,724	18,894	1,729	13,620	1,275
従業員数(人)	163,211	23,146	166,316	24,636	131,823	19,538

出典：「商業統計調査」(令和8年1月閲覧、京都市統計ポータル)

「令和3(2021)年経済センサスー活動調査」(令和8年1月閲覧、京都市統計ポータル)

2.2.4 土地利用

京都市の都市計画・用途地域等の指定状況は、表2-8に示すとおりである。また、事業計画地は、図2-2に示すとおり、都市計画法上の「工業地域」に指定されている。

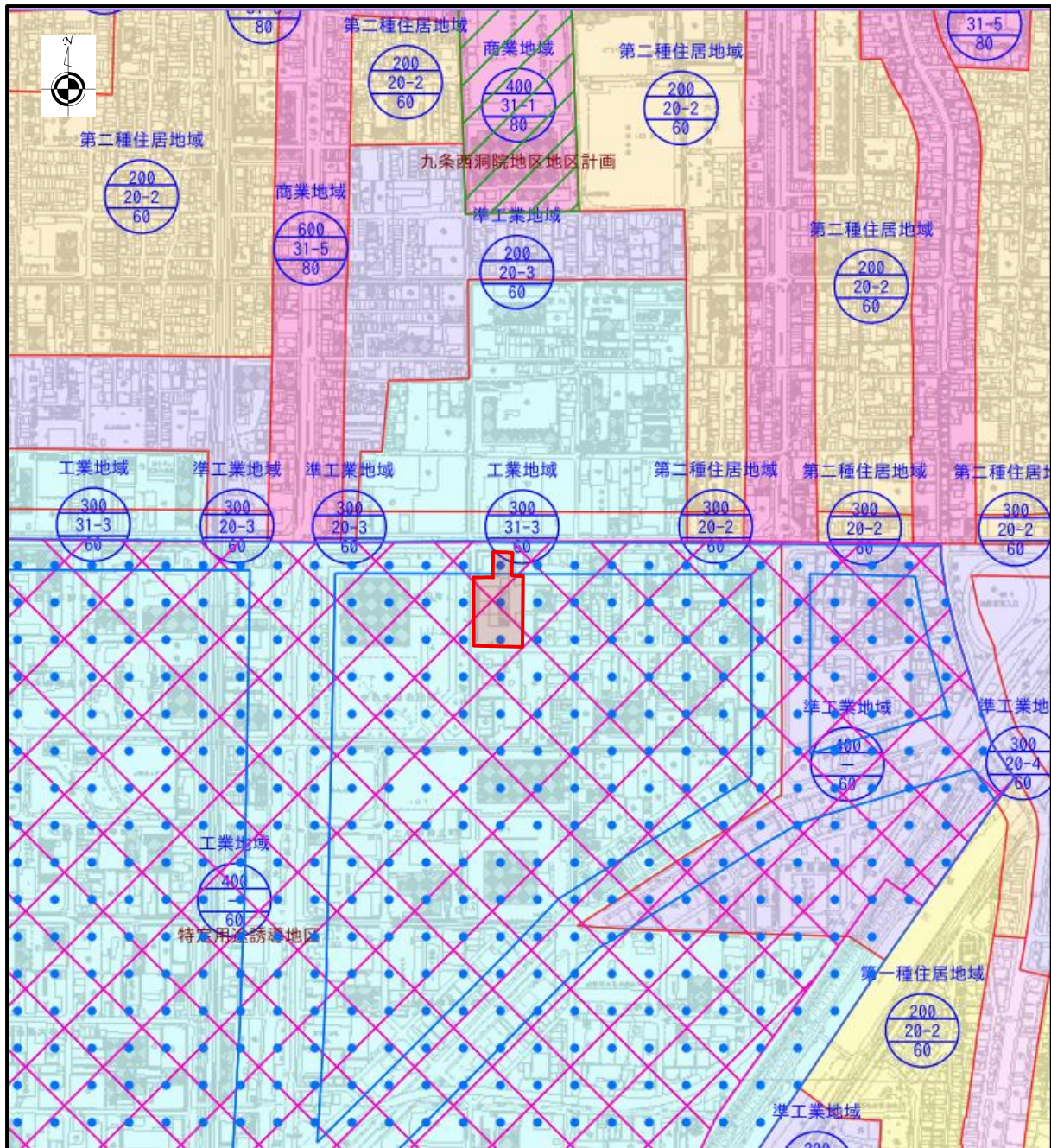
表 2-8 京都市の都市計画・用途地域等の指定状況

都市計画の内容	面積 (ha)	構成比 (%)
市域面積	82,783	100.0
都市計画区域	48,051	58.0
市街化区域	14,980	31.2
市街化調整区域	33,071	68.8
用途地域	14,980	100
第一種低層住居専用地域	3,543	23.6
第二種低層住居専用地域	21	0.1
第一種中高層住居専用地域	2,143	14.3
第二種中高層住居専用地域	855	5.7
第一種住居地域	1,810	12.1
第二種住居地域	1,197	8.0
準住居地域	85	0.6
近隣商業地域	1,019	6.8
商業地域	1,100	7.3
準工業地域	1,855	12.4
工業地域	1,292	8.6
工業専用地域	68	0.5

注 1) 市街化調整区域及び市街化区域の構成比は、都市計画区域に対する割合である。

注 2) 用途地域の構成比は、市街化区域に対する割合である。

出典：「京都市統計書」（令和 8 年 1 月閲覧、京都市ホームページ）



出典：「都市計画情報検索システム」（令和8年1月現在、京都市）

0 100 200 300m

凡例

: 事業計画地

凡例

	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	地区計画区域
	特別用途地区
	高度利用地区
	特定街区

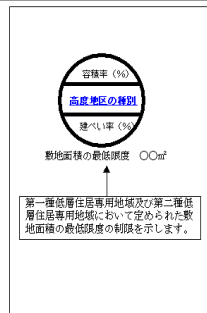


図 2-2 用途地域図

2.2.5 水域利用

(1) 上水・農業用水

京都市の水道水は琵琶湖疏水、宇治川から取水しており、表2-9に示すとおり、市内3ヶ所の浄水場では1日738,778m³の浄水処理能力を有している。

表 2-9 京都市の水道事業の現状

令和6年度末現在

項目	数値
給水人口	1,428,439人
使用者数	807,768件
普及率(全市人口比)	99.9%
普及率(給水区域内人口比)	99.9%
施設能力	738,778m ³ /日
配水管延長	4,235km
年間給水量	174,978千m ³
1日最大給水量	507,397m ³
1日平均給水量	479,393m ³

出典：「令和7年度版 水道統計年報」（令和8年1月閲覧、京都市上下水道局ホームページ）

(2) 地下水

「全国地下水資料台帳」（令和8年1月閲覧、国土交通省ホームページ）によると、京都市内では、721ヶ所において深井戸(概ね30m以深)における地下水利用があり、地下水の使用目的は、生活用で118ヶ所、都市用で47ヶ所、工業用で187ヶ所、農業用で42ヶ所、その他で320ヶ所、未利用で4ヶ所、不明は2ヶ所という状況であった。また、事業計画地のある南区内では、128ヶ所において深井戸における地下水利用があり、地下水の使用目的は、生活用で17ヶ所、都市用で3ヶ所、工業用で59ヶ所、農業用で9ヶ所、その他で39ヶ所、未利用で1ヶ所という状況であった。

2.2.6 交通

(1) 鉄道

事業計画地に最も近い駅である地下鉄烏丸線近鉄京都線の十条駅は、事業計画地より南東方向へ約310m付近に位置しており、京都市統計書(令和8年1月閲覧)によると、令和5年度における乗客数は1,635千人であった。また、事業計画地より北西方向へ約350m付近に近鉄京都線の十条駅が位置しており、令和5年度における乗客数は、1,105千人であった。

(2) 道路

事業計画地周辺の交通量調査結果は表2-10に、交通網と交通量調査地点図は図2-3に示すとおりである。

事業計画地周辺の主な道路として、京都環状線に面しており、西側230m付近に油小路通、南側350m付近に久世橋通、東側310m付近に下鴨京都停車場線がある。

なお、事業計画地直近の北側の道路として京都環状線(幅員約22m)、南側の道路として一般市道洛南緯2号線(幅員約8m)、西側の道路として一般市道南第二経1号線(幅員約9m)がある。

表 2-10 事業計画地周辺の交通量調査結果

区間番号	路線名	観測地点名	平日12時間 自動車類交通量(台)			平日24時間 自動車類 交通量 (台)	混雑度
			小型車	大型車	計		
26501810280	主要地方道 京都環状線	京都市南区東九条松田町	12,443	1,422	13,865	*18,302	0.98
26501810250	主要地方道 京都環状線	京都市南区吉祥院御池町	20,734	2,762	23,496	*31,955	1.53
26701590010	一般市道 油小路通	京都市南区西九条島町	26,516	2,492	29,008	*39,741	1.67
26701590030	一般市道 油小路通	京都市南区上鳥羽尻切町	27,480	3,274	30,754	*42,441	1.14
26701590050	一般市道 油小路通	京都市伏見区竹田向代町川町	29,069	3,680	32,749	*45,194	1.29
26300010240	一般国道1号	京都市南区上鳥羽高島町(上り) 京都市南区上鳥羽菅田町(下り)	*27,180	*5,216	*32,396	*46,003	1.43
26300010270	一般国道1号	京都市南区上鳥羽南花名町地先	*31,649	*6,437	*38,086	*54,463	1.18
26701760010	一般市道 久世橋道	京都市南区上鳥羽南島田町	11,903	1,620	13,523	18,482	1.29
26701760050	一般市道 久世橋道	京都市南区上鳥羽北塔ノ本町	11,549	1,866	13,415	*17,708	0.63
26710240020	一般市道 東九条9号線	京都市南区東九条柳下町	25,608	2,716	28,324	*37,954	1.04
26300240050	一般国道24号	京都市南区東九条柳下町	*19,863	*1,917	*21,780	*28,314	0.84

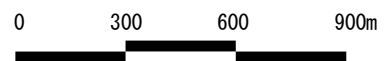
注1) 昼間12時間とは、午前7時～午後7時の12時間である。

注2) 「*」を付したものは推定交通量

出典：「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査」(国土交通省 ホームページ)



出典：国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図



凡例

■ : 事業計画地

- 高速道路
- 国道及び国道番号
- 都道府県道
- 有料道路

- 単線 駅 複線以上
- (JR線)
- 普通鉄道
- 側線 地下駅
- トンネル

図 2-3 交通センサスの調査地点図

2.2.7 施設状況

事業計画地周辺における配慮の必要な施設の配置状況については、表2-11(1)～(3)及び図2-4(1)～(3)に示すとおりである。

(1) 幼稚園、学校

表 2-11(1) 事業計画地周辺の配慮施設(幼稚園、学校)

区分	番号	名称
幼稚園	1	私立 京都聖母学院幼稚園
	2	市立 深草幼稚園
	3	私立 砂川幼稚園
	4	私立 光徳幼稚園
小学校	5	私立 京都聖母学院小学校
	6	市立 砂川小学校
	7	市立 稻荷小学校
	8	市立 九条弘道小学校
	9	市立 南大内小学校
	10	市立 唐橋小学校
	11	市立 九条塔南小学校
	12	市立 上鳥羽小学校
小中学校 (義務教育学校)	13	市立 東山泉小中学校(西学舎)
	14	市立 凌風小中学校
中学校	15	市立 深草中学校
	16	私立 京都聖母学院中学校
	17	私立 大谷中学校
	18	市立 九条中学校
	19	私立 洛南高等学校附属中学校
	20	市立 八条中学校
	21	市立 洛南中学校
高等学校	22	私立 京都聖母学院高等学校
	23	市立 京都奏和高等学校
	24	私立 大谷高等学校
	25	私立 洛南高等学校
	26	府立 鳥羽高等学校
大学	27	私立 龍谷大学

注1) 表内の番号は図2-4(1)に対応。

注2) 学校は学校教育法第1条に規定する学校を記載している。

出典：「京都市立学校・幼稚園のホームページ一覧」（令和8年1月閲覧、京都市教育委員会ホームページ）

「京都市内の私立幼稚園一覧」（令和8年1月閲覧、京都市情報館）

「京都府私立学校名簿」（令和8年1月閲覧、京都府ホームページ）

「京都府京都市の大学一覧」（令和8年1月閲覧、学校・塾/幼稚園検索スタディピアホームページ）

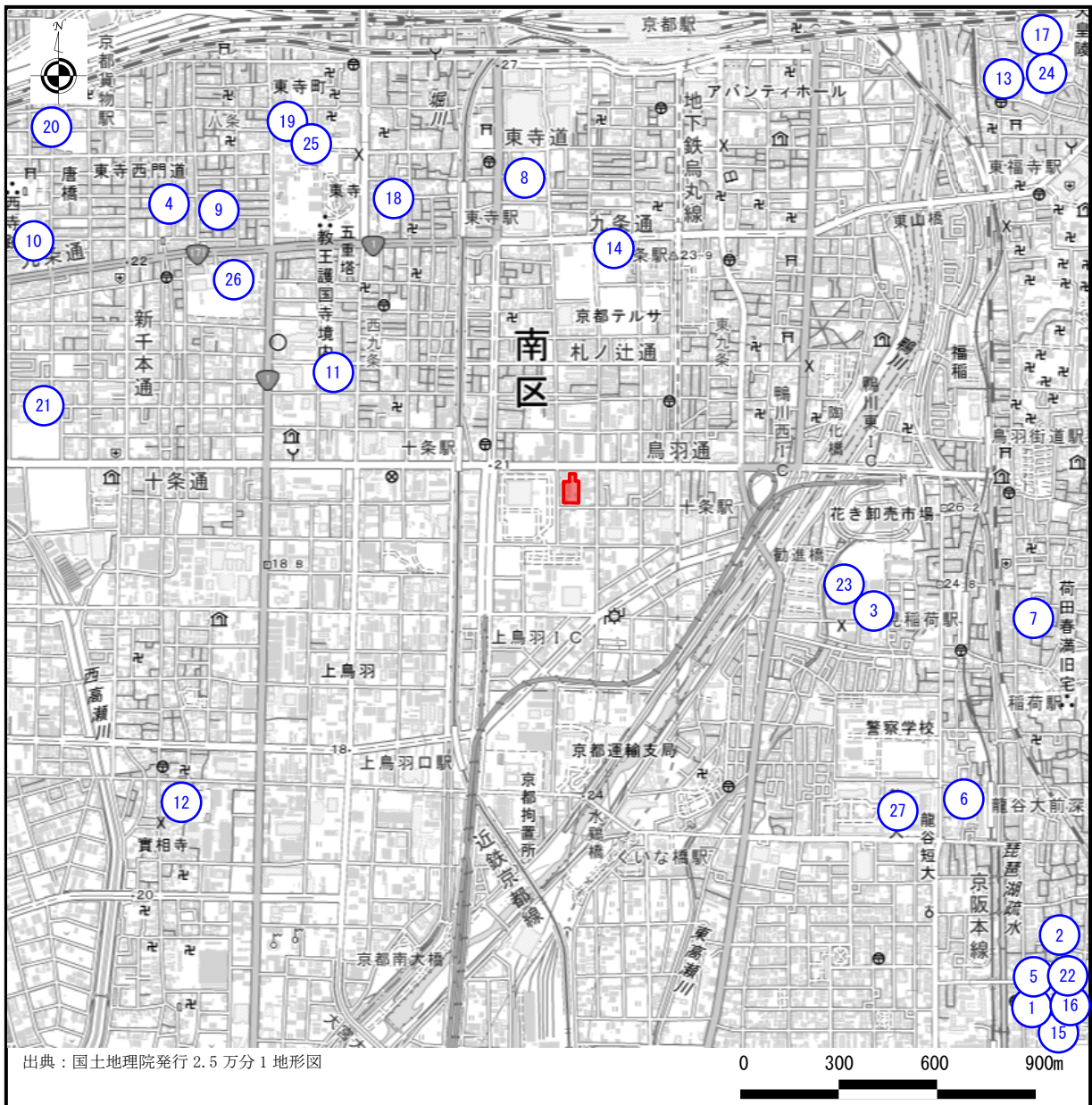


図 2-4(1) 事業計画地周辺の配慮施設(幼稚園、学校)

(2) 保育所、こども園

表 2-11(2) 事業計画地周辺の配慮施設(保育所、こども園)

区分	番号	区分	名称
保育所	1	保育所	京都聖母学院保育園
	2	保育所	稲荷砂川保育園
	3	保育所	松ノ木保育園
	4	保育所	洛南保育園
	5	保育所	隨林寺保育園
	6	保育所	ひかり保育園
	7	保育所	東寺保育園
	8	保育所	共栄保育園
	9	保育所	みのり園
	10	保育所	南保育所
	11	保育所	東和保育園
	12	保育所	村山保育園
	13	保育所	上鳥羽保育園
	14	認可外保育	きつずハウスみやこ
	15	認可外保育	みくるま保育園
認定 こども園	16	法光院こども園	
	17	カトリック希望の家こども園	
	18	永興京都駅みなみこども園	
	19	山ノ本こども園	
小規模 保育事業等	20	ほほえみ保育園竹田園	
	21	隨林寺小規模保育園ずいりんじ保育ルーム	
	22	十条たけだ保育園	

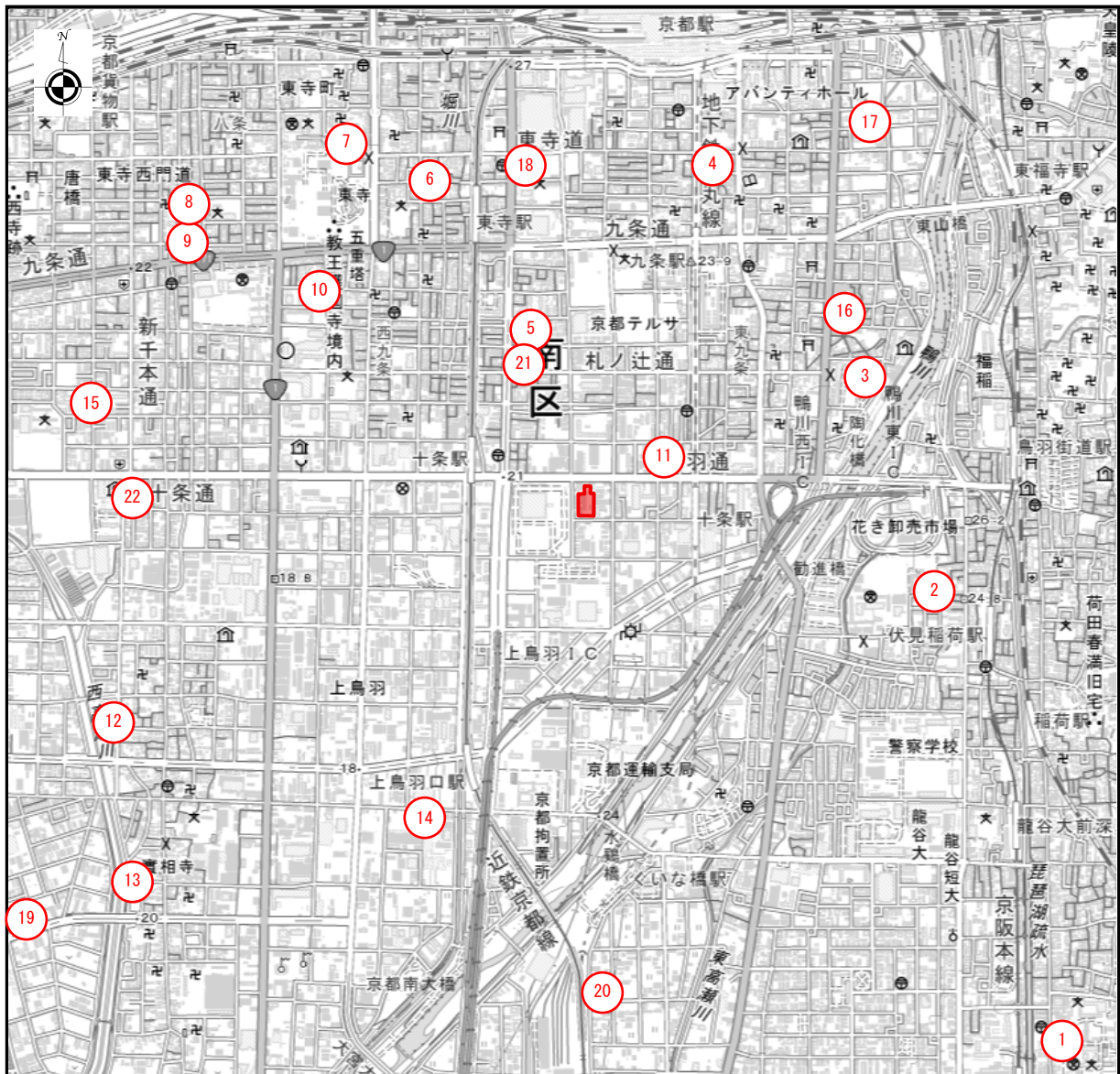
注1) 表内の番号は図2-4(2)に対応。

注2) 保育所は児童福祉法第7条第1項に規定する保育所を記載している。

注3) 認定こども園は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園を記載している。

出典：「保育施設・事業所情報一覧」（令和8年1月閲覧、京都市情報館）

「認可外保育施設一覧」（令和8年1月閲覧、京都市情報館）



出典：国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図

0 300 600 900m

凡 例

- : 事業計画地
- : 配慮施設(保育所、こども園)

図 2-4 (2) 事業計画地周辺の配慮施設(保育所、こども園)

(3) 病院、福祉施設、図書館

表 2-11 (3) 事業計画地周辺の配慮施設(病院、福祉施設、図書館)

区分	番号	名称
病院	1	医療法人財団医道会 十条武田リハビリテーション病院
	2	医療法人財団今井会 足立病院 第二足立病院
	3	医療法人社団親和会 京都木原病院
	4	医療法人社団洛和会 洛和会東寺南病院
	5	京都第一赤十字病院
	6	医療法人社団育生会 京都久野病院
	7	医療法人財団医道会 稲荷山武田病院
福祉施設	8	特別養護老人ホーム レット・イット・ビー
	9	特別養護老人ホーム 洛東園
	10	特別養護老人ホーム ビハーラ十条
	11	京都市東九条特別養護老人ホーム
	12	特別養護老人ホーム 塔南の園
	13	特別養護老人ホーム 故郷の家・京都
	14	社会福祉法人清和園 鳥羽ホーム
図書館	15	南図書館

注1) 表内の番号は図2-4(3)に対応。

注2) 病院は、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するものを記載している。

注3) 福祉施設は、老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設を記載している。

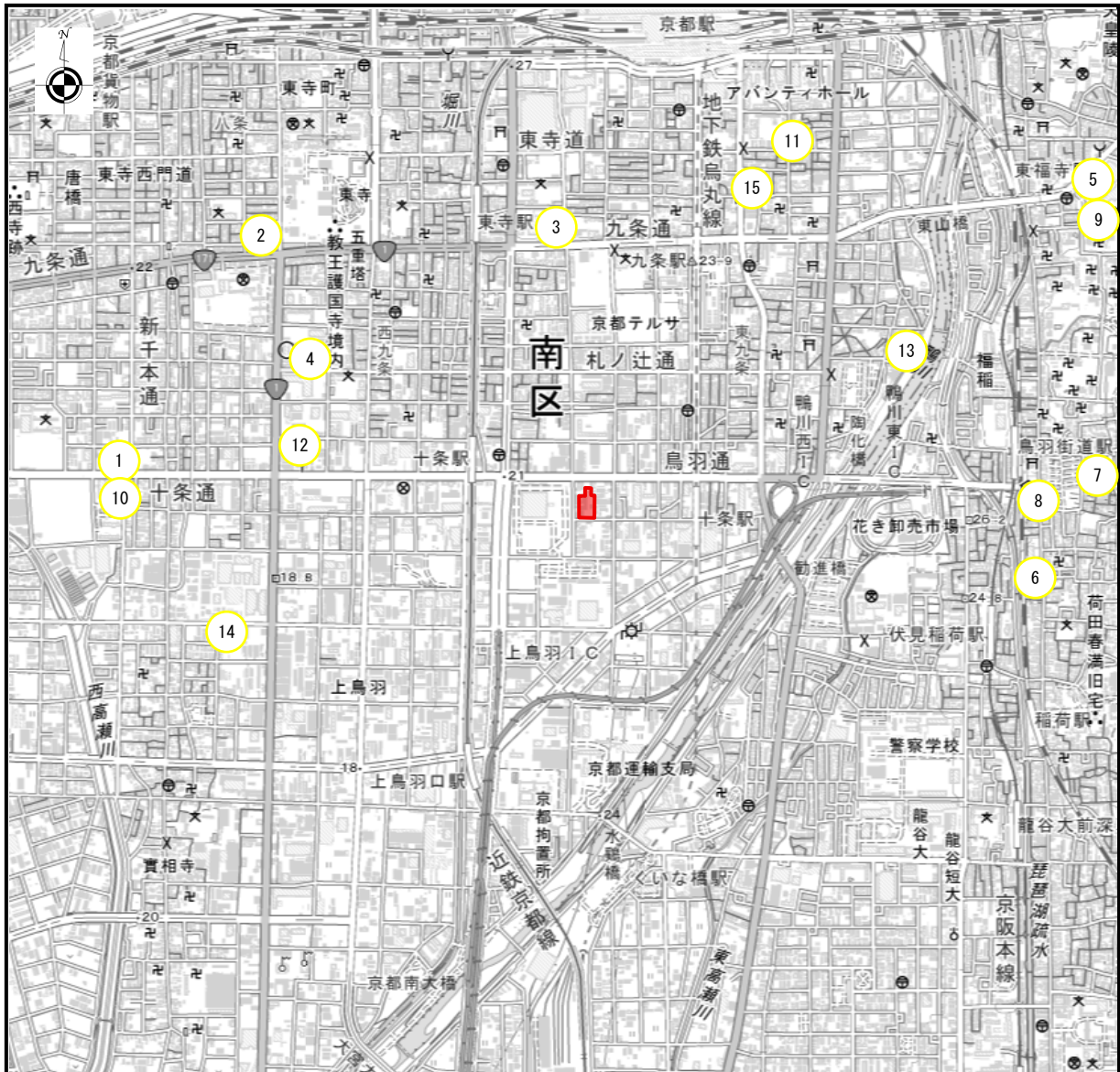
出典：「医療機関一覧について」（令和8年1月閲覧、京都市情報館）

「介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)」（令和8年1月閲覧、京都市情報館）

「老人福祉センター」（令和8年1月閲覧、京都市情報館）

「事業所一覧」（令和8年1月閲覧、社会福祉法人、京都市社会福祉協議会ホームページ）

「図書館一覧」（令和8年1月閲覧、京都市図書館ホームページ）



出典：国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図

0 300 600 900m

凡 例

- ：事業計画地
- ：配慮施設(病院、福祉施設、図書館)

図 2-4 (3) 事業計画地周辺の配慮施設(病院、福祉施設、図書館)

2.2.8 下水道の整備状況

京都市における下水道の整備状況は、表2-12に示すとおりである。
令和6年度末における京都市の下水道普及率は、99.5%であった。

表 2-12 京都市の下水道整備の状況

令和6年度末現在

	行政人口 (人)	処理人口 (人)	処理面積 (ha)	普及率(%) (処理人口/行政人口)
公共下水道	1,368,513	1,361,800	15,658	99.5
桂川右岸流域下水道	196,300	195,100	2,290	99.4
木津川流域下水道	26,400	26,300	234	99.6

出典：「京都府の汚水処理人口普及率について(令和6年度末)」(令和8年1月閲覧、京都府ホームページ)

2.2.9 文化財の分布状況

事業計画地及び周辺における埋蔵文化財包蔵地の状況は、図2-5に示すとおりである。

事業計画地の北側には、一般遺跡・特別一般遺跡である平安京跡が広がって位置しており、当該区域は古代都城・平安京の条坊制に基づき形成された市街地の一部に該当する区域である。平安京跡の区域内には、史跡・名勝・天然記念物・文化財環境保全遺跡や、重要遺跡・小規模遺跡・古墳などの遺跡が複数存在している。これらのうち、事業計画地に最も近接して位置する史跡・名勝・文化財環境保全に該当する遺跡として、教王護国寺境内遺跡が存在している。

なお、事業計画地については、現時点において埋蔵文化財包蔵地としての種別指定はなされていない。

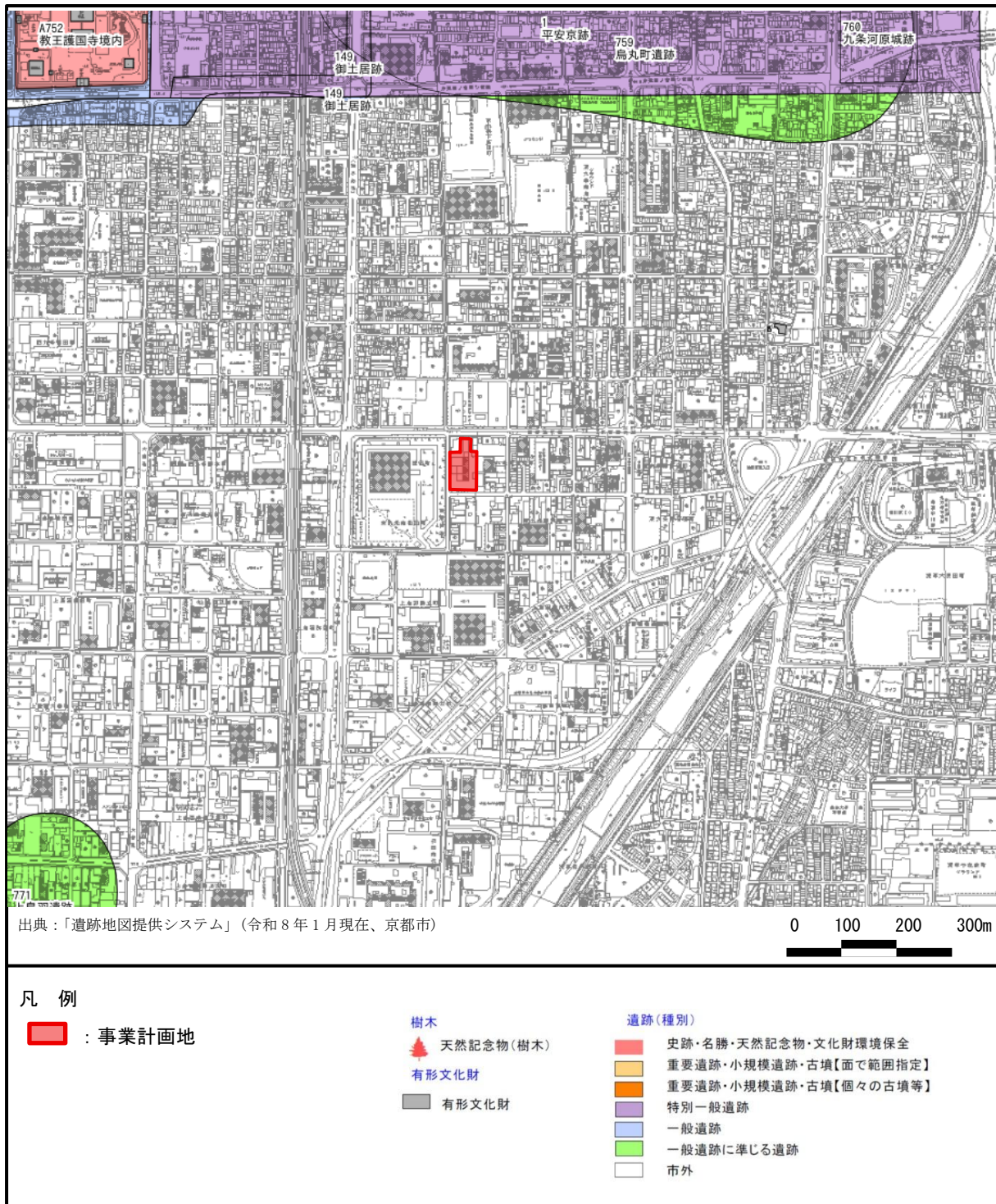


図 2-5 事業計画地及びその周辺における埋蔵文化財包蔵地

2.2.10 人と自然との触れあいの活動の場

人と自然との触れあいの活動の場については、表2-13及び図2-6に示すとおりである。

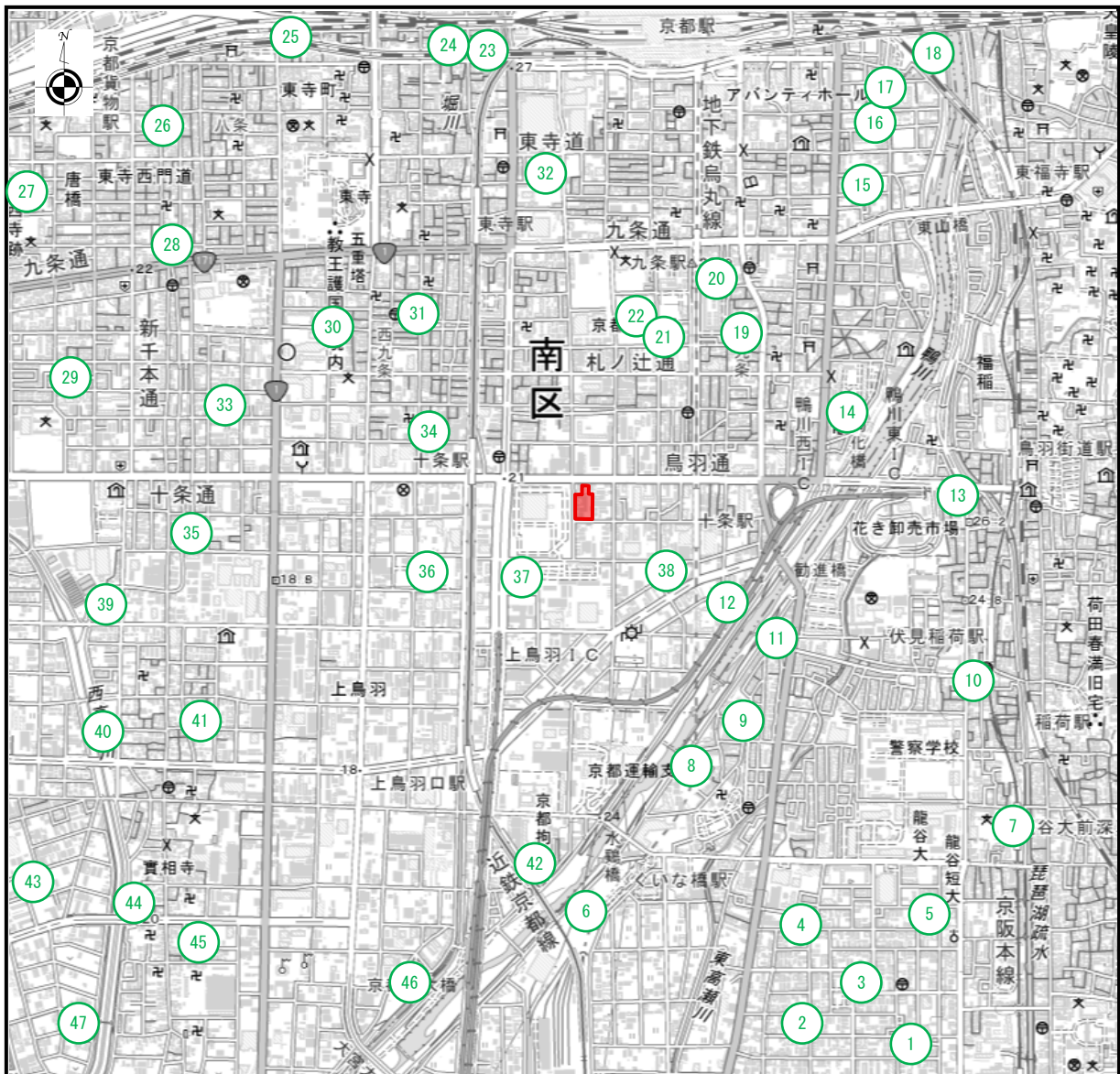
表2-13 事業計画地周辺の人と自然とのふれあい活動の場

番号	名称	番号	名称
1	深草東児童公園	25	八条公園
2	深草西公園	26	赤金公園
3	深草西浦中(JCL西浦中)公園	27	唐橋西寺公園
4	砂川西公園	28	唐橋羅城門公園
5	砂川東公園	29	琵琶塚児童公園
6	竹田公園	30	西九条児童公園
7	深草ケナサ公園	31	比永城公園
8	深草向川原公園	32	春日公園
9	桜島公園	33	豊田公園
10	稲荷児童公園	34	柳の内公園
11	勸進橋東公園	35	上調子児童公園
12	勸進橋公園	36	上鳥羽公園
13	相深公園	37	鉾立公園
14	松ノ木児童公園	38	苗代児童公園
15	南岩本公園	39	中ノ坪児童公園
16	北岩本児童公園	40	村山公園
17	北河原公園	41	島田児童公園
18	屋形町(ひかり)公園	42	向代公園
19	御霊児童公園	43	山ノ本公園
20	南烏丸児童公園	44	鍋ヶ淵児童公園
21	明田児童公園	45	岩ノ本児童公園
22	殿田公園	46	火打形公園
23	寺ノ前児童公園	47	清井公園
24	戒光寺公園		

注)表内の番号は図2-6に対応。

出典：「京都市の公園一覧」(令和8年1月閲覧、京都市ホームページ)

「京都市公園街路樹配置図」(令和8年1月閲覧、京都市ホームページ)



出典：国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図

凡 例

■：事業計画地

○：事業計画地周辺の人と自然とのふれあいの活動の場

図 2-6 事業計画地周辺の人と自然とのふれあいの活動の場

2.2.11 景観

京都市では、良好な景観の形成のため、表2-14に示すとおり、自然・歴史的景観及び市街地景観との区域約44,916ha(市域の約54%)^{注)}を景観計画区域としている。

このうち、事業計画地は、景観地区の「町並み型建造物修景地区」と眺望景観保全地域の「遠景デザイン保全区域」に指定されている。

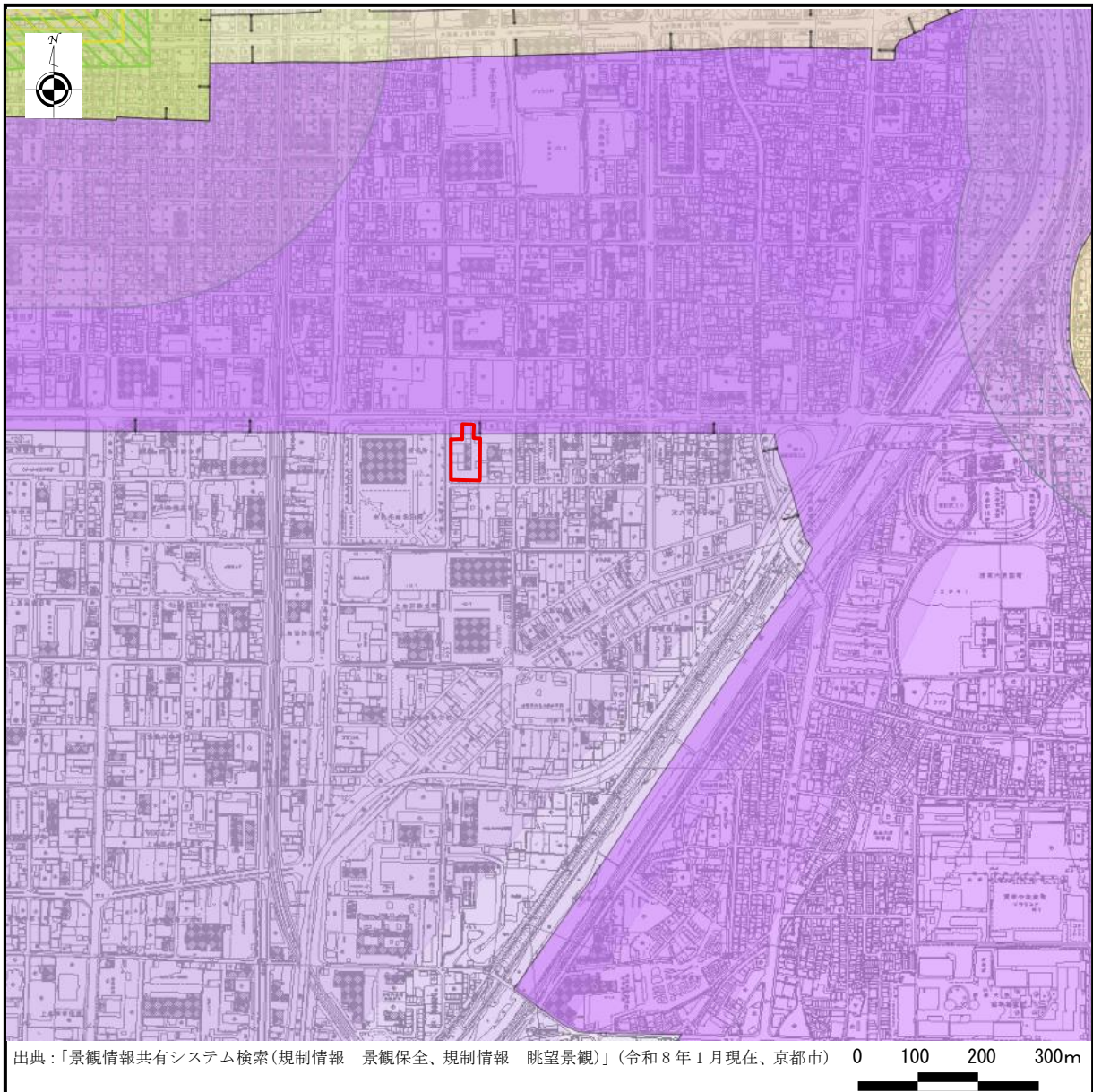
事業計画地周辺の景観計画区域は図2-7(1)に、眺望景観保全地域指定概要図と事業計画地は図2-7(2)に示すとおりである。

表 2-14 景観計画区域

区域の名称		面積(ha)
自然・歴史的景観	風致地区	約17,943
	歴史的風土保存区域	約8,513
	歴史的風土特別保存地区	約2,861
	自然風景保全地区	約25,780
	特別緑地保全地区(近郊緑地特別保全地区を含む。)	約238
	近郊緑地保全区域	約3,333
市街地景観	景観地区(美観地区及び美観形成地区)	約3,431
	建造物修景地区	約8,576
	伝統的建造物群保存地区	約15
	眺望景観保全地域	約41,987

注) 場所によっては、複数の区域、地区が重複して指定されている場合がある。

出典：「京都市景観計画」(令和8年1月、京都市)



凡例

 : 事業計画地

景観地区

- 山ろく型美観地区
- 山並み背景型美観地区
- 岸辺型美観地区
- 旧市街地型美観地区
- 歴史遺産型美観地区 一般地区
- 歴史遺産型美観地区 歴史的景観保全修景地区
- 歴史遺産型美観地区 界わい景観整備地区
- 重要界わい景観整備地域
- 沿道型美観地区
- 市街地型美観形成地区
- 沿道型美観形成地区

建築物修景地区

- 山ろく型建築物修景地区
- 山並み背景型建築物修景地区
- 岸辺型建築物修景地区
- 町並み型建築物修景地区

その他の地区

- 沿道景観形成地区
- 市街地景観協定地区
- 伝統的建造物群保存地区
- 地域景観づくり協議地区

風致地区

- 風致地区第1種地域
- 風致地区第2種地域
- 風致地区第3種地域
- 風致地区第4種地域
- 風致地区第5種地域
- 風致地区特別修景地域
(風致地区による建ぺい率の適用なし)
- 風致地区特別修景地域
(風致地区による建ぺい率の適用あり)

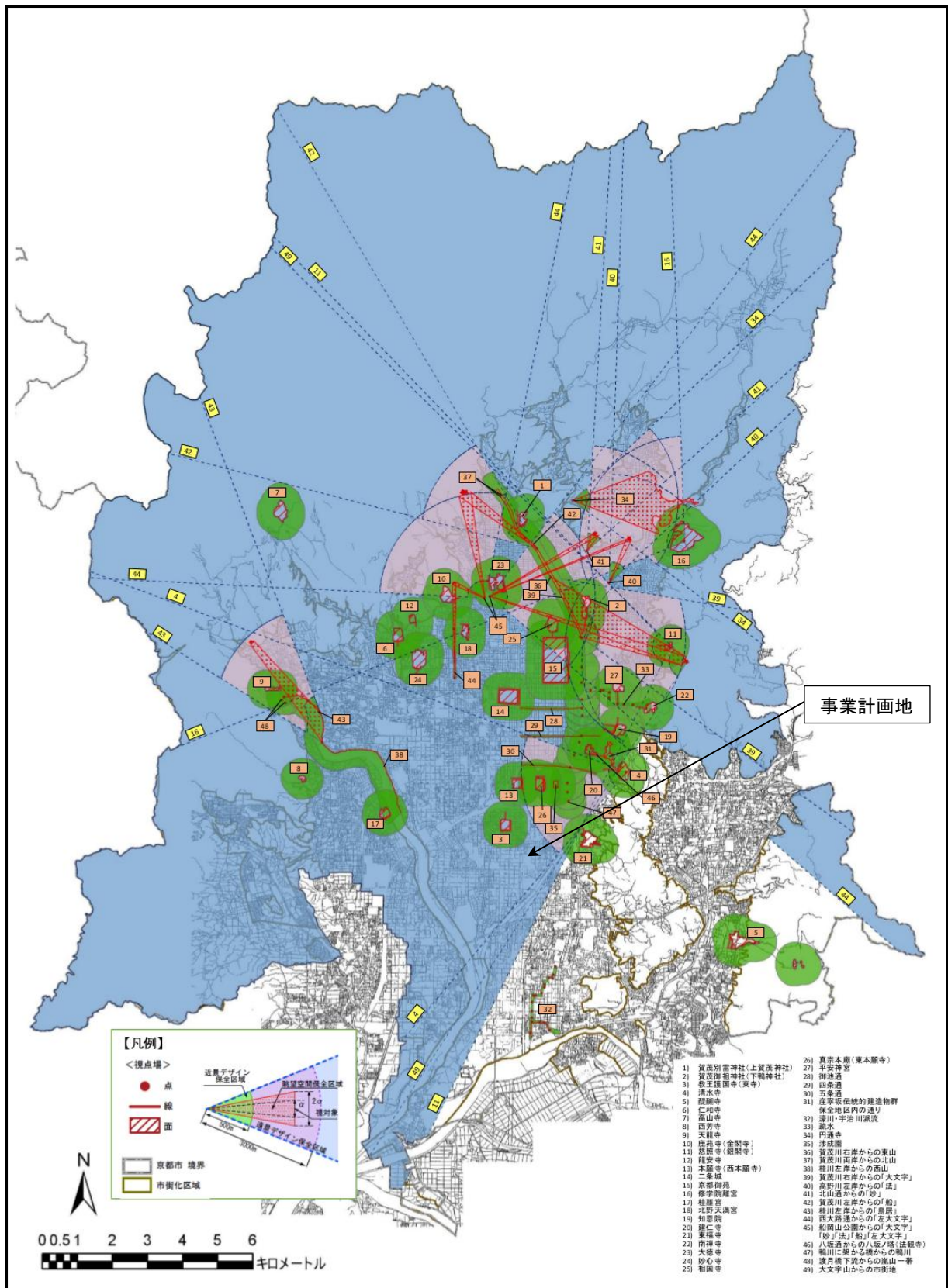
歴史的風土・緑地・自然風景

- 歴史的風土保存区域
- 歴史的風土特別保存地区
- 近郊緑地保全区域
- 特別緑地保全地区
- 第1種自然風景保全地区
- 第2種自然風景保全地区

眺望景観

- 眺望空間保全区域
- 視点場(境内の眺め)
- 近景デザイン保全区域(境内の眺め)
- 視点場(境内の眺め)に近接する区域
- 視点場(境内地周辺の眺め)
- 近景デザイン保全区域
(境内地周辺の眺め)
- 視点場
- 近景デザイン保全区域
- 遠景デザイン保全区域(3km以内)
- 遠景デザイン保全区域

図 2-7(1) 事業計画地周辺の景観計画区域



出典：「京都市景観計画眺望景観保全地域」（令和8年1月閲覧、京都市ホームページ）

図 2-7(2) 眺望景観保全地域指定概要図と事業計画地

2.2.12 環境の概要

(1) 大気質

京都市内の大気汚染の常時監視について、事業計画地周辺では、壬生局(一般環境大気測定局)及び自排南局(自動車排ガス測定局)で測定を行っている。測定項目は、表2-15に示すとおりである。

表 2-15 事業計画地周辺の測定局における測定項目

測定区分	測定局名	所在地	測定項目					
			二酸化硫黄	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	一酸化炭素	光化学オキシダント	微小粒子状物質
一般環境大気	壬生 (京都看護大学)	中京区壬生東高田町 1-21	○	○	○		○	○
自動車排ガス	自排南 (南区総合庁舎)	南区西九条南田町 1-3		○	○	○		○

出典：「大気汚染常時監視測定結果 令和6年度版(2024年度版)」(令和8年1月閲覧、京都市ホームページ)

① 二酸化硫黄(SO₂)

事業計画地周辺の二酸化硫黄(SO₂)の令和6年度の測定結果は、表2-16に示すとおりであり、環境基準及び京都市環境保全基準を達成している。

表 2-16 二酸化硫黄(SO₂)の測定結果(令和6年度)

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数
				時間	%	日	%				
壬生	360	8587	0.000	0	0.0	0	0.0	0.013	0.001	○	0

注1)「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.04ppmを超えた日数。ただし、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

注2)京都市環境保全基準：1時間値の1日平均値が0.02ppm以下である。

出典：「大気汚染常時監視測定結果 令和6年度版(2024年度)」(令和8年1月閲覧、京都市ホームページ)

② 二酸化窒素(NO₂)

事業計画地周辺の二酸化窒素(NO₂)の令和6年度の測定結果は、表2-17に示すとおりであり、環境基準及び京都市環境保全基準(当分の間の基準：1時間値の1日平均値0.04ppm以下)を達成している。

表 2-17 二酸化窒素(NO₂)の測定結果(令和6年度)

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	
					時間	%	時間	%	日	%	日	%		
壬生	363	8648	0.007	0.046	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.019	0
自排南	363	8649	0.013	0.143	0	0.0	1	0.0	0	0.0	0	0.0	0.028	0

注1)「98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数」とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にあって、かつ、0.06ppmを超えた日数である。

注2)京都市環境保全基準：1時間値の1日平均値が0.02ppm以下(ただし当分の間1時間値の1日平均値0.04ppm以下)である。

出典：「大気汚染常時監視測定結果 令和6年度版(2024年度)」(令和8年1月閲覧、京都市ホームページ)

③ 浮遊粒子状物質(SPM)

事業計画地周辺の浮遊粒子状物質(SPM)の令和6年度の測定結果は、表2-18に示すとおりであり、環境基準及び京都市環境保全基準を達成している。

表 2-18 浮遊粒子状物質(SPM)の測定結果(令和6年度)

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数
				時間	%	日	%				
壬生	355	8552	0.012	0	0.0	0	0.0	0.048	0.028	○	0
自排南	351	8423	0.012	0	0.0	0	0.0	0.087	0.027	○	0

注1)「環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.10mg/m³を超えた日数。ただし、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

注2)京都市環境保全基準：1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下、1時間値が0.20mg/m³以下である。

出典：「大気汚染常時監視測定結果 令和6年度版(2024年度)」(令和8年1月閲覧、京都市ホームページ)

④ 一酸化炭素(CO)

事業計画地周辺の一酸化炭素(CO)の令和6年度の測定結果は、表2-19に示すとおりであり、環境基準及び京都市環境保全基準を達成している。

表 2-19 一酸化炭素(CO)の測定結果(令和6年度)

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数
	日	時間	ppm	回	%	日	%	ppm	ppm	有×無○	日
自排南	364	8673	0.2	0	0.0	0	0.0	1.0	0.5	○	0

注1)「環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち10ppmを超えた日数。ただし、日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

注2)京都市環境保全基準：1時間値の1日平均値が5ppm以下である。

出典：「大気汚染常時監視測定結果 令和6年度版(2024年度)」(令和8年1月閲覧、京都市ホームページ)

⑤ 光化学オキシダント(Ox)

事業計画地周辺の光化学オキシダント(Ox)の令和6年度の測定結果は、表2-20に示すとおりであり、環境基準及び京都市環境保全基準いずれも基準を達成していない。

表 2-20 光化学オキシダント(Ox)の測定結果(令和6年度)

測定局	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数			昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数			昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値
	日	時間	ppm	日	時間数とその割合		日数とその割合		時間	ppm	ppm
					時間	%	日	%			
壬生	365	5407	0.036	67	333	6.2	0	0.0	0	0.099	0.049

注1)昼間とは5時から20時までの時間帯。昼間の1時間値は6時から20時までの測定値。

注2)京都市環境保全基準：1時間値が0.06ppm以下である。(令和8年1月30日の環境省告示(施行日期：令和8年4月1日)により、光化学オキシダントの基準値について、オゾンとして、8時間値が0.07ppm以下であり、かつ、日最高8時間値の1年平均値が0.04ppm以下に改正された。)

出典：「大気汚染常時監視測定結果 令和6年度版(2024年度)」(令和8年1月閲覧、京都市ホームページ)

⑥ 微小粒子状物質 (PM2.5)

事業計画地周辺の微小粒子状物質 (PM2.5) の令和6年度の測定結果は、表2-21に示すとおりであり、環境基準及び京都市環境保全基準を達成している。

表 2-21 微小粒子状物質 (PM2.5) の測定結果 (令和6年度)

測定局	長期基準	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	短期基準	日平均値の 98%値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	長期、短期基準 ともに達成
壬生	○	8.5	○	25.5	○
自排南	○	9.7	○	26.5	○

注1) 長期基準：長期的評価として測定結果の1年平均値について評価である。

注2) 短期基準：1日平均値の年間98%値を評価である。

注3) 京都市環境保全基準：1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下である。

出典：「大気汚染常時監視測定結果 令和6年度版(2024年度)」(令和8年1月閲覧、京都市ホームページ)

(2) 騒音・振動

京都市では、騒音規制法第18条第1項に基づき、自動車騒音の常時監視を行っており、環境基準及び市保全基準の達成状況の評価並びに騒音状況の把握のため、市内の主要道路を代表する地点において、自動車騒音の測定を実施している。

達成状況の評価は、評価区間ごとに道路端から50mの範囲内にある住居等を対象として、環境基準及び市保全基準を達成している住居の戸数及びその割合等を把握することにより行っている。

$$\text{環境基準の達成率 (\%)} = \text{環境基準達成の住居等戸数} / \text{評価区間内の住居等戸数} \times 100 (\%)$$

「京都市における環境調査について(騒音・振動)」(令和8年1月閲覧、京都市情報館)によると、令和6年度に関しては、京都市内の国道、府道及び市道の主要道路33地点で騒音調査を実施し、その調査結果に基づき62評価区間について環境基準の達成状況の把握を行っている。

令和6年度は、評価区間内の住居等の戸数39,010戸のうち、38,027戸(97.5%)で昼間(午前6時から午後10時)及び夜間(午後10時から翌日の午前6時)とも環境基準を達成しており、479戸(1.2%)で昼夜間とも環境基準を超過している。

また、道路交通振動に関しては、自動車騒音調査の測定地点と同地点で道路交通振動の調査を実施しており、令和6年度は全ての調査地点で要請限度以下であった。

(3) 水質

京都市内の公共用水域(河川)の常時監視について、事業計画地周辺では、鴨川(勸進橋)、桂川(久世橋)の2カ所で測定を行っている。測定地点の水質測定結果(生活環境項目と健康項目)は、表2-22に示すとおりである。

表2-22 水質測定結果 年間平均値一覧表(令和6年度)

項目		河川名 地点名	鴨川	桂川
			勸進橋	久世橋
一般 項目	流量(m ³ /s)		2.43	—
	全水深(m)		0.57	1.15
生活環境 項目	pH		8.5	7.8
	DO		11	9.9
	BOD		1.0	0.7
	COD		2.4	2.1
	SS		2	3
	大腸菌数		450	87
	全窒素		0.58	0.80
	全磷		0.020	0.063
	全亜鉛		0.002	0.003
	ノニルフェノール		<0.00006	<0.00006
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩		<0.0006	<0.0006
健康 項目	カドミウム		<0.0003	—
	全シアン		ND	—
	鉛		<0.005	<0.005
	六価クロム		<0.01	—
	砒素		<0.005	<0.005
	総水銀		<0.0005	—
	アルキル水銀		—	—
	PCB		—	—
	ジクロロメタン		—	—
	四塩化炭素		—	—
	1,2-ジクロロエタン		—	—
	1,1-ジクロロエチレン		—	—
	シス-1,2-ジクロロエチレン		—	—
	1,1,1-トリクロロエタン		—	—
	1,1,2-トリクロロエタン		—	—
	トリクロロエチレン		—	—
	テトラクロロエチレン		—	—
	1,3-ジクロロプロペン		—	—
	チウラム		—	—
	シマジン		—	—
	チオベンカルブ		—	—
	ベンゼン		—	—
	セレン		—	—
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		—	0.59
	ふっ素		—	—
	ほう素		—	—
	1,4-ジオキサン		—	—

注1)NDは「検出されないこと」を表す。

注2)単位:mg/L(ただし、pH、大腸菌数を除く。)

注3)大腸菌数単位:CFU/100mL

出典:「平成6年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果」(令和8年1月閲覧、京都市ホームページ)

(4) 地下水

京都市内の地下水質常時監視は、京都市内の地下水質の概況を把握するために市内 46 地点にて実施する「概況調査」と、過去に汚染された地点について継続的にその動向を把握するために実施する「継続監視調査」等に区分される。

事業計画地周辺では、令和 6 年度に概況調査 1 ヶ所、継続監視調査 1 ヶ所で測定が行われており、表 2-23 に示すとおり、基準超過はなかった。

表 2-23 地下水測定結果一覧表

項目	調査名 地区番号 井戸番号	概況調査	継続監視調査(2回平均値)
		(令和6年度)	(令和6年度)
		6042 004400	6042 004300
カドミウム	<0.0003	—	
全シアン	<0.1	—	
鉛	<0.005	—	
六価クロム	<0.01	—	
砒素	<0.005	—	
総水銀	<0.0005	—	
PCB	<0.0005	—	
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	
クロロエチレン	<0.0002	<0.0002	
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	
1,1-ジクロロエチレン	<0.01	<0.01	
1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	
1,1,1-トリクロロエタン	<0.1	<0.1	
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	
テトラクロロエチレン	<0.001	0.019	
1,3-ジクロロプロペン	—	—	
チウラム	—	—	
シマジン	—	—	
チオベンカルブ	—	—	
ベンゼン	<0.001	<0.001	
セレン	<0.002	—	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.02	—	
ふっ素	0.09	—	
ほう素	<0.1	—	
1,4-ジオキサン	<0.005	—	

注1) 単位:mg/L

注2) 地区番号 6042 の位置は、図 2-8 に示すとおりである。

出典:「令和 6 年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果」(令和 8 年 1 月閲覧、京都市ホームページ)



※調査地点は、約2km四方のメッシュとして区分した地区内に存在する。
 出典：「令和6年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果」（令和8年1月
 閲覧、京都市ホームページ）

図 2-8 事業計画地周辺の汚染井戸周辺地区調査地区図

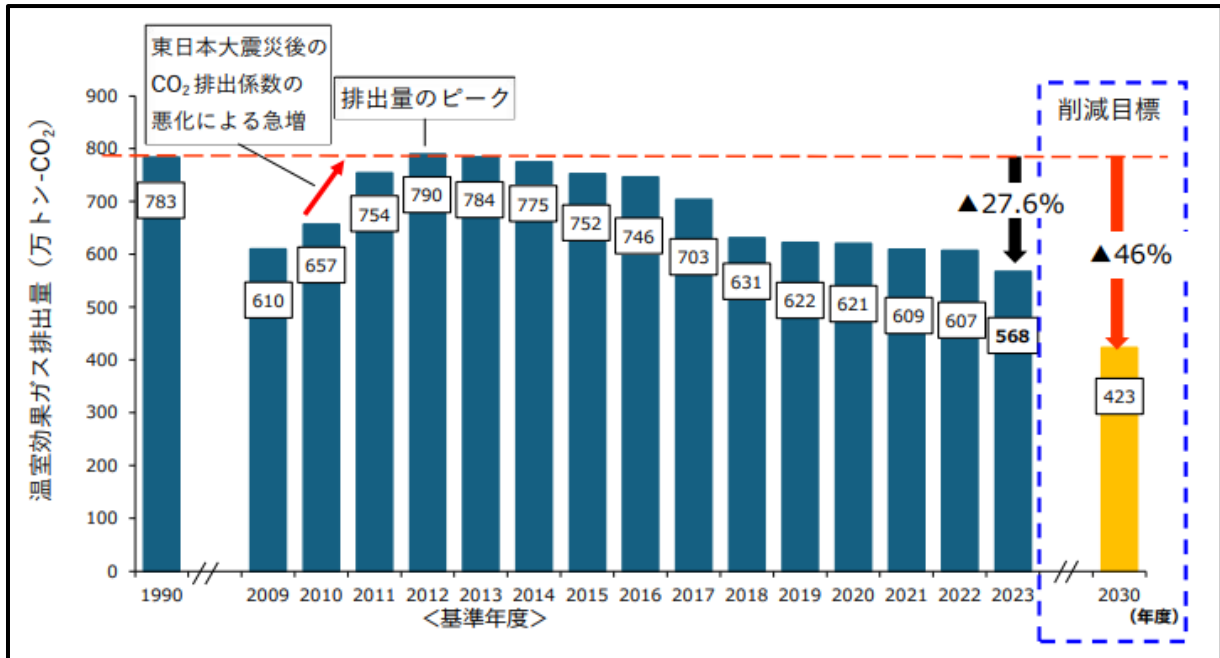
(5) 土壌環境

「京都市における大気、水質等環境調査結果(令和6年度)について」(令和8年1月閲覧、京都市情報館)によれば、事業計画地周辺では令和6年度に鞍ヶ谷南公園で、土壌汚染(ダイオキシン類)の調査が実施されており、1.4pg-TEQ/gと環境基準を達成している。

事業計画地内には「土壌汚染対策法」(平成14年、法律第53号)に基づく土壌の汚染があると認められた要措置区域及び形質変更時要届出区域はない。

(6) 温室効果ガス

京都市の令和5年度における温室効果ガス総排出量は、図2-9に示すとおり、568万トン-CO₂であり、前年度(令和4年度)に比べて39万トン-CO₂、6.5%の減少となり、また、基準年である2013年度と比較すると、216万トン-CO₂、27.6%の減少となった。



出典：「2023(令和5)年度の温室効果ガス排出量について」(令和7年8月、京都市広報資料)

図2-9 京都市における温室効果ガス総排出量の推移

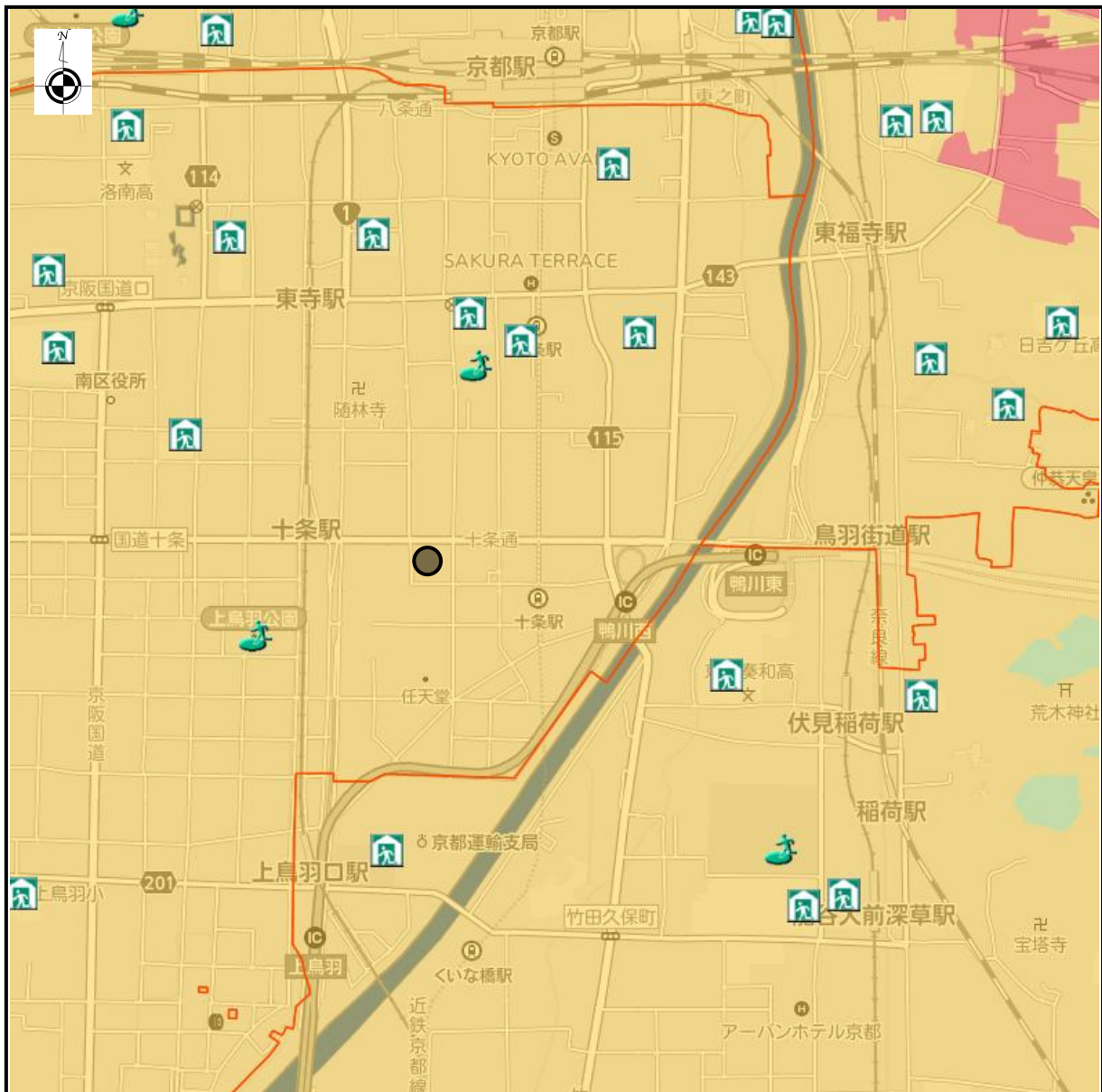
2.2.13 その他

(1) 防災に係るもの

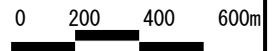
事業計画地及びその周辺には、「土砂災害防止法」(平成12年法律第57号)に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定はない。

また、京都市が公表するハザードマップ並びに京都府マルチハザード情報提供システムによると、地震及び水害発生時における事業計画地周辺の指定避難所及び指定緊急避難場所(水害)は、図2-10(1)～(2)に示すとおりである。

また、災害時の水を確保するため、京都市では防災水利構想を策定し、この取組の一環として、水の出る井戸を生活用水の確保を目的に、災害協力井戸として登録を行っている。事業計画地から周辺1km範囲内には、図2-10(3)に示すとおり、5ヶ所の井戸が登録されている。



出典：京都市 Web 版地震ハザードマップ(令和 8 年 1 月閲覧、京都市ホームページ)



南区に最も大きな被害をもたらすと想定される「花折断層地震」の震度分布を示しています。

凡例 震度1~4 震度5弱 震度5強 震度6弱 震度6強 震度7

●：事業計画地

広域避難場所

地震に伴う大火災等の二次災害の危険から地域住民の生命の安全を確保できる屋外の広い場所をいいます。

指定避難所

災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に居られなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設をいい、小学校の体育館などが指定されています。

警察

消防

官公庁

国宝・世界遺産

JR

私鉄

地下鉄

河川・池

緊急輸送路

緊急輸送路は、災害時に一般車での通行が規制されることがあります。

土砂災害警戒地域

土砂災害特別警戒地域

図 2-10(1) 地震ハザードマップ

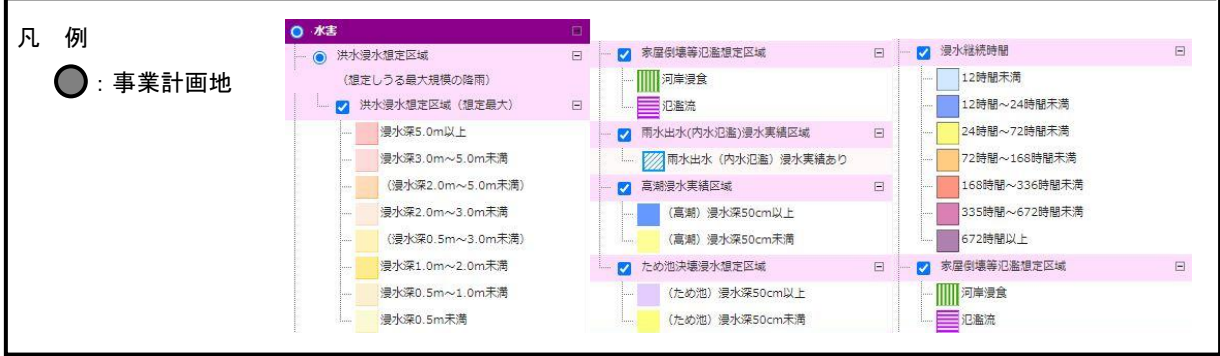
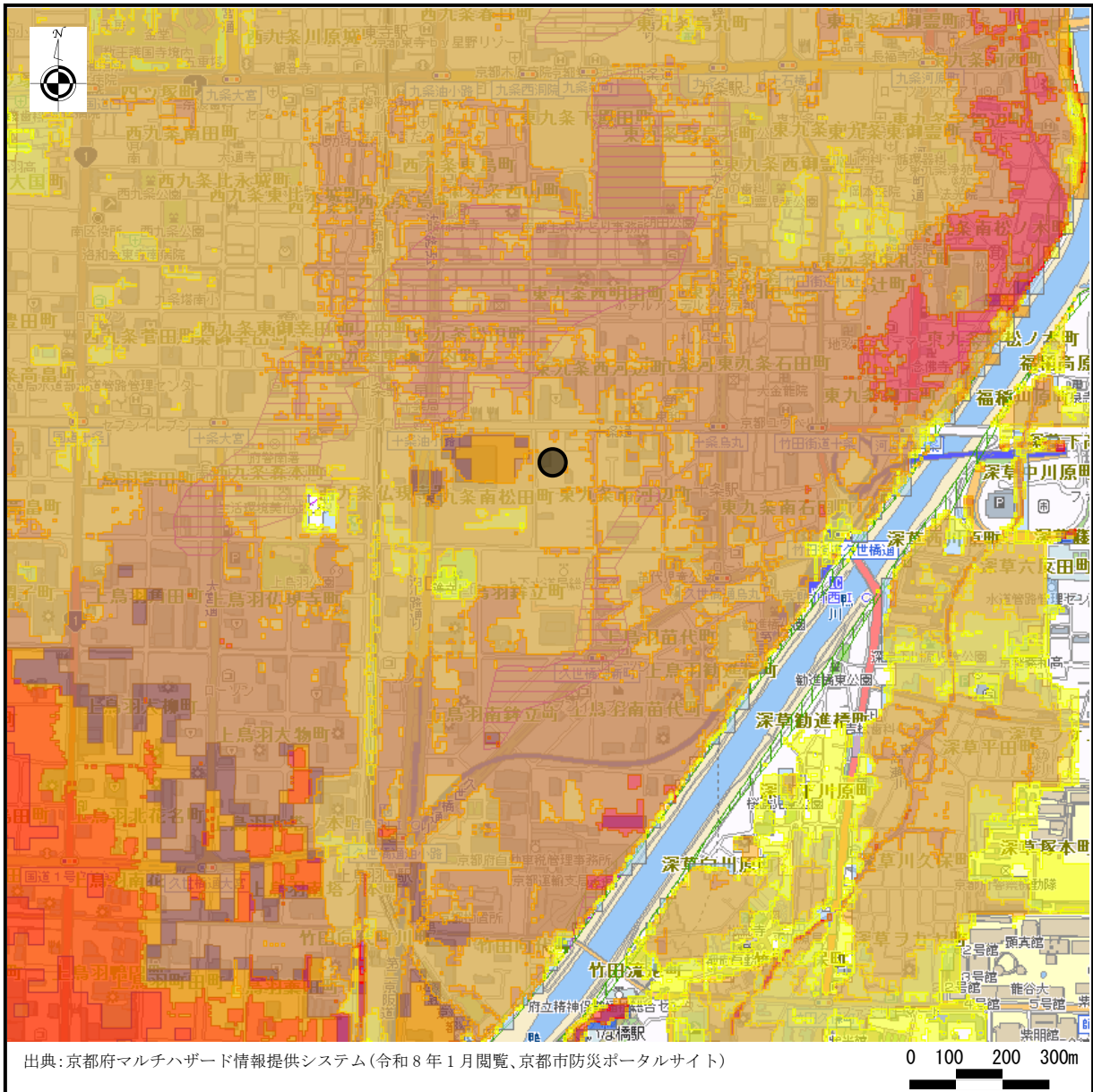
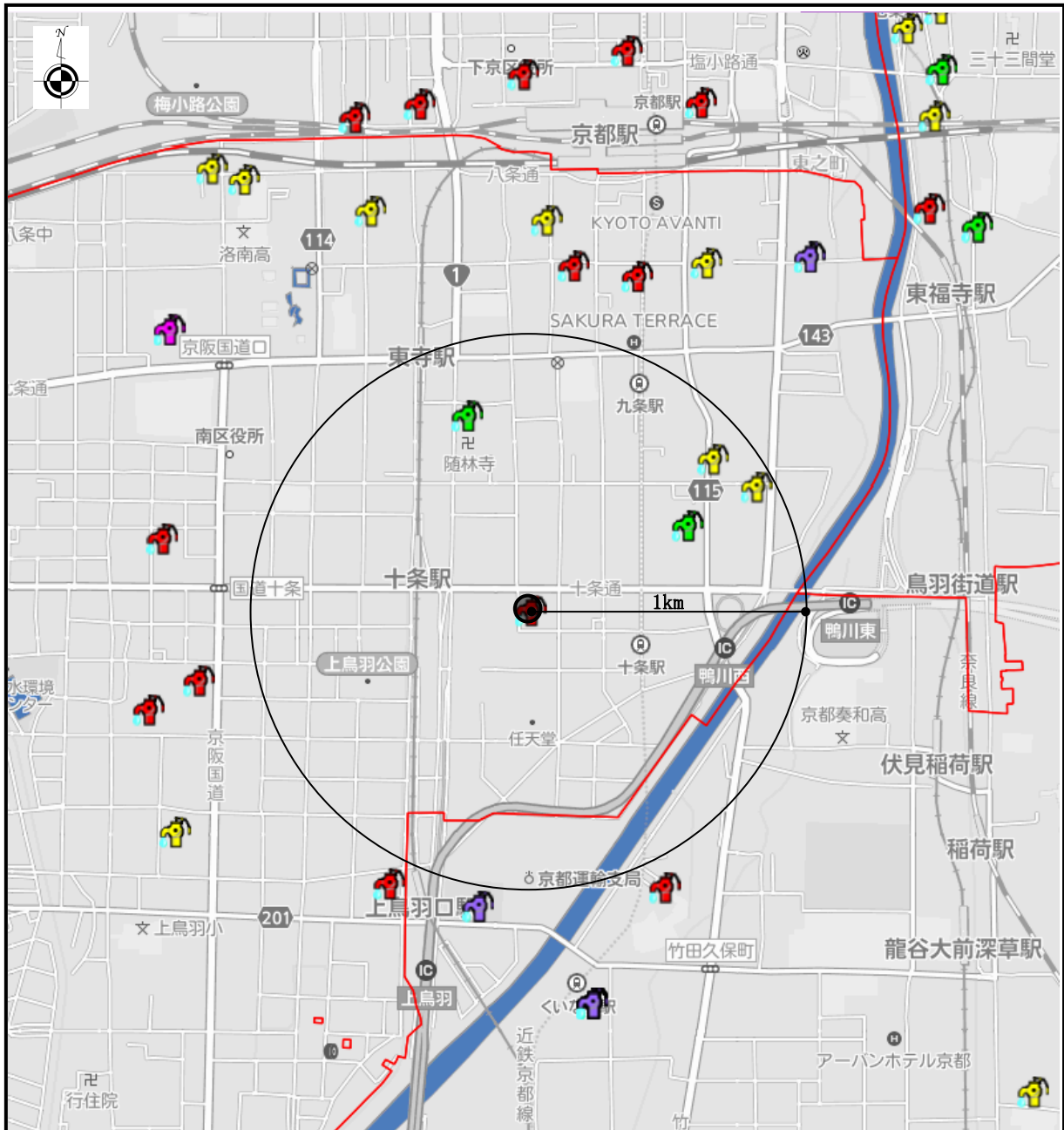


図 2-10(2) 洪水浸水想定区域図



出典：災害協力井戸マップ(令和3年7月閲覧、京都市ホームページ)



凡 例

● : 事業計画地

	個人
	事業所
	公衆浴場
	社寺
	学校
	公共施設

図 2-10(3) 災害時協力井戸位置図

(2) 京都市におけるSDGsの推進

SDGs(エスディージーズ)は、2015年9月の国連サミットにおいて、気候変動、自然災害、生物多様性、紛争、格差の是正などの国内外の課題の解決に向けて掲げられた国際目標(17のゴールと169のターゲット)である。2030年までの目標達成に向けて、世界の全ての国・地域の政府だけでなく、更には地方自治体や民間企業等もその達成に向けて取り組むこととされている。

京都基本構想は、京都がこれからも京都らしくあり続け、千年先まで多くの人々をひきつけるまちであるために、京都市民がこれからも大切にし、未来に引き継ぐべき価値や、めざすまちの将来像を示すものとして、2025年12月に京都市によって策定された。また、京都基本構想について、千年先を見据え、今後25年間(2026年～2050年)の「まちの羅針盤」となるものとしている。

新京都戦略は、京都基本構想の理念を反映・具体化する分野横断のアクションプランとして、2025年3月に策定され、2026年3月に改定された。(計画期間:令和6年度～令和9年度)

戦略には、具体的な政策、政策を推進するためのしごとの仕方改革、財政・組織の今後の方針が示されている。

政策分野ごとに方針や取組等をまとめた分野別計画とあわせて、毎年度の予算を通じて取組を推進し、構想が描くまちの実現をめざすとしている。

本戦略には市長公約を盛り込むとともに、京都市持続可能な行財政の運営の推進に関する条例に基づく計画(行財政改革計画)、京都市SDGs未来都市計画、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けている。

【基本的な姿勢】

すべての人に「居場所」と「出番」がある「突き抜ける世界都市京都」の実現に向け、次の5つを基本姿勢として重視している。

- ・ 市民生活第一の徹底
- ・ 京都の本質的な価値・魅力を継承
- ・ 新たな京都を切り拓く
- ・ 新しい公共を推進
- ・ 市役所・職員が変わる

【めざすまちの将来像】

3つの価値(=まち柄)を未来に継承するため、京都基本構想で描く9つのまちの将来像を下記に示すとおりとしている。

- ・ 歴史と文化を介して人間性を回復できるまち
 - ①本物を追究・創造し続ける
 - ②世界の文化と交流し、新たな文化を創造し続ける
 - ③「夢中」と「感動」に溢れ、学び続けられる
 - ④平穏と静寂のもとで自己と世界に深く向き合える
- ・ 自然への畏敬と感謝の念を抱けるまち
 - ⑤謙虚に自然と関わり続ける
 - ⑥災害や感染症などの危機からしなやかに立ち直る
- ・ 自他の生をともに肯定し尊重し合えるまち
 - ⑦多層的でゆるやかなつながりが続く
 - ⑧支え合いの中で日々の生活を営める
 - ⑨ひとりひとりの個性や価値観を尊重し合える

2.3 関係法令等

2.3.1 環境基準等について

(1) 大気質

京都市環境保全基準(令和4年4月1日、京都市告示第1号)において、大気質は表2-24に示すとおりである。また、ダイオキシン類に係る環境基準も同様に、京都市環境保全基準により定められている。

表 2-24 大気汚染に係る環境保全基準

項目	基準値
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値 0.02ppm 以下
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値 0.10mg/m ³ 以下 1時間値 0.20mg/m ³ 以下
微小粒子状物質	1年平均値 15 μg/m ³ 以下 1日平均値 35 μg/m ³ 以下
二酸化窒素	1時間値の1日平均値 0.02ppm以下 (ただし、当分の間1時間値の1日平均値 0.04ppm以下)
光化学オキシダント	オゾンとして、8時間値が 0.07ppm 以下であり、かつ、日最高8時間値の1年平均値が 0.04ppm 以下
一酸化炭素	1時間値の1日平均値 5ppm 以下
降下ばいじん	5t/km ² /月以下
ベンゼン	1年平均値が 0.003mg/m ³ 以下
トリクロロエチレン	1年平均値が 0.13mg/m ³ 以下
テトラクロロエチレン	1年平均値が 0.2mg/m ³ 以下
ジクロロメタン	1年平均値が 0.15mg/m ³ 以下
ダイオキシン類	年間平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下

注1) 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10 μm以下のものをいう。

注2) 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5 μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

注3) 測定方法については、国の環境基準(以下「環境基準」という。)の取扱いに準ずるものとする。ただし、降下ばいじんについては、デポジットゲージ法(英国規格)によるものとする。

注4) 評価方法については、環境基準の取扱いに準ずるものとする。ただし、二酸化硫黄については、1時間値の1日平均値の年間98%値と当該基準値との比較により評価するものとする。

注5) ダイオキシン類の基準値は2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

なお、人の健康に係る項目について、環境基準として新たに追加又は改定された場合には、これを環境保全基準にも追加又は改定することとする。

注6) 令和8年1月30日の環境省告示(施行日期: 令和8年4月1日)により、光化学オキシダントの基準値について、オゾンとして、8時間値が0.07ppm以下であり、かつ、日最高8時間値の1年平均値が0.04ppm以下に改正された。

(2) 騒音

京都市環境保全基準(令和4年4月1日、京都市告示第1号)において、騒音の環境基準は表2-25(1)～(2)に示すとおりである。

京都市における騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定状況は、表2-26に示すとおりである。事業計画地及びその周辺は、都市計画法における用途地域の類型は工業地域である。そのため、評価(影響の分析)にあたっては、騒音に係る環境基準(環境保全基準)の類型は、「C」を用いるものとする。

表 2-25(1) 騒音に係る環境保全基準

地域の類型	時間の区分	
	昼間(6時から22時)	夜間(22時から6時)
AA	50dB以下	40dB以下
A及びB	55dB以下	45dB以下
C	60dB以下	50dB以下

注) 地域の類型は、次のとおりとし、その該当地域は、騒音に係る環境基準の類型指定(平成21年3月30日付け京都市告示第519号、表2-26参照)によるものとする。

AA：特に静穏を要する地域

A：専ら住居の用に供される地域

B：主として住居の用に供される地域

C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

表 2-25(2) 騒音に係る環境保全基準(道路に面する地域)

地域の区分	基準値	
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下
備考：車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として下記の基準値の欄に掲げるとおりとする。		
基準値		
	昼間(6:00～22:00)	夜間(22:00～6:00)
	70dB以下	65dB以下

注1) 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道(4車線以上)及び自動車専用道路をいう。

注2) 測定方法及び評価方法については、環境基準の取扱いに準ずるものとする。

表 2-26 騒音に係る環境基準(環境保全基準)の類型ごとにあてはめる地域の指定

地域の類型	該当地域
A	本市の区域のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域として定められた区域
B	本市の区域のうち、法第8条第1項第1号に掲げる第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域として定められた区域
C	本市の区域のうち、法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域として定められた区域

出典：「騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」(平成21年、京都市告示第519号)

(3) 悪臭

「京都市環境保全基準」(令和4年4月1日、京都市告示第1号)は、「大部分の住民が日常生活において不快を感じない程度以下であること。」と定めている。

(4) 水質

水質汚濁に係る京都市環境保全基準(令和4年4月1日、京都市告示第1号)は、表2-27～表2-29に示すとおりである。また、ダイオキシン類に係る環境基準も同様に、京都市環境保全基準により定められている。

表 2-27 人の健康保護に係る環境保全基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
ダイオキシン類	1 pg-TEQ/L 以下

注1)対象水域は、全河川とする。

注2)測定方法及び評価方法については、環境基準の取扱いに準ずるものとする。

注3)ダイオキシン類の基準値は2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注4)ダイオキシン類の基準値は、年間平均値とする。

なお、人の健康に係る項目について、環境基準として新たに追加又は改定された場合には、これを環境保全基準にも追加又は改定することとする。

表 2-28 生活環境に係るもの環境保全基準

(ア)				
項目 \ 類型	AA	A	B	C
水素イオン濃度 (pH)	6.5以上8.5以下	6.5以上8.5以下	6.5以上8.5以下	6.5以上8.5以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	1mg/L以下	2mg/L以下	3mg/L以下	5mg/L以下
浮遊物質 (SS)	25mg/L以下	25mg/L以下	25mg/L以下	50mg/L以下
溶存酸素量 (DO)	7.5mg/L以上	7.5mg/L以上	5mg/L以上	5mg/L以上
大腸菌数	20CFU/100ml以下	300CFU/100ml以下	1,000CFU/100ml以下	—
注1) 対象水域及びその水域が該当する水域類型は、別表のとおりとする。 注2) 測定方法及び評価方法については、環境基準の取扱いに準ずるものとする。				
(イ)				
項目 \ 類型	生物A	生物特A	生物B	生物特B
全亜鉛	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下
ノニルフェノール	0.001mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	0.03mg/L以下	0.02mg/L以下	0.05mg/L以下	0.04mg/L以下
(備考) 水生生物の生息状況の適応性	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生育する水域	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域
注1) 対象水域及びその水域が該当する水域類型は、別表のとおりとする。 注2) 測定方法及び評価方法については、環境基準の取扱いに準ずるものとする。				

表 2-29 (別表) 対象水域及びその水域が該当する類型

(ア)			
対象水域	類型	対象水域	類型
鴨川上流(1)(高橋から上流)	AA	弓削川	A
鴨川上流(2)(高橋から高野川合流点まで)	A	清滝川(桂川合流点から上流)	AA
鴨川中流(高野川合流点から勸進橋まで)	A	有栖川	A
鴨川下流(勸進橋から下流)	A	天神川上流(御室川合流点から上流)	A
白川	A	天神川下流(御室川合流点から下流)	A
西高瀬川	C	御室川	A
高野川上流(花園川合流点から上流)	AA	小畑川上流 (京都市と長岡京市の境界から上流)	A
高野川下流(花園川合流点から下流)	A	宇治川上流(山科川合流点から上流)	A
岩倉川	A	宇治川下流 (山科川合流点から三川合流点まで)	A
桂川上流(渡月橋から上流)	A	旧安祥寺川	A
桂川中流(渡月橋から天神川合流点まで)	A	山科川上流(旧安祥寺川合流点から上流)	A
桂川下流(天神川合流点から宇治川合流点まで)	A	山科川下流(旧安祥寺川合流点から下流)	C
新川	A	東高瀬川	A
(イ)			
対象水域	類型	対象水域	類型
鴨川上流(1)(高橋から上流)	生物 A	桂川上流(1)(世木ダムから上流)	生物 A
鴨川上流(2)(高橋から高野川合流点まで)	生物 B	桂川上流(2)(世木ダムから渡月橋まで)	生物 B
鴨川中流(高野川合流点から勸進橋まで)	生物 B	桂川中流(渡月橋から天神川合流点まで)	生物 B
鴨川下流(勸進橋から下流)	生物 B	桂川下流 (天神川合流点から宇治川合流点まで)	生物 B
高野川上流(花園川合流点から上流)	生物 B	宇治川上流(山科川合流点から上流)	生物 B
高野川下流(花園川合流点から下流)	生物 B	宇治川下流 (山科川合流点から三川合流点まで)	生物 B

(5) 地下水

地下水汚染に係る京都市環境保全基準(令和4年4月1日、京都市告示第1号)は、表2-30に示すとおりである。

表 2-30 地下水汚染に係る環境保全基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

注)測定方法及び評価方法については、環境基準の取扱いに準ずるものとする。

なお、人の健康に係る項目について、環境基準として新たに追加又は改定された場合には、これを環境保全基準にも追加又は改定することとする。

(6) 土壌

土壌汚染に係る京都市環境保全基準(令和4年4月1日、京都市告示第1号)は、表2-31に示すとおりである。

表 2-31 土壌汚染に係る環境保全基準

項目	基準値
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

注 1) 検液の作成方法測定方法及び評価方法については、境基準の取扱いに準ずるものとする。

注 2) 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

なお、人の健康に係る項目について、国の環境基準として新たに追加又は改定された場合には、これを京都市環境保全基準にも追加又は改定することとする。

(7) 自然環境の保全に係るもの

京都市環境保全基準(令和4年4月1日、京都市告示第1号)において、市街地に係るものについて「緑被率を37%にすること」となっている。それ以外の地域については、「豊かな緑を保全すること」となっている。

(8) ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る京都市環境保全基準(令和4年4月1日、京都市告示第1号)は、表2-32に示すとおりである。

表 2-32 ダイオキシン類に係る京都市環境保全基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下

注1) 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注2) 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。

注3) 土壌にあつては、京都市環境保全基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

2.3.2 法令で定められている必要事項

(1) 大気質に関する法令

大気汚染防止法に基づく粉じんの規制は、表2-33に示すとおりである。

大気汚染防止法では、人の健康に被害を生じるおそれのある物質を「特定粉じん」（現在石綿を指定）、それ以外の粉じんを「一般粉じん」として定めている。

本事業では「大気汚染防止法」及び「京都府環境を守り育てる条例」に基づく規制基準が適用されるため、施設設置の際に届出を提出することとする。

表 2-33 大気汚染防止法に基づく粉じんの規制

分類		規制の内容
一般粉じん		破砕機や堆積場等の一般粉じん発生施設の種類ごとに定められた構造・使用・管理に関する基準
特定粉じん	発生施設	工場・事業場の敷地境界における大気中濃度の基準 (1リットルにつき石綿繊維10本)
	排出等作業	吹付け石綿等が使用されている建築物その他の工作物を解体・改造・補修する作業における作業基準

1. 基準遵守、基準適合命令・使用停止命令

粉じん発生施設を設置しようとする者や特定粉じん排出者などは、法律に定められた基準を遵守する義務があり、これらを違反する者に対し、都道府県知事等は、基準の適合や一時使用停止を命ずることができる。

2. 届出、計画変更命令

一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設を新たに設置又は構造等の変更をしようとする者もしくは特定粉じん排出等作業を行おうとする者は、事前に(特定粉じん発生施設；60日前、特定粉じん排出等作業；14日前)、管轄都道府県知事等に所定の事項を届け出なければならない。また、特定粉じん規制については、都道府県知事等は届出内容を審査し、当該施設等が基準に適合しないと認めるときは、計画の変更等を命ずることができる。

3. 測定義務、立入検査

特定粉じん発生施設を設置している者は、工場等の敷地境界における石綿濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない。また、都道府県等の職員は、粉じん発生施設を設置しようとする者や特定粉じん排出者などが基準を守っているかチェックするため、工場・事業場に立ち入ることや必要な事項の報告を求めることができる。

京都府環境を守り育てる条例に基づく一般粉じんの規制は、表2-34に示すとおりである。

表 2-34 京都府環境を守り育てる条例に基づく一般粉じんの規制

(規制物質及び基準値(敷地境界線上))

物質	基準値 (mg/Nm ³)
カドミウム及びその化合物の粉じん	0.002
クロム及びその化合物の粉じん	0.002
銅及びその化合物の粉じん	0.03
鉛及びその化合物の粉じん	0.003
その他の粉じん	0.5

注)対象は条例に定める「特定工場及び一般粉じんに係る特定施設設置工場等」(ただし、大気汚染防止法の一般粉じん発生施設を除く)

また、建築物等の解体工事における石綿(アスベスト)飛散防止規制については、石綿を含む建材(石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1%を超えるもの)を使用した建築物等の解体・改造・補修の作業にあたっては、「大気汚染防止法」により、適切な飛散防止対策をとるべきことが規定されている。

また、既存建屋は事前調査を実施し、アスベストを含む建材があることを報告しており、施設解体時に法令に基づく飛散防止措置を講じ、適正に処理する計画である。

(2) 騒音に関する法令

① 工場、事業場の規制基準

「騒音規制法」(昭和43年、法律第98号)では、政令で定める特定施設を設置する工場及び事業計画地を規制対象とし、規制地域及び規制基準は、都道府県知事又は政令で定める市町村の長が定めるとされている。京都市では京都府環境を守り育てる条例附則第9項の規定により読み替えて適用される第33条第1項の規定に基づき、表2-35に示すとおり、規制基準が定められている。

なお、事業計画地及びその周辺は、都市計画法における用途地域の類型が工業地域である。そのため、評価(影響の分析)にあたっては、騒音規制法及び京都府環境を守り育てる条例に基づく工場等に係る規制基準における「第4種区域」を用いるものとする。

表 2-35 騒音に係る規制基準

区域の区分	時間の区分			
	朝 午前 6 時から 午前 8 時まで	昼 間 午前 8 時から 午後 6 時まで	夕 午後 6 時から 午後 10 時まで	夜 間 午後 10 時から 翌日午前 6 時まで
第 1 種区域 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 田園住居地域	40	45	40	40
第 2 種区域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	45	50	45	40
第 3 種区域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域	55	65	55	50
第 4 種区域 工業地域	60	70	60	55

備 考

- この規制基準を適用する地域は、騒音規制法第3条第1項の規定により市長が指定する地域とする。
- 区域の区分は、騒音規制法第4条第1項の規定により市長が指定する区域の区分とする。
- 第2種区域、第3種区域及び第4種区域の区域内に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値(第2種区域にあつては、昼間及び朝・夕に限る。)とする。
- 「デシベル」とは、計量法(平成4年法律第51号)別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 騒音の測定は、計量法第71号の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は早い動特性(FAST)を用いることとする。
- 騒音の測定方法は、当分の間、規格第71条の条件に合格した騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合、その指示値とする。
 - 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
 - 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- 騒音の測定場所は、工場等の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定することができるものとする。

出典：「騒音の規制基準」(平成24年3月30日、京都市告示第455号)

② 特定建設作業騒音の規制基準

特定建設作業に係る規制基準値は、表2-36に示すとおりである。

事業計画地は、第2号区域に該当する。

表 2-36 騒音規制法に基づく特定建設作業に係る規制基準

特定建設作業の種類	敷地境界における騒音の大きさ	作業禁止時刻		1日における延作業時間		同一場所における作業期間	作業禁止日
		1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
1 くい打機を使用する作業(もんけん(木ぐいや木矢板等を打つときに用いられる人力による旧来のくい打機)及びアースオーガー(スクリュー等を回転させて地中にねじ込んで穴を掘っていく機械)を併用する作業を除く。)	85dB	19～7時	22～6時	10時間以内	14時間以内	連続6日以内	日曜日及び休日
2 くい抜機を使用する作業							
3 くい打くい抜機を使用する作業(圧入式くい打くい抜機(くいを油圧式のジャッキ等により圧入し杭を設置する機械)及びくい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)							
4 びょう打機を使用する作業							
5 さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)							
6 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限り)を使用する作業(さく岩機の動力として使用するものを除く。)							
7 コンクリートプラントを設けて行う作業(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のもの)							
8 アスファルトプラントを設けて行う作業(混練機の混練容量が200キログラム以上のもの)							
9 バックホウを使用する作業(環境大臣が指定するものを除き、原動機定格出力が80キロワット以上)							
10 トラクターショベルを使用する作業(環境大臣が指定するものを除き、原動機定格出力が70キロワット以上)							
11 ブルドーザーを使用する作業(環境大臣が指定するものを除き、原動機定格出力が40キロワット以上)							

第1号区域: 指定地域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、上記用途地域以外で、学校、保育所、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートルの区域内

第2号区域: 指定地域のうち、第1号区域以外の区域

指定地域: 京都市、福知山市(旧福知山市の区域に限る。)、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市(旧園部町及び旧八木町の区域に限る)、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町及び精華町の区域のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に掲げる用途地域(久御山町以外の区域にあつては、工業専用地域を除く。)

③ 自動車騒音の要請限度

自動車騒音の要請限度値は、表2-37に示すとおりである。

事業計画地は工業地域であり、区域の区分はc区域に該当する。

表 2-37 自動車騒音の限度(要請限度)

区域の区分	時間の区分	
	昼間 午前6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日6時まで
a 区域及び b 区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

1. a 区域、b 区域及び c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。

a 区域：騒音規制法に基づく規制地域(平成12年、京都府告示第500号)により指定した地域(以下「指定地域」という。)のうち、「都市計画法」(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域

b 区域：指定地域のうち、「都市計画法」(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域

c 区域：指定地域のうち、「都市計画法」(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域(久御山町に限る。)

2. 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。)に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

出典：「第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」

(平成12年、総理府令第15号)

(3) 振動に関する法令

① 工場、事業場の規制基準

「振動規制法」(昭和51年、法律第64号)では、機械プレス、圧縮機など政令で定める特定施設を設置する工場及び事業計画地を規制対象とし、規制地域及び規制基準は、都道府県知事又は政令で定める市町村の長が定めるとされている。

京都市では京都府環境を守り育てる条例附則第9項の規定により読み替えて適用される第33条第1項の規定に基づき、表2-38に示すとおり定めている。

なお、事業計画地及びその周辺は、都市計画法における用途地域の類型が工業地域である。そのため、評価(影響の分析)にあたっては、振動規制法及び京都府環境を守り育てる条例に基づく工場等に係る規制基準における「第2種区域」を用いるものとする。

表 2-38 振動に係る規制基準

区域の区分	時間の区分	昼間 午前8時から 午後7時まで	夜間 午後7時から 翌日の午前8時まで
	第1種区域 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 田園住居地域		60デシベル以下
第2種区域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域		65デシベル以下	60デシベル以下

- この規制基準を適用する地域は、振動規制法(昭和51年法律第64号)第3条第1項の規定により市長が指定する地域とする。
- 区域の区分は、振動規制法第4条第1項の規定により市長が指定する区域の区分とする。
- 学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値(第1種区域にあつては、昼間に限る。)とする。
- 「デシベル」とは、計量法(平成4年法律第51号)別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。
- 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を、動特性は規格C1510に定めるものを用いることとする。
- 測定場所は、工場等の敷地境界線上とする。
- 振動の測定方法は、次のとおりとする。

- 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。
 ア緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所
 イ傾斜及びおとつがないう水平面を確保できる場所
 ウ温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所
- 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動(当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。)の指示値の差が10デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の左欄に掲げる指示値の差ごとに同表の右欄に掲げる補正值を減じるものとする。

指示値の差	補正值
3デシベル	3デシベル
4	2
5	1
6	
7	
8	
9	

- 振動レベルの決定は、次のとおりとする。
 - 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値とする。

出典：「振動の規制基準」(平成24年3月30日、京都市告示第456号)

② 特定建設作業振動の規制基準

振動規制法において、特定建設作業に係る規制基準値は、表2-39に示すとおりである。
事業計画地は、第2号区域に該当する。

表 2-39 特定建設作業に係る規制基準

特定建設作業の種類	敷地境界における振動の大きさ	作業禁止時刻		1日における延作業時間		同一場所における作業期間	作業禁止日	
		1号区域	2号区域	1号区域	2号区域			
1	75dB	19～7時	22～6時	10時間以内	14時間以内	連続6日以内	日曜日及び休日	
2								くい打機を使用する作業(もんけん(木ぐいや木矢板等を打つときに用いられる人力による旧来のくい打機)及び圧入式くい打機(くいを油圧式のジャッキ等により圧入し杭を設置する機械)を除く。)
3								くい抜機を使用する作業(油圧式くい抜機(くいを油圧により抜く機械)を除く。)
4								くい打くい抜機を使用する作業(圧入式くい打くい抜機を除く。)
5								鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
6								舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)
6	ブレーカー(手持ち式を除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)							

第1号区域:指定地域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、上記用途地域以外で、学校、保育所、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートルの区域内

第2号区域:指定地域のうち、第1号区域以外の区域

指定地域:京都市、福知山市(旧福知山市の区域に限る。)、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市(旧園部町及び旧八木町の区域に限る)、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町及び精華町の区域のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に掲げる用途地域(久御山町以外の区域にあつては、工業専用地域を除く。)

③ 道路交通振動の要請限度(振動規制法)

振動規制法において、道路交通振動の要請限度値は、表2-40に示すとおりである。
事業計画地は工業地域であり、区域の区分は第二種区域に該当する。

表 2-40 道路交通振動の限度(要請限度)

区域の区分	時間の区分	
	昼間 午前8時から 午後7時まで	夜間 午後7時から 翌日の午前8時まで
第一種区域	65 デシベル	60 デシベル
第二種区域	70 デシベル	65 デシベル

1. 区域

(1) 第一種区域

振動規制法に基づく規制地域(昭和53年京都府告示第3号)により指定した地域(以下「指定地域」という。)のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域

(2) 第二種区域

指定地域のうち、都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域(久御山町に限る。)

出典：「振動規制法施行規則」(昭和51年、総理府令58号)

(4) 悪臭に関する法令

「悪臭防止法」(昭和46年6月1日法律第91号)に基づき、敷地境界線における濃度、排出口における流量又は濃度、排出水中における濃度について、また、同様に臭気指数について都道府県知事又は政令で定める市町村の長が規制地域及び規制基準を定めている。

京都府では「京都府環境を守り育てる条例」において悪臭に係る特定施設を定め、特定施設を設置している工場や事業場に対して届出を義務づけており、指定地域や規制基準は各市で定めている。京都市では悪臭防止法に基づく特定悪臭物質による規制と京都市悪臭防止対策指導要綱に基づく臭気指数による規制が行われている。

京都市における指定地域は市街化区域及び市街化調整区域全域であり、この規制区域全域が地域区分のA地域に指定されている。

A地域における敷地境界上における規制基準は、表2-41に示すとおりである。

表 2-41 敷地境界における規制基準(A 地域)

項目	許容限度
アンモニア	1 ppm
メチルメルカプタン	0.002 ppm
硫化水素	0.02 ppm
硫化メチル	0.01 ppm
二硫化メチル	0.009 ppm
トリメチルアミン	0.005 ppm
アセトアルデヒド	0.05 ppm
プロピオンアルデヒド	0.05 ppm
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm
イソブチルアルデヒド	0.02 ppm
ノルマルバレールアルデヒド	0.009 ppm
イソバレールアルデヒド	0.003 ppm
イソブタノール	0.9 ppm
酢酸エチル	3 ppm
メチルイソブチルケトン	1 ppm
トルエン	10 ppm
スチレン	0.4 ppm
キシレン	1 ppm
プロピオン酸	0.03 ppm
ノルマル酪酸	0.001 ppm
ノルマル吉草酸	0.0009 ppm
イソ吉草酸	0.001 ppm

(5) 水質に関する法令

公共用水域に排出される排水は、「水質汚濁防止法」(昭和45年、法律第138号)及び「京都府環境を守り育てる条例」(平成8年3月14日京都府規則第5号)により、特定施設又は届出施設を設置する工場・事業計画地から公共用水域に排出される排水について規制により排水基準が設けられている。排水基準は、表2-42、表2-43及び表2-44に示すとおりである。

なお、ダイオキシン類に係る排水基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」により、10pg-TEQ/Lと定められている。

本事業では、特定施設のある事業場の設置はなく、施設の稼働時に施設からの排水もない。なお、事務所で発生する生活雑排水は公共下水道に排出するため、下水道法に基づく届出等の手続きが必要である。

表 2-42(1) 排水に係る規制基準(有害物質)

項目	適用区域	新設特定工場
カドミウム及びその化合物(mg/L)	全区域	0.03
シアン化合物(mg/L)	A、B及びC区域	0.5
	D区域	1
有機リン化合物(mg/L)	A、B及びC区域	0.5
	D区域	1
鉛及びその化合物(mg/L)	全区域	0.1
六価クロム化合物(mg/L)	全区域	0.2
砒素及びその化合物(mg/L)	全区域	0.1
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物(mg/L)	全区域	0.005
アルキル水銀化合物(mg/L)	全区域	検出されないこと
PCB(mg/L)	全区域	0.003
トリクロロエチレン(mg/L)	全区域	0.1
テトラクロロエチレン(mg/L)	全区域	0.1
ジクロロメタン(mg/L)	全区域	0.2
四塩化炭素(mg/L)	全区域	0.02
1,2-ジクロロエタン(mg/L)	全区域	0.04
1,1-ジクロロエチレン(mg/L)	全区域	1
シス-1,2-ジクロロエチレン(mg/L)	全区域	0.4
1,1,1-トリクロロエタン(mg/L)	全区域	3
1,1,2-トリクロロエタン(mg/L)	全区域	0.06
1,3-ジクロロプロペン(mg/L)	全区域	0.02
チウラム(mg/L)	全区域	0.06
シマジン(mg/L)	全区域	0.03
チオベンカルブ(mg/L)	全区域	0.2
ベンゼン(mg/L)	全区域	0.1
セレン及びその化合物(mg/L)	全区域	0.1
ほう素及びその化合物(mg/L)	全区域	230(海域へ排出) 10(海域以外へ排出)
ふっ素及びその化合物(mg/L)	全区域	15(海域へ排出) 8(海域以外へ排出)
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸性化合物(mg/L)	全区域	100 ^{*1}
1,4-ジオキサン(mg/L)	全区域	0.5

(注)

- ・対象:淀川水域等及び北部閉鎖性水域に立地する法に基づく特定事業場
- ・排水規制に係る適用区域の区分は、表 2-42(2)に示すとおりである。

表 2-42 (2) 排水規制に係る適用区域の区分

区域	水域名	範囲
A	桂川上流水域	京都市右京区の渡月橋(左岸 嵯峨天龍寺芒ノ馬場町、右岸 嵯峨中ノ島町)から上流の桂川本川及びこれに流入する公共用水域
	淀川・宇治川水域	滋賀県と京都府の境界から京都府と大阪府の境界までの区間の淀川本川及びこれに流入する公共用水域(桂川上流水域及び木津川水域を除く。)並びに滋賀県又は大阪府の区域の淀川本川に流入する公共用水域のうち京都府の区域に属する水域
	木津川水域	三重県と京都府の境界から淀川合流点までの区間の木津川本川及びこれに流入する公共用水域のうち京都府の区域に属する水域
B	安曇川水域	滋賀県の区域の安曇川本川に流入する公共用水域のうち京都府の区域に属する水域
	神崎川水域	大阪府又は兵庫県との区域の神崎川本川に流入する公共用水域(淀川本川及びこれに流入する公共用水域を除く。)のうち京都府の区域に属する水域
C	舞鶴湾水域	舞鶴市金ヶ崎から 31 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海域に係る陸岸の地先海域並びにこれに流入する公共用水域
	阿蘇海水域	宮津市の大天橋、小天橋及び陸岸により囲まれた海域に係る陸岸の地先海域並びにこれに流入する公共用水域
	久美浜湾水域	久美浜港南防波堤灯台から 233 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海域に係る陸岸の地先海域並びにこれに流入する公共用水域
D	その他の水域	桂川上流水域、淀川・宇治川水域、木津川水域、安曇川水域、神崎川水域、舞鶴湾水域、阿蘇海水域及び久美浜湾水域以外の公共用水域

表 2-43 排水に係る濃度の基準(有害物質以外)

項目	適用区域	新設特定工場
水素イオン濃度(pH)	全区域	5.0~9.0(海域へ排出) 5.8~8.6(海域以外へ排出)
生物学的酸素要求量(BOD)(mg/L)	A及びB区域	25(20)
	C区域	25(20)
	D区域	160(120)
化学的酸素要求量(COD)(mg/L)	A及びB区域	25(20)
	C区域	25(20)
	D区域	160(120)
浮遊物質質量(SS)(mg/L)	A及びB区域	90(70)
	C区域	90(70)
	D区域	200(150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)(mg/L)	全区域	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)(mg/L)	A及びB区域	20
	C及びD区域	30
フェノール類含有量(mg/L)	A及びB区域	1
	C及びD区域	5
銅含有量(mg/L)	全区域	3
亜鉛含有量(mg/L)	全区域	5
溶解性鉄含有量(mg/L)	全区域	10
溶解性マンガン含有量(mg/L)	全区域	10
クロム含有量(mg/L)	全区域	2
ニッケル含有量(mg/L)	全区域	2
大腸菌数(CFU/mL)	全区域	(800)
窒素含有量(mg/L)	閉鎖性水域に限り適用	120(60)
リン含有量(mg/L)	閉鎖性水域に限り適用	16(8)

(注)

- ・対象:淀川水域等及び北部閉鎖性水域に立地する法に基づく特定事業場のうち、それぞれ日平均排水量 30m³以上又は 50m³以上
- ・()内は日間平均値の許容限度
- ・排水規制に係る適用区域の区分は、表 2-42(2)に示すとおりである。

表 2-44 排水に係る規制基準(汚濁負荷量)

項目	適用区域	新設特定工場
生物化学的酸素要求量(BOD) (mg/L)	A、B及びC区域	20
	D区域	120
化学的酸素要求量(COD) (mg/L)	A、B及びC区域	20
	D区域	120
浮遊物質(SS) (mg/L)	A、B及びC区域	70
	D区域	150

(注)

- ・排水規制に係る適用区域の区分は、表 2-42(2)に示すとおりである。
- ・この規制基準は、特定施設に該当する施設のうち汚水に係る施設を設置する工場で、当該工場から公共用水域に排出される 1 日当たりの平均的な水の量が 2,000m³以上のものに係る排出水に適用する。なお、「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、ばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動又は悪臭を排出し、発生し、又は飛散させる施設(特定工場に設置されるものにあつては騒音、振動又は悪臭に係るものに限る。)で規則で定めるものをいう。
- ・次の算式により算出された汚濁負荷量

$$S=0.8 \times C \times Q \times 10^{-3}$$

S: 排出が許容される汚濁負荷量(単位kg/日)

C: 表に定める基準濃度(mg/L)

Q: 特定工場から排出される 1 日当たりの平均的な排出水の量(m³/日)

(6) 土壌に関する法令

土壌汚染に係る基準は、表2-45に示すとおりである。

土壌汚染対策法においては、次の①～③の場合に、土地の所有者等が指定調査機関に調査を行わせ、結果を都道府県知事等に報告する義務が生じる。

- ① 有害物質使用特定施設の使用を廃止したとき
- ② 一定規模以上の土地の形質の変更の届出の際に、土壌汚染のおそれがあると都道府県知事等が認めるとき
- ③ 土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事等が認めるとき

都道府県知事等は、土壌汚染状況調査の結果報告を受けたとき、報告を受けた土地を、健康被害のおそれの有無(指定基準超過の有無)に応じて、要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定する。健康被害のおそれのある要措置区域では、土地の所有者等は、講ずべき汚染の除去等の措置等を示して、汚染除去等計画の作成及び提出を行わなければならない。一方、形質変更時要届出区域では、土壌汚染の摂取経路がなく健康被害の生ずるおそれがないため、汚染除去等の措置を求められることはないが、土地の形質の変更を行う場合は、都道府県知事等にあらかじめ届出が必要になる。

事業計画地は、土地の形質の変更を行う面積が3,000m²以上となる予定であることから、土壌汚染対策法に基づく届出を行う必要がある。

表 2-45 指定基準(土壌の汚染状態に関する基準別表)

特定有害物質の種類	<地下水の摂取などによるリスク> 土壌溶出量基準	<直接摂取によるリスク> 土壌含有量基準	
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること	/
	四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること	
	1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること	
	1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること	
	1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること	
	1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること	
	ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること	
	テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること	
	1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること	
	1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること	
	トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること	
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること		
第二種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.003mg 以下であること	土壌 1kg につきカドミウム 45mg 以下であること
	六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下であること	土壌 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること
	シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと	土壌 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること
	水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと	土壌 1kg につき水銀 15mg 以下であること
	セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること	土壌 1kg につきセレン 150mg 以下であること
	鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること	土壌 1kg につき鉛 150mg 以下であること
	砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.01mg 以下であること	土壌 1kg につき砒素 150mg 以下であること
	ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素 0.8mg 以下であること	土壌 1kg につきふっ素 4,000mg 以下であること
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下であること	土壌 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること	
第二種特定有害物質 (農薬等・農薬・PCB)	シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること	/
	チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること	
	チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること	
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検液中に検出されないこと	
	有機りん化合物	検液中に検出されないこと	

(7) 景観に関する法令

事業計画地は、京都市景観計画(令和3年4月7日施行)における眺望景観保全区域に該当する。

- ・眺望景観保全区域(遠景デザイン保全区域：清水寺/慈照寺/大文字山)

視点場から視認することができる建築物等の外壁、屋根等の色彩は、優れた眺望景観を阻害しないものとする。

(8) 地球温暖化対策に関する法令

「京都市地球温暖化対策条例」(令和8年3月26日改正)では、将来の世代が夢を描ける京都を作り上げていくため、温室効果ガス排出量について「2030年度までに2013年度比で46%以上削減」及び「2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ」と生活の質の向上及び持続可能な経済の発展とが同時に達成される脱炭素社会の実現を目指している。

また、本事業は延床面積2,000m²以上、敷地面積1,000m²以上の新築・改築建築物にあたるため、下記の規定が課される。

【主な義務規定】

- ・建築物排出量削減計画書の作成・提出
- ・地域産木材の利用
- ・再生可能エネルギー利用設備の設置
- ・京都環境配慮建築物基準(CASBEE京都)に基づく評価と、結果の工事現場・販売広告への表示
- ・建築物及び敷地の緑化、緑化計画書の作成

1,000m²以上の事業用建築物の所有者は、下記の規定が課される。

【主な義務規定】

- ・エネルギー消費量等報告書の作成、提出
- ・指導・助言

(9) 廃棄物に関する法令

「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」(平成30年4月1日施行)において、廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用の促進による廃棄物の減量、廃棄物の適正な処理並びに生活環境の清潔の保持を図るために必要な事項を定めることにより、循環型社会の形成、快適な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに、国際文化観光都市としての良好な都市環境の形成に資することを目的とし、京都市、事業者、市民及び潜在者の責務を明らかにし、廃棄物の発生抑制等を促進するとともに、自ら廃棄物の発生抑制等を推進するために必要な措置が掲げられている。

【廃棄物の減量に関する事業者の主な責務】

事業活動に際して、紙又は紙製品及び使い捨ての製品、容器等の使用をなるべく抑制すること、再生品を使用すること、古紙その他の紙又は紙製品が廃棄物となったもの、金属くず、廃プラスチック類等の再生利用をすることができる廃棄物を分別すること等により、廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進に努めなければならない。

【廃棄物の適正な処理に関する事業者の主な責務】

- ・事業者は、事業系廃棄物については、生活環境の保全上支障が生じないように自ら処理し、又は廃棄物処理業者に処理させなければならない。
- ・事業者は、一般廃棄物と産業廃棄物とを分別したうえ、一般廃棄物処理計画に定める分別の区分及び方法に従って一般廃棄物を排出し、及び処理しなければならない。

また、京都市では「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」において、事業用大規模建築物の所有者には、当該建築物から排出される事業系廃棄物の発生抑制等による事業系廃棄物の減量義務を課している。

【事業用大規模建築物に該当する場合】

事業用大規模建築物の所有者は、廃棄物の種類ごとの発生量や再生利用の方法、発生抑制等に係る取組などについて、前年度の実績と今年度の見込みを取りまとめた「事業用大規模建築物減量計画書」を作成し、提出しなければならない。

【新たに事業用大規模建築物となった場合】

- ・事業用大規模建築物の新築等を行う建築主は、その建築物から排出される廃棄物の種類・発生量の見込み、発生抑制等の方策に関する事項等の減量計画を作成し、提出しなければならない。また、その建築物に十分な大きさと設備を持ち、廃棄物と再生利用可能物を分けて保管するための場所を設置し、届け出なければならない。なお、増改築等により、要件を満たした場合は当該届を提出する必要がある。
- ・対象となる建築物ごとに、建築物全体から排出される廃棄物の管理を行い、廃棄物の減量や適正処理等の指導、啓発の役割を担う「廃棄物管理責任者」を1名選任し、届け出なければならない。

(10) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法令

本事業は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成14年5月30日施行）における対象建設工事（建物解体80㎡以上及び建築物新築・増築500㎡以上）に該当するため、届出が必要となり、一定の技術基準に従って、その建築物等に使用されている「コンクリート」、「アスファルト」、「木材（特定建設資材）」を現場で分別すること、分別解体をすることによって生じたコンクリート廃材、鉄筋コンクリート廃材等、アスファルト廃材、廃木材（特定建設資材廃棄物）について再資源化を行うことなど、計画的に工事を施工することが義務付けられている。

3. 複数案の設定

3.1 複数案の設定の考え方

本事業は、既設の事業場内における廃棄物処理施設を新たに整備するものであり、複数案の設定にあたっては、事業の実施場所や建物の配置、建築面積や床面積、建物の高さなどの大きな差のある対比案は設定できない。また、京都市環境影響評価等に関する条例の技術指針の考え方に基づくと、当該事業(整備事業)を実施しない案(ゼロ・オプション)は、既存設備の老朽化が進んでおり、事業を継続していくうえで「現実的である場合」に該当せず、また、「位置・規模に関する複数案の設定が困難な事業」に該当すると考えられる。

そのため、本事業計画の配慮書案においては、環境影響に差が生じると考えられる配置・構造に関する複数案の設定を採用した。

配置・構造の複数案の設定について、環境影響に差が生じると考えられる機器配置計画の複数案(第1案及び第2案)及び建屋材質計画の複数案(第3案及び第4案)の2点を設定した。

3.2 複数案について

3.2.1 機器配置計画の複数案

破砕・選別施設の機器配置計画について、第1案として機器東側配置案、第2案として機器西側配置案を設定した。

複数案の概要は、表3-1(1)～(2)に示すとおりである。また、それぞれの案についての配置図は、図3-1(1)～(2)に示すとおりである。

表 3-1(1) 機器配置計画(第1案)の概要

第1案	機器東側配置案
計画案の概要	・破砕・選別施設内の主な機器である破砕機やトロンメル等を施設東側へ配置する。
メリット	・破砕・選別施設出入口の正面に機器配置がないため、車両動線は比較的余裕があると考えられる。
デメリット	・破砕機やトロンメル等の機器と東側敷地境界周辺に位置する住居との距離が比較的小さくなる。
特に配慮すべき環境影響	・粉じんの発生 ・騒音の発生 ・振動の発生 ・悪臭の発生

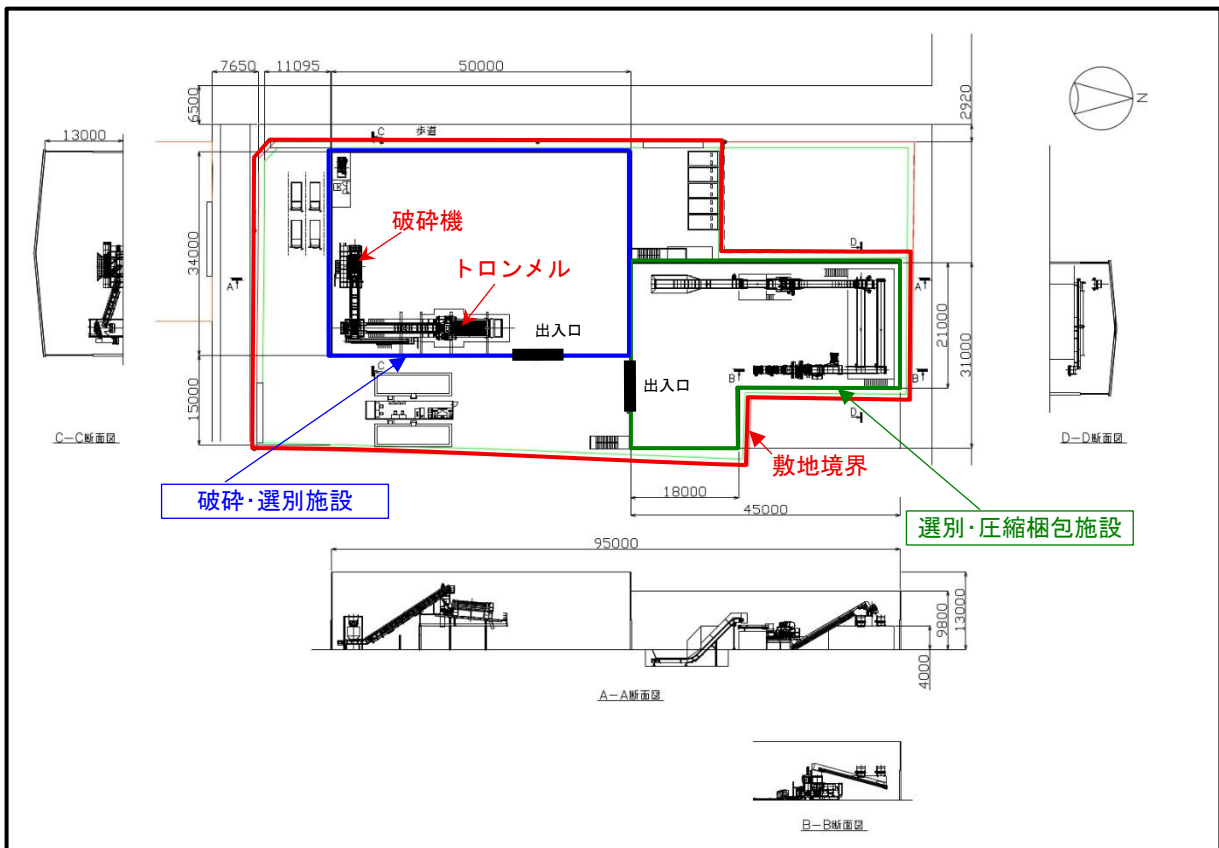


図 3-1(1) 機器配置計画(第1案)の配置図

表 3-1 (2) 機器配置計画(第 2 案)の概要

第2案	機器西側配置案
計画案の概要	・破碎・選別施設内の主な機器である破碎機やトロンメル等を施設西側へ配置する。
メリット	・破碎機やトロンメル等の機器と東側敷地境界周辺に位置する住居との距離が比較的大きくなる。
デメリット	・破碎・選別施設出入口の正面に機器配置があるため、車両動線は比較的余裕がないと考えられる。
特に配慮すべき環境影響	・粉じんの発生 ・騒音の発生 ・振動の発生 ・悪臭の発生

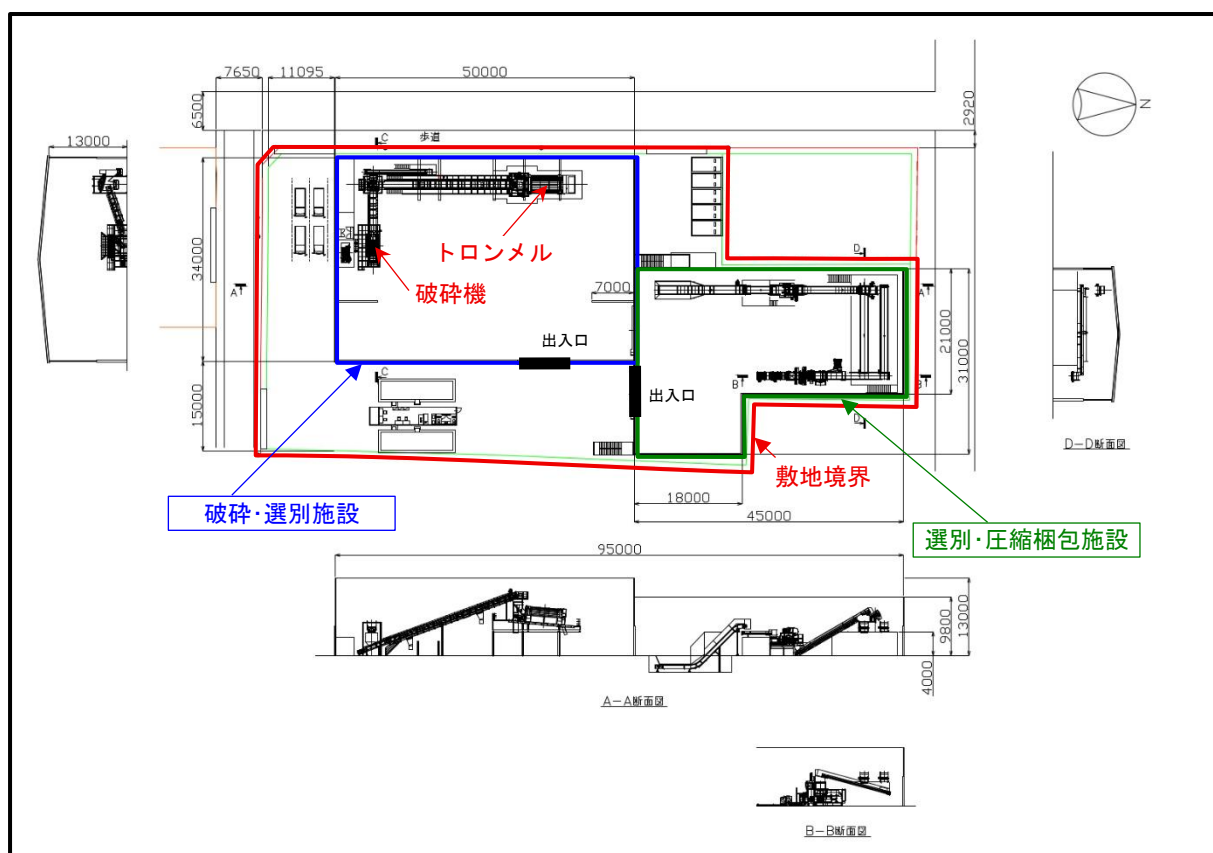


図 3-1 (2) 機器配置計画(第 2 案)の配置図

3.2.2 建屋材質の複数案

施設の建屋材質計画について、第3案として外壁ガリバリウム鋼板案、第4案として外壁ALC案を設定した。

複数案の概要は、表3-2(1)～(2)に示すとおりである。また、それぞれの案についての立面図は、図3-2(1)～(2)に示すとおりである。

表 3-2(1) 建屋材質計画(第3案)の概要

第3案	外壁ガルバリウム鋼板案
計画案の概要	・施設建屋の側面を、擁壁RC造及びガルバリウム鋼板で計画する。
メリット	・耐食性やデザイン性が高く、メンテナンスが少なくランニングコストを削減できる。
デメリット	・遮音性能や断熱性能が低い。
特に配慮すべき環境影響	・粉じんの発生 ・騒音の発生 ・振動の発生 ・悪臭の発生

注)ガルバリウム鋼板は、表面にアルミニウム・亜鉛・シリコンのめっき(膜)を施した薄い鉄板である。

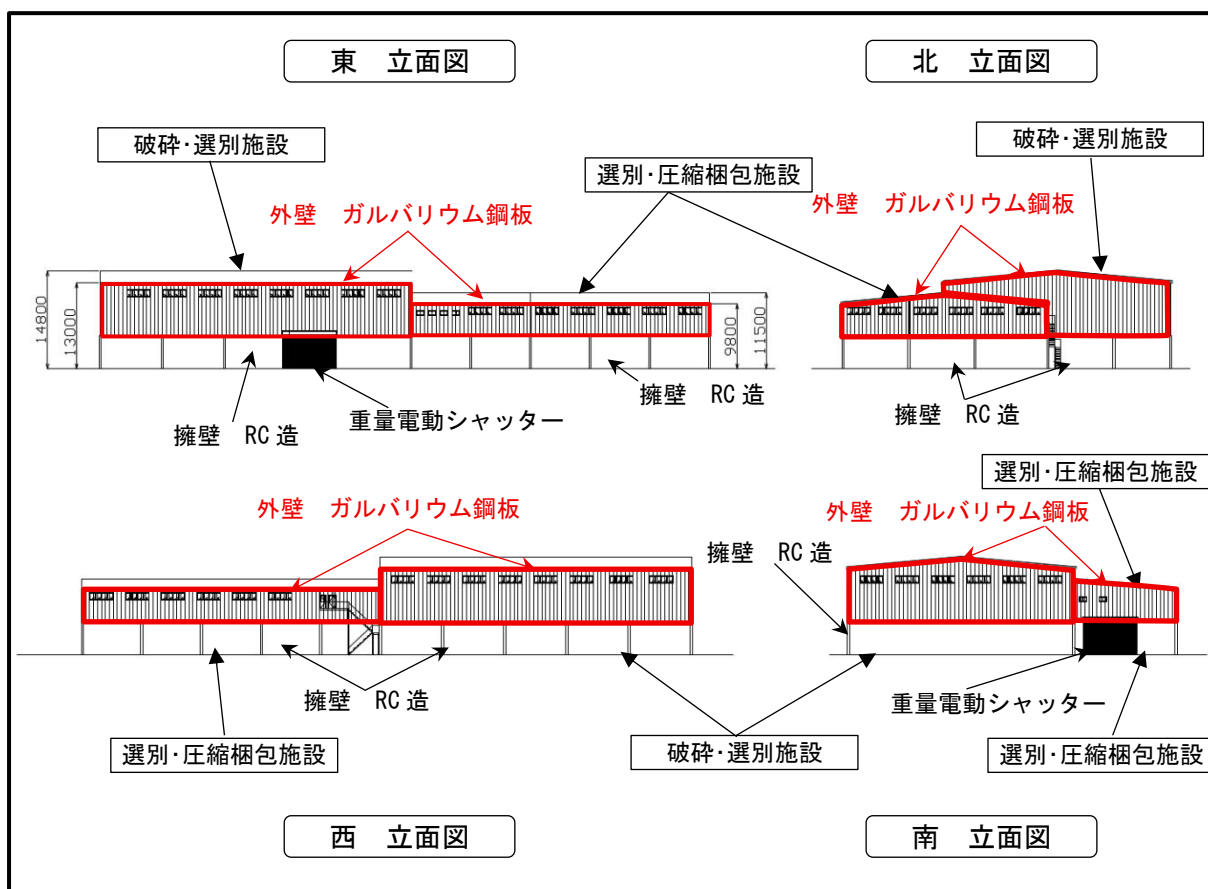


図3-2(1) 建屋材質計画(第3案)の立面図

表 3-2(2) 建屋材質計画(第4案)の概要

第4案	外壁ALC(軽量気泡コンクリート)案
計画案の概要	・施設建屋の側面を、擁壁RC造及びALCで計画する。
メリット	・耐火性や断熱性能が高く、遮音性能が安定している。
デメリット	・吸水性が高く、定期的な防水・塗装などのメンテナンスが必要。
特に配慮すべき環境影響	・粉じんの発生 ・騒音の発生 ・振動の発生 ・悪臭の発生

注) ALCは、高温高压蒸気養生された軽量気泡コンクリート建材である。

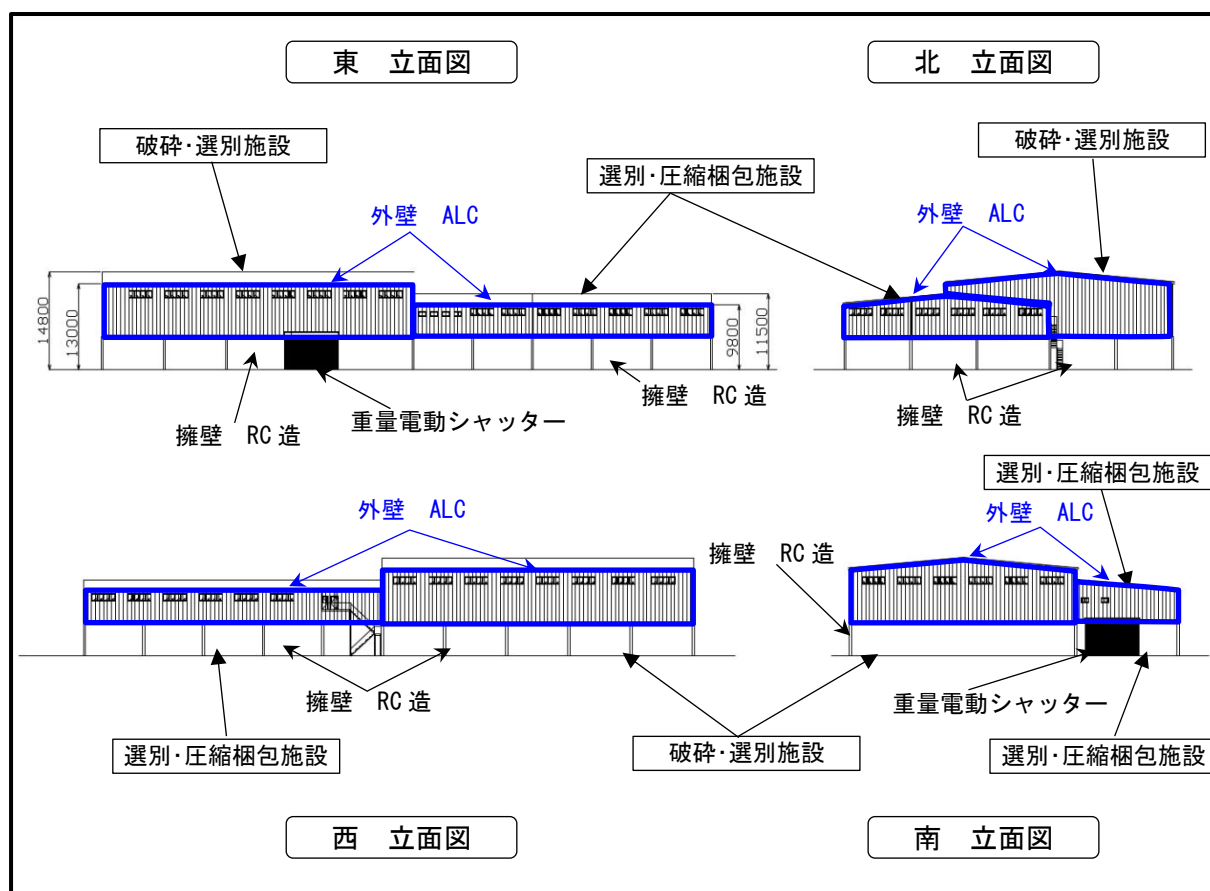


図 3-2(2) 建屋材質計画(第4案)の立面図

4. 環境要素等の抽出

4.1 環境影響評価の対象とした環境要素

対象事業の計画内容を詳細に検討し、周辺地域等の環境特性、地域特性を考慮のうえ、事業の実施に伴って発生すると想定される環境に影響を及ぼすおそれのある要因(環境影響要因)及び環境影響要素を工事中、存在及び供用時の各段階について抽出した。

現時点で事業計画を参考として選定した環境影響評価項目は、表4-1に示すとおりであり、選定理由は備考に記載した。

表 4-1 環境影響要因及び環境要素関連表

環境要素	影響要因	工事	存在	供用	備考
大気環境	大気質	○		○	工事中の建設機械、工事関連車両及び供用後の施設の稼働及び廃棄物運搬車両の走行による影響が考えられる。また、既存建屋は事前調査を実施し、アスベストを含む建材があることを報告しており、施設解体時に法令に基づく飛散防止措置を講じ、適正に処理する計画である。
	騒音・低周波音	○		◎	
	振動	○		◎	
	悪臭			○	
水環境	水質	○			工事の実施にあたり、濁水が流出する可能性があると考えられる。特に土壌汚染が判明した場合など、周辺の水環境への汚染の拡散を引き起こさせない施工方法により工事を行う計画である。供用後の施設の稼働時、施設からの排水はなく、地下水の利用はない。なお、事務所で発生する生活雑排水は、下水放流する。
	水底の底質				
	地下水の水質及び水位				
土壌に係る環境 その他の環境	地形及び地質				地形、地質、地盤に影響を及ぼすような土地改変は行わない。
	地盤				
	土壌	○			
生物の多様性の 確保及び自然環 境の体系的保全	動物				事業計画地は、既に破砕施設として利用されていた土地であり、本事業の実施により、動物、植物、生態系へ影響を及ぼさないと考えられる。
	植物				
	生態系				
人と自然等との 豊かな触れ合い	景観		○		本施設の存在により、景観の変化が考えられる。
	人と自然との触れ合いの活動の場				工事中及び供用後に、利用環境に影響を及ぼすような自然との触れ合いの活動の場はないと考えられる。
	文化財				事業計画地及びその周辺に考慮すべき文化財はないと考えられる。
環境への負荷	廃棄物等	○		○	工事による建設発生土及び建設廃棄物等の発生、供用による廃棄物の発生が考えられる。
	温室効果ガス等	○		○	工事中の建設機械、工事関連車両及び供用による各種エネルギーの使用による影響が考えられる。
人の生活に密接 に関わる生活環 境の保全	風害				事業計画地は、既に破砕施設として利用されていた土地であり、本施設の存在により、周辺へ風害、電波障害、日照障害へ影響を及ぼさないと考えられる。
	電波障害				
	日照障害				
その他	交通量	○		○	工事関連車両及び供用後の廃棄物運搬車両の走行による影響が考えられる。

◎：重大な影響を受けるおそれがある環境要素で、比較・評価対象とするもの

○：影響を受けるおそれがあるものの、いずれの案であっても差がない環境要素

△：影響を受けるおそれがあるものの、現況から変化のない環境要素

4.2 環境影響要素選定理由

◎「騒音・低周波音」の選定理由

供用後の施設建屋の材質の違いによって、外部への影響が変化する可能性が考えられる。

◎「振動」の選定理由

供用後の施設内の設備機器の配置の違いによって、外部への影響が変化する可能性が考えられる。

5. 現状調査・予測・評価

本事業では、供用後の破碎・選別施設内の機器の配置や施設建屋の材質の違いによって、事業計画地周辺への騒音・低周波音及び振動の影響が変化する可能性が考えられる。

5.1 現状調査

事業計画地の所在地(事業実施想定区域)は京都市南区東九条南松田町19他であり、京都市営地下鉄烏丸線「十条」駅の西方約310m、近鉄京都線「十条」駅の東方約350mに位置し、事業計画地の隣接地は工場や店舗、事務所、社宅や共同住宅が立地している。

事業計画地の周辺状況は、表5-1に示すとおりであり、事業計画地周辺に問題となる騒音源や振動源はないと考えられる。

表 5-1 事業計画地の周辺状況

事業計画地	周辺状況
北側	幅員約22mの42条1項1号道路(主要地方道京都環状線・十条通)に面しており、北西側はカネヨシ商事株式会社が運営するクリーニング店「ホワイト急便」に隣接し、北東側は各種ねじ類の加工・販売企業である株式会社丸エス捻子製作所に隣接している。
東側	北東側は共同住宅「ベラジオ雅び」に隣接し、南東側はタクシー会社である洛陽交運株式会社の「南河辺社宅」に隣接している。
南側	幅員約8mの42条1項1号道路(一般市道洛南緯2号線)に面している。
西側	幅員約9mの42条1項1号道路(一般市道南第二経1号線)と、幅員約9.5mの42条1項1号道路(一般市道洛南経11号線)に面している

5.2 予測

5.2.1 機器配置計画について

破碎・選別施設の機器配置計画について、第1案として機器東側配置案、第2案として機器西側配置案を設定した。

(1) 予測対象時期

予測対象時期は、事業活動が定常状態となる時期とした。

(2) 予測項目

予測項目は、供用後の機器の配置の違いによって、外部への影響が変化する可能性が考えられる「施設の稼働による振動の影響」とした。

(3) 予測地点

予測地点は、図5-1に示すとおり、住宅が位置している事業計画地の東側敷地境界上とした。

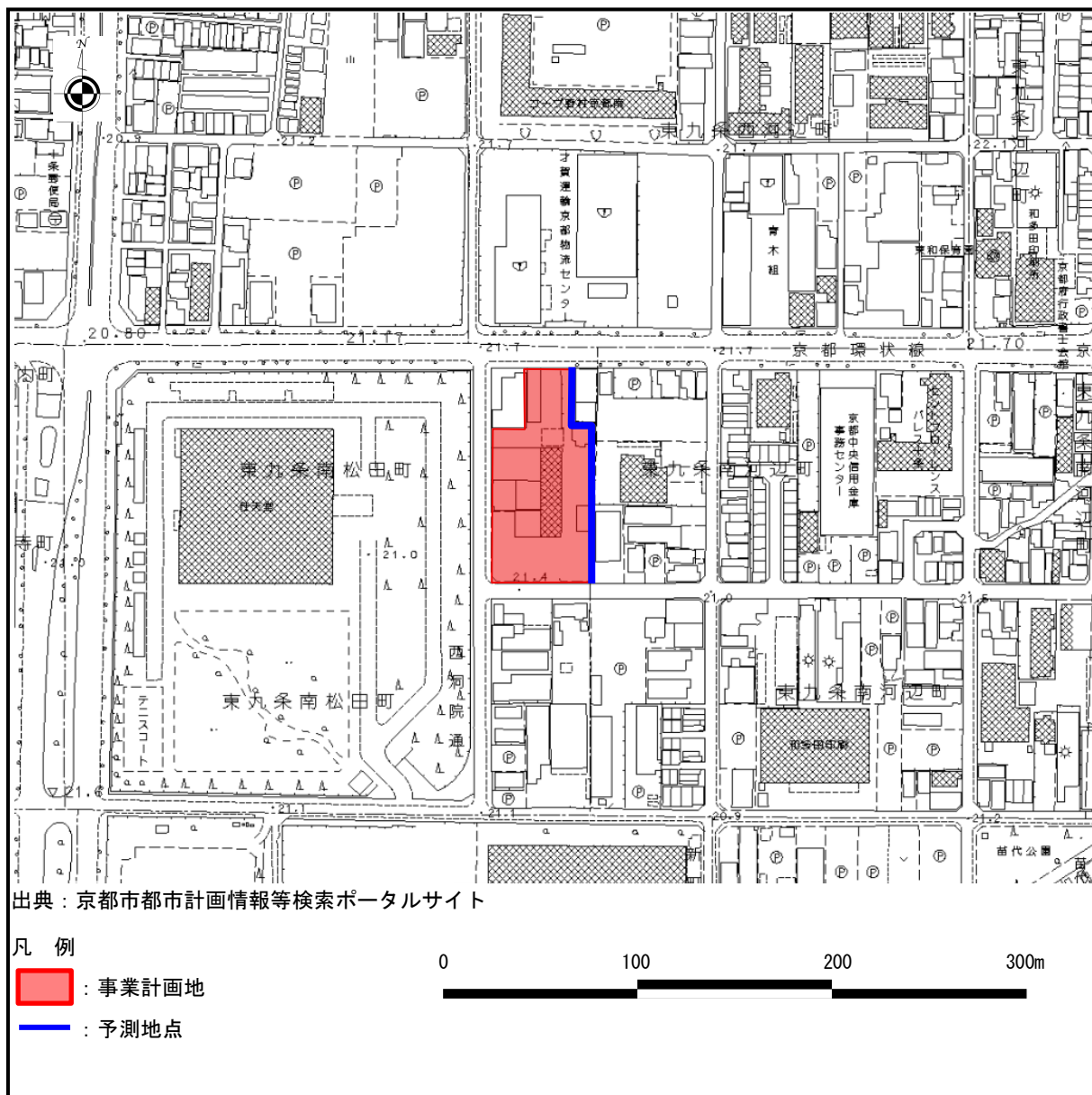


図 5-1 事業計画地及び予測地点の位置図

(4) 予測方法

施設の稼働による振動の影響は、振動の伝搬計算式を用いて予測した。

① 予測条件

a) 振動源

本予測では、複数案で異なる配置となる破碎・選別施設内の機器のみを振動源と設定した。

振動源として設定した機器の振動レベルは、表5-2に示すとおりである。また、機器配置図(第1案及び第2案)は、図5-2に示すとおりである。

表 5-2 機器の振動レベル

(単位:デシベル)

No.	設備名	振動源	基準距離(m)	振動レベル
①	破砕機	1	1	67
②	パワーパック	1	1	61
③	トロンメル	1	1	67

注)振動レベルは、メーカー提供資料をもとに設定した。

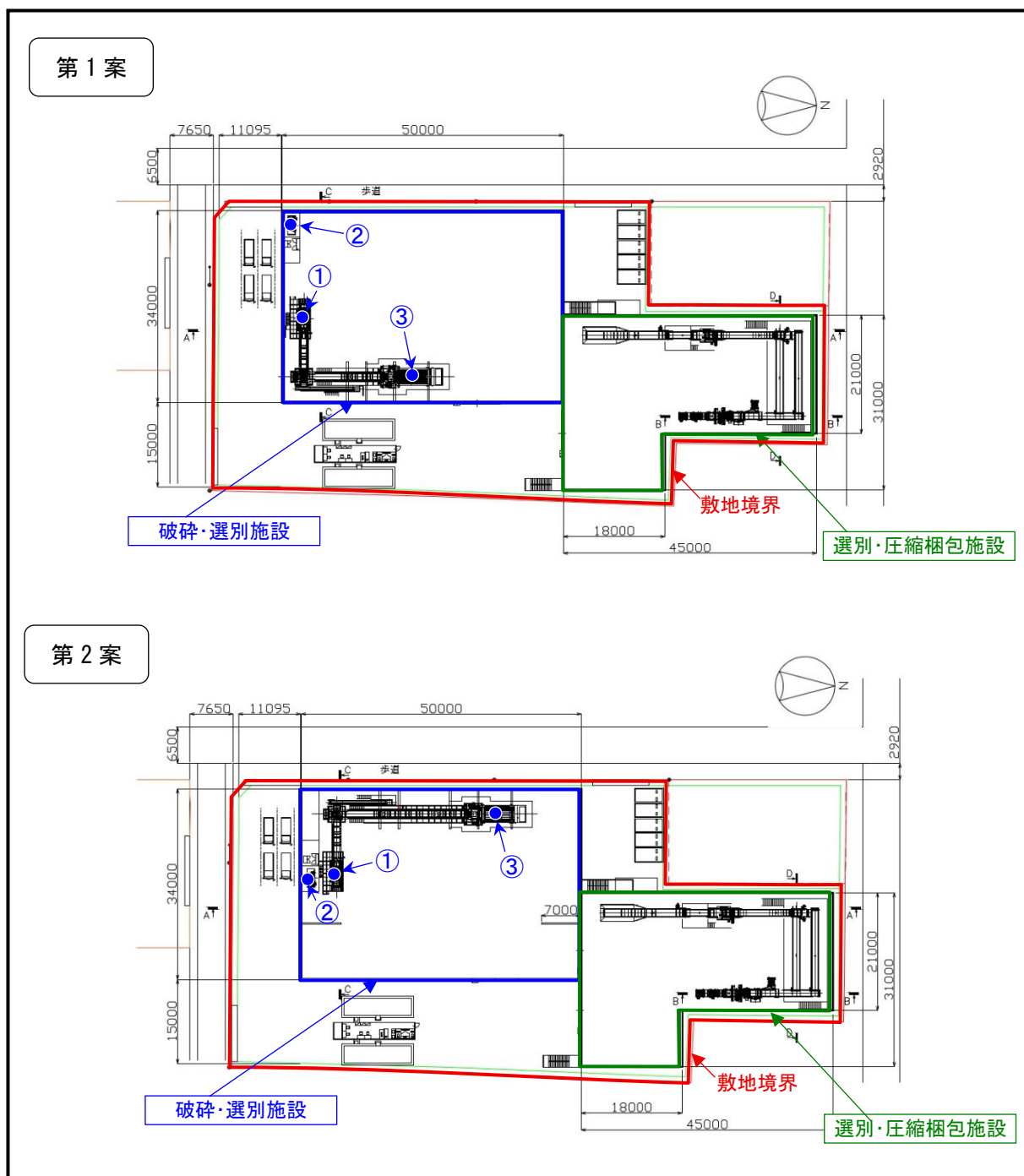


図 5-2 機器配置図(第1案及び第2案)

b) 予測地点までの距離

振動源から予測地点までの距離は、施設の配置図及び平面図をもとに設定した。

② 予測式

振動伝搬計算の予測モデル式は以下に示すとおりである。

$$L_i = L_{0i} - 20 \times \log_{10}(r/r_0)^n - 8.68\alpha(r - r_0)$$

ここで、

- L_i : 振動源の予測地点での振動レベル(デシベル)
- L_{0i} : 基準地点での振動レベル(デシベル)
- r : 振動源の位置から予測地点までの距離(m)
- r_0 : 基準点までの距離(m)
幾何減衰係数 0.75
- n : (振動は、一般的に表面波と実態波が複合し伝播することから、表面波の幾何減衰係数($n=0.5$)及び実態波の幾何減衰係数($n=1$)の中間の値として0.75とした。)
- α : 内部減衰係数($\alpha=0.01$:粘土)

$$L = 10 \times \log_{10} \sum_{i=1}^n 10^{(L_i/10)}$$

ここで、

- L : 予測地点の振動レベル(デシベル)
- L_i : 振動源 i の予測地点での振動レベル(デシベル)
- n : 振動源の数

(5) 予測結果

東側敷地境界における振動の寄与レベル(最大値)は、図5-3に示すとおり、第1案では47デシベルであり、第2案では43デシベルと予測された。よって、東側敷地境界上では、施設の稼働による振動の影響は、第1案よりも第2案の方が小さくなると考えられた。

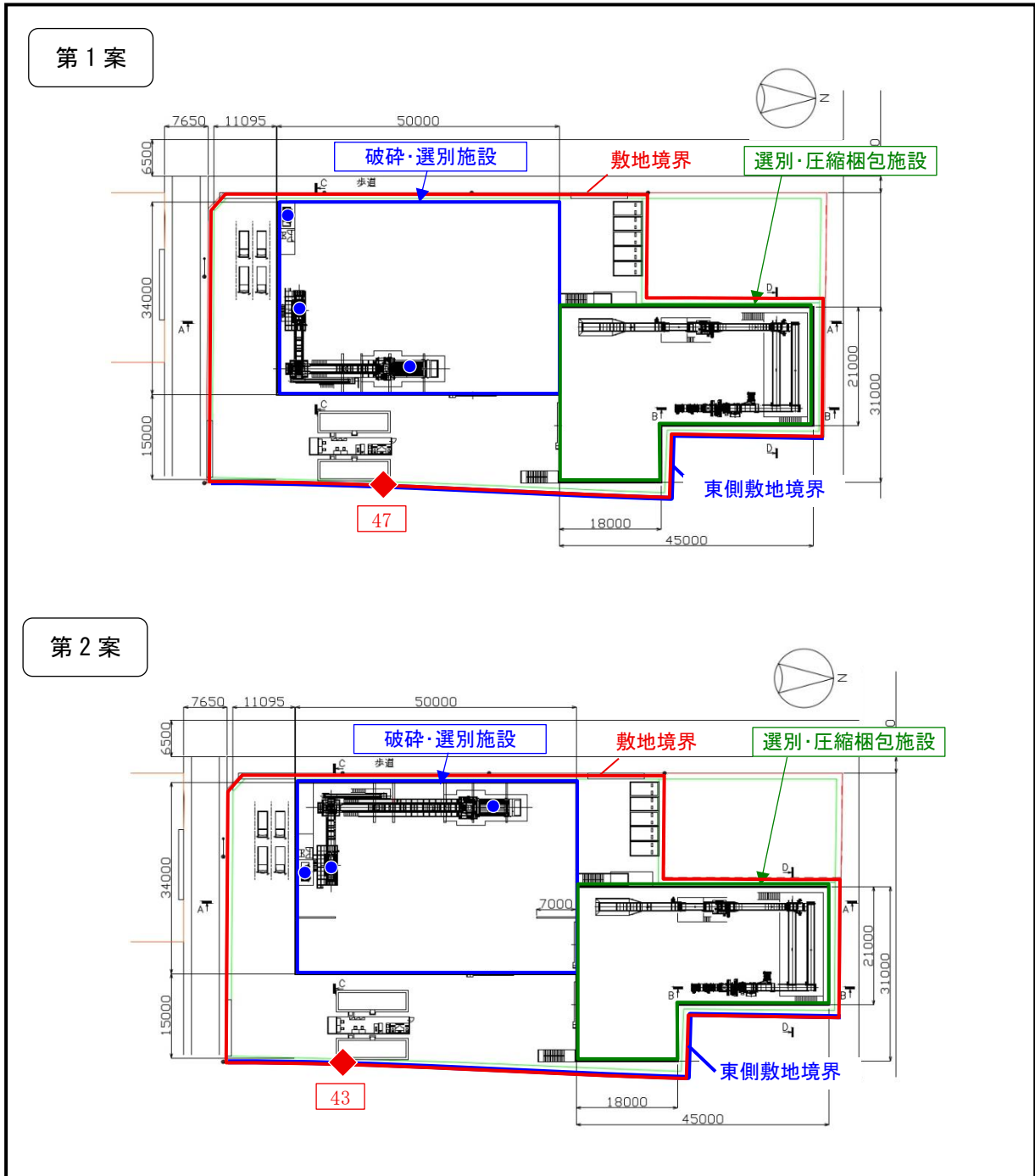


図 5-3 東側敷地境界における振動の寄与レベル(最大値)

5.2.2 建屋材質計画について

施設の建屋材質計画について、第3案として外壁ガリバリウム鋼板案、第4案として外壁ALC案を設定した。

(1) 予測対象時期

予測対象時期は、事業活動が定常状態となる時期とした。

(2) 予測項目

予測項目は、供用後の建屋材質の違いによって、外部への影響が変化する可能性が考えられる「施設の稼働による騒音・低周波音の影響」とした。

(3) 予測地点

予測地点は、前項の「機器配置計画について」と同様に、住宅が位置している事業計画地の東側敷地境界上とした。(図5-1参照)

(4) 予測方法

① 予測条件

a) 音源

前項の「機器配置計画について」の予測結果において、東側敷地境界上では、施設の稼働による振動の影響は、第1案よりも第2案の方が小さくなると考えられたため、破碎・選別施設内の機器配置は、第2案の機器配置とした。

音源として設定した機器のA特性音響パワーレベルは、表5-3に示すとおりである。また、機器配置図は、図5-4に示すとおりである。

表 5-3 機器のA特性音響パワーレベル

(単位：デシベル)

No.	設備名	音源	オクターブバンド音圧レベル						
			AP	125Hz	250Hz	500Hz	1kHz	2kHz	4kHz
①	破碎機	1	85	76	82	76	74	72	69
②	パワーパック	1	85	76	79	76	78	76	77
③	トロンメル	1	84	73	76	77	77	76	74
④	破袋機	1	86	75	75	74	77	79	83
⑤	セパレートX	1	87	83	81	82	74	68	62
⑥	圧縮梱包機	1	80	74	72	72	73	70	72

注1) A特性音響パワーレベルは、メーカー値と文献をもとに設定した。

注2) 表中の番号は、図5-4に対応している。

出典：騒音制御工学ハンドブック(社団法人 日本騒音制御工学会)、実務的騒音対策指針(第二版)(日本建築学会編)

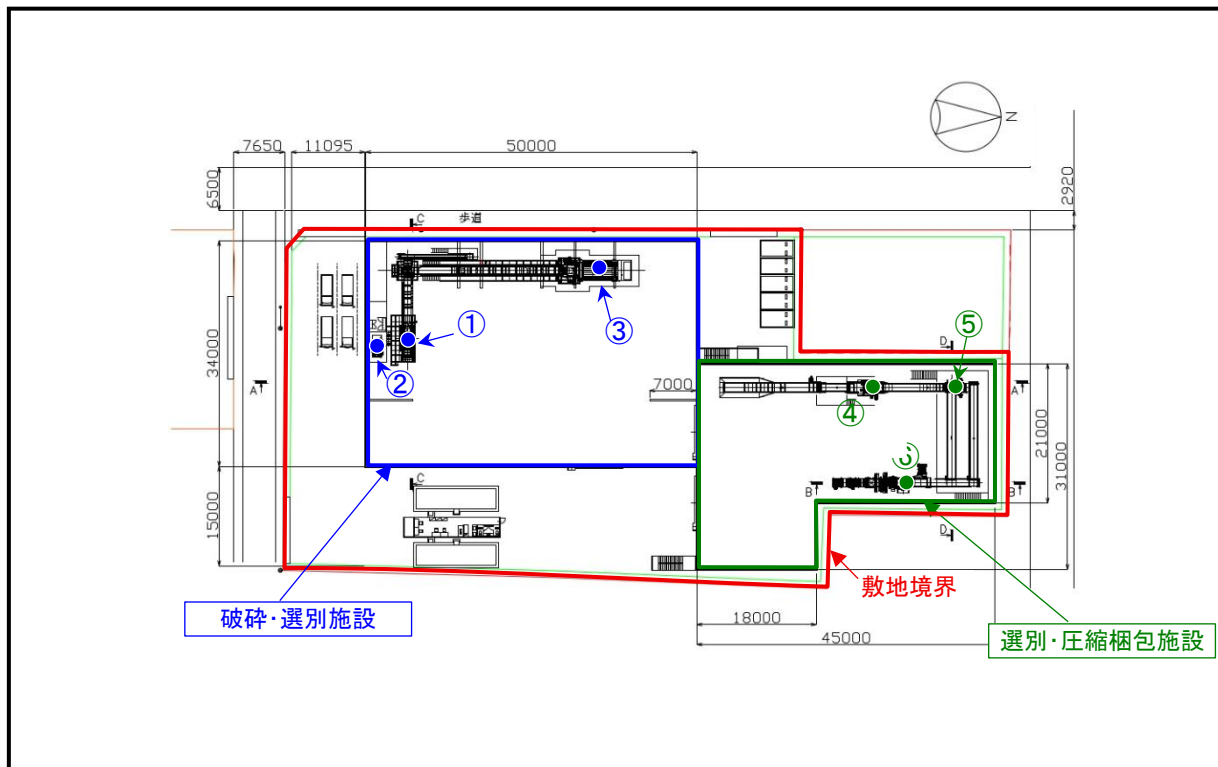


図 5-4 機器配置図

b) 予測地点までの距離

音源から予測地点までの距離は、施設の配置図及び平面図をもとに設定した。

c) 施設の構造

施設建屋の立面図は図5-5に、建屋材質による吸音率は表5-4に、透過損失は表5-5に示すとおりである。

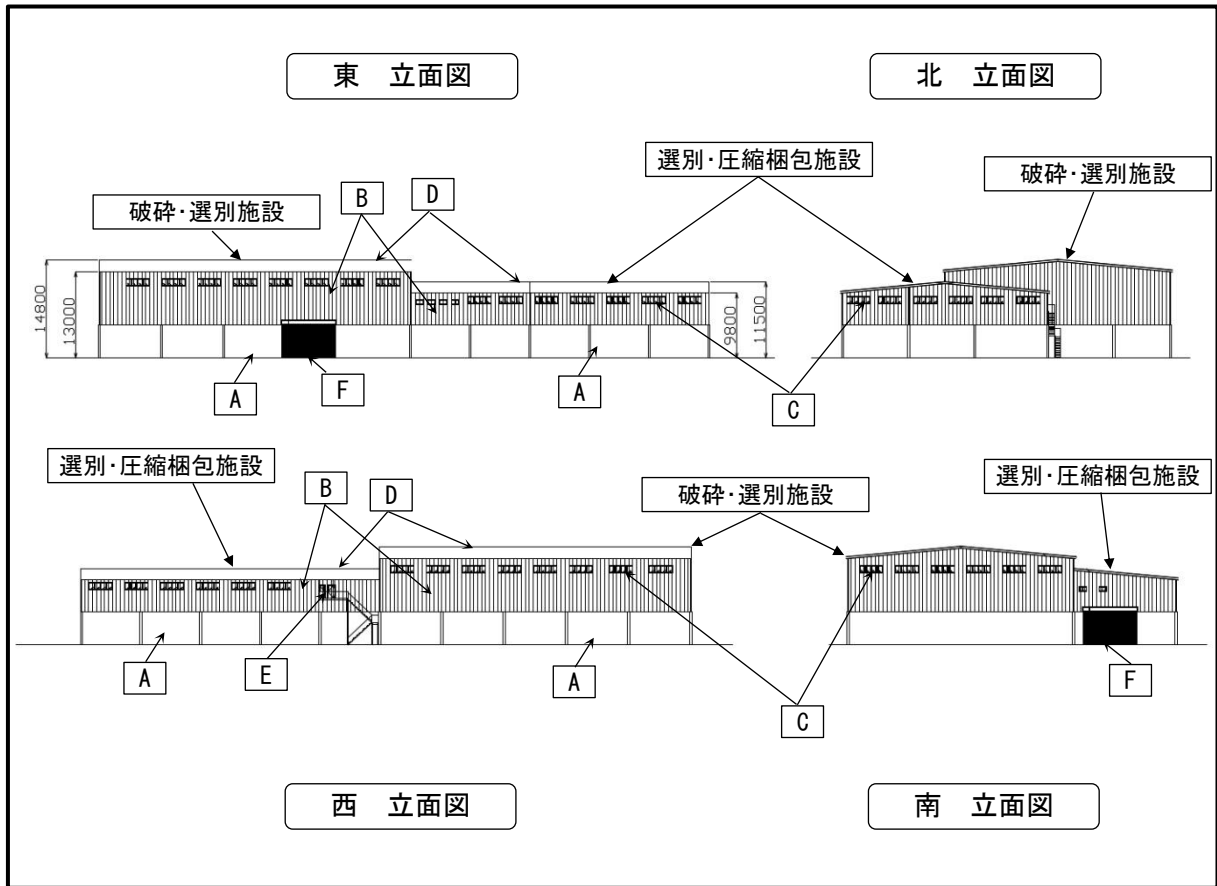


図 5-5 建屋の立面図

表 5-4 建屋材質による吸音率

(単位：デシベル)

材 質		周 波 数						出典
		125Hz	250Hz	500Hz	1kHz	2kHz	4kHz	
A	RC 造	0.01	0.01	0.02	0.02	0.02	0.03	①-1
B	第 3 案	ガリバリウム鋼板						②-1
	第 4 案	ALC 板						
C	窓(固定)	0.35	0.25	0.18	0.12	0.07	0.04	①-3
D	ガリバリウム鋼板(屋根)	0.13	0.12	0.07	0.04	0.04	0.04	②-1
E	ドア	0.13	0.12	0.07	0.04	0.04	0.04	②-1
F	重量電動シャッター	0.13	0.12	0.07	0.04	0.04	0.04	②-1

出典：①「騒音制御工学ハンドブック[資料編]」(社団法人日本騒音制御工学会、2001年4月)

①-1「コンクリート打放し」の値を使用

①-2「ALC板100mm」の値を使用

①-3「普通のガラス窓」の値を使用

②「建築の音環境設計[新訂版]」(日本建築学会編、2016年3月)

②-1「扉(鉄板OP)」の値を使用

表 5-5 建屋材質による透過損失

(単位：デシベル)

材 質		周 波 数						出典
		125Hz	250Hz	500Hz	1kHz	2kHz	4kHz	
A	RC 造	43	50	56	61	67	73	①-1
B	第 3 案	ガリバリウム鋼板						①-2
	第 4 案	ALC 板						②-1
C	窓	18	22	25	30	33	29	①-3
D	ガリバリウム鋼板(屋根)	10	15	20	25	30	36	③-1
E	ドア	17	19	24	28	33	38	①-4
F	重量電動シャッター	16	16	17	18	18	16	④-1

出典：①「騒音制御工学ハンドブック[資料編]」（社団法人日本騒音制御工学会、2001年4月）

- ①-1 「普通コンクリートの音響透過損失推定値」の300mm値を使用
- ①-2 「小角波形カラー鉄板(0.4)」の値を使用
- ①-3 「はめころし、窓ガラス(3)」の値を使用
- ①-4 「鉄板(1.0)」の値を使用
- ②「ヘーベル テクニカル ハンドブック-2022年版-」（旭化成建材株式会社）
 - ②-1 「壁の透過損失 ALC100mm厚」の値を使用
- ③「折板性能一覧 STEEL FORMING ROOF」（JFE 日建板株式会社）
 - ③-1 「フネンエース(厚さ4mm)裏貼 鋼板板厚8mm」の値を使用
- ④「TOYO Shutter 特殊シャッター 防音シャッター カタログ」（東洋シャッター株式会社）
 - ④-1 「一般重量シャッター」の値を使用

② 予測式

騒音伝搬計算の予測モデル式は以下に示すとおりである。

《建屋内の A 特性音圧レベルの設定》

建屋内に配置した音源が、建屋の内壁面に到達するまでの算出は、次式を用いた。

$$Lw_{inijk} = Lw_{ij} + 10 \log_{10} \left(\frac{Q}{4\pi r_{inij}^2} + \frac{4}{R_j} \right)$$

ここで、

- R_j : 周波数 j の室定数 (m²)
- $R = \frac{S\bar{a}}{1-\bar{a}}$ (S : 面積、 \bar{a} : 吸音率)
- r_{inik} : 音源 i から細分化内壁面 k までの距離 (m)
- Q : 方向性係数 (床面に音源がある場合の 2)
- Lw_{ij} : 音源 i の周波数 j の A 特性パワーレベル (デシベル)

《建屋外壁面の A 特性音響パワーレベルの設定》

$$L_{w_{out_{ijk}}} = L_{w_{ij}} - L_{T_{jk}} + 10 \log_{10} F$$

ここで、

- $L_{w_{out_{ijk}}}$: 細分化内壁面 k での音源 i の周波数 j の A 特性パワーレベル (デシベル)
- $L_{w_{in_{ijk}}}$: 細分化内壁面 k での音源 i の周波数 j の A 特性音圧レベル (デシベル)
- $L_{T_{jk}}$: 細分化内壁面 k での周波数 j の透過損失 (デシベル)
- F : 細分化した壁面の面積 (m²)

《建屋外壁面から予測地点までの A 特性音圧レベルの設定》

$$L_{p_{ijk}} = L_{w_{out_{ijk}}} - 20 \log_{10} r_{out_k} - 8 - L_{d_{jk}}$$

ここで、

- $L_{p_{ijk}}$: 予測地点における屋外設置の音源及び細分化外壁面の k から放射された音源 i の周波数 j の A 特性音圧レベル (デシベル)
- r_{out_k} : 屋外設置の音源及び細分化壁面の k から予測地点までの距離 (m)
- $L_{d_{jk}}$: 屋外設置の音源及び細分化壁面の k の周波数 j の回折減衰量 (デシベル)

予測地点に到達する騒音レベルの算出は、次式を用いた。

$$L_p = 10 \log_{10} \sum_{i=1}^n \sum_{j=1}^o \sum_{k=1}^p 10^{L_{ijk}/10}$$

ここで、

- L_p : 予測地点における騒音レベル (デシベル)
- n : 屋内の音源数
- o : 周波数の帯域数 (バンド数)
- p : 細分化壁面数

《建屋外の A 特性音圧レベルの設定》

建屋の壁を音源とみなし、その壁面を細分化して設定した中心点から、その面積に相当するパワーを点音源として配置した。(図5-6参照)

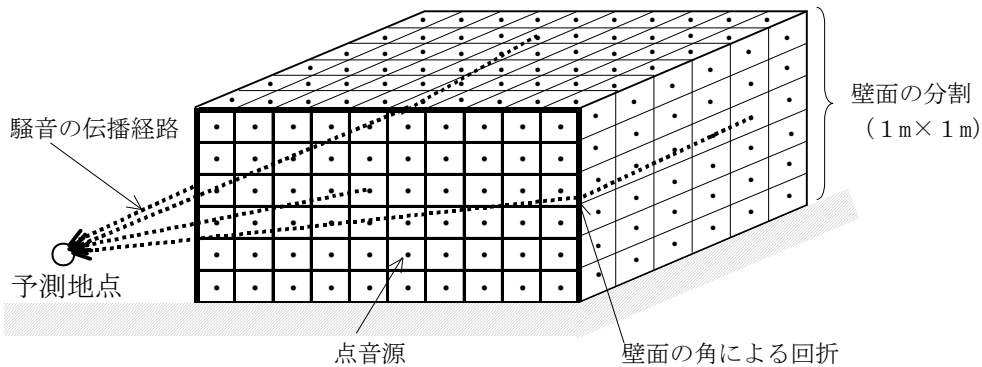


図 5-6 面音源の細分化と集約した点音源の概念図

壁による回折減衰は、前川チャートの近似式を用いて算出した。(図5-7参照)

$$L_{djk} = \begin{cases} 10 \log_{10} N + 13 & (1.0 \leq N) \\ 5 + \frac{8}{\sinh^{-1}(1)} \cdot \sinh^{-1}(N^{0.485}) & (0 \leq N < 1.0) \\ 5 - \frac{8}{\sinh^{-1}(1)} \cdot \sinh^{-1}(|N|^{0.485}) & (-0.324 \leq N < 0) \\ 0 & (N < -0.324) \end{cases}$$

ここで、

N : フレネル数

$$N = \pm \frac{2}{\lambda} (a + b - r)$$

(音源から予測地点が見通せない場合はプラス、
予測地点が見通せる場合はマイナス)

λ : 波長(m)

r : 音源と予測地点の直線距離(m)

a : 音源と建屋壁面の天端との距離(m)

b : 予測地点と建屋壁面の天端との距離(m)

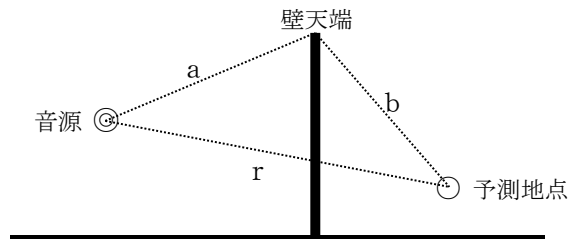


図 5-7 壁による騒音の伝播経路

(5) 予測結果

東側敷地境界における騒音の寄与レベル(最大値)は、図5-8に示すとおり、第3案では53デシベルであり、第4案では47デシベルと予測された。よって、東側敷地境界上では、施設の稼働による騒音の影響は、第3案よりも第4案の方が小さくなると考えられた。

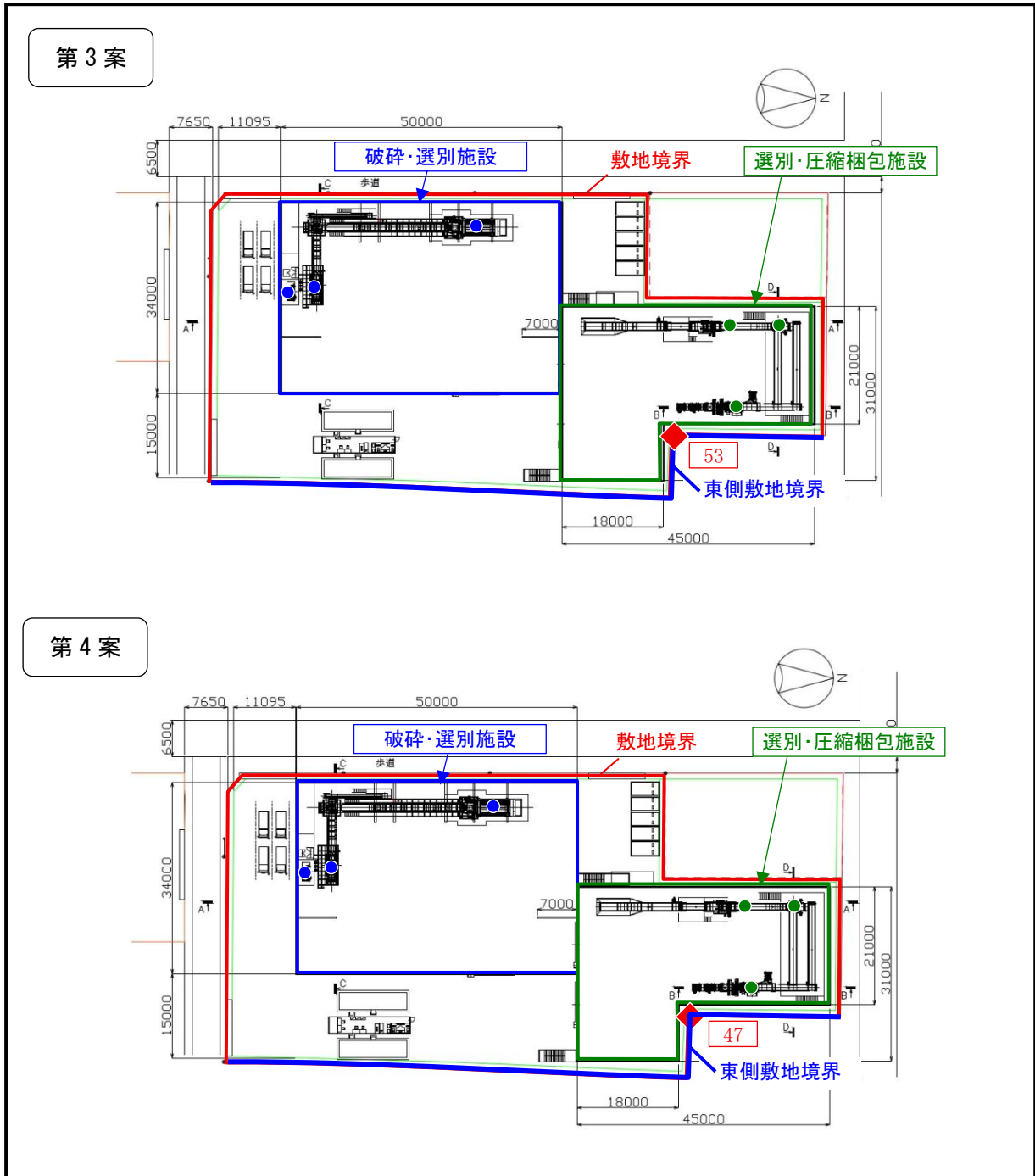


図 5-8 東側敷地境界における騒音の寄与レベル(最大値)

5.3 評価

環境要素別の環境影響評価の結果は、表5-6(1)～(2)に示すとおりである。

表 5-6(1) 環境要素別評価結果及びその理由(機器配置計画について)

段階	環境要素	第1案	第2案	評価理由
供用後	振動	△	○	<p>破碎・選別施設内の主な機器である破碎機やトロンメル等を施設東側へ配置する機器東側配置案(第1案)と施設西側へ配置する機器西側配置案(第2案)を比較すると、施設の稼働による振動の影響は住宅が位置している事業計画地の東側敷地境界上では、機器東側配置案(第1案)よりも機器西側配置案(第2案)の方が小さくなると評価する。</p>

表 5-6(2) 環境要素別評価結果及びその理由(建屋材質計画について)

段階	環境要素	第3案	第4案	評価理由
供用後	騒音・低周波音	△	○	<p>事業計画地の施設建屋の側面を、擁壁RC造及びガルバリウム鋼板で計画する外壁ガルバリウム鋼板案(第3案)と擁壁RC造及びALCで計画する外壁ALC案(第4案)を比較すると、施設の稼働による騒音の影響は住宅が位置している事業計画地の東側敷地境界上では、外壁ガルバリウム鋼板案(第3案)よりも外壁ALC案(第4案)の方が小さくなると評価する。</p>

6. 計画段階環境配慮の検討

本事業においては、周辺住居地域への環境負荷を最大限低減するよう、環境保全の観点から下記に示す事項について考慮する。

6.1 工事(解体・建設)での配慮

(1) 大気質

- ・ 工事に当たっては、排出ガス対策型建設機械の使用に努める。
- ・ 建設機械は、定期的な点検・整備を行い、整備不良による大気汚染物質の排出を未然に防ぎ、高負荷運転を避け、大気汚染物質の発生を抑制する。
- ・ 工事工程の分散化、平準化を図り、工事機械の集中を避ける。
- ・ 工事車両の退出時におけるタイヤ洗浄の励行や必要に応じてカバーを使用することで粉じん発生・飛散防止に努める。
- ・ 工事車両は、幹線道路を使用し、生活道路の通行はしないとともに、速度制限等の交通規則の遵守、不必要なアイドリングの禁止については周知・徹底する。また、自動車NOx・PM法に基づく車種規制に適合する車両を使用するよう工事業者に指導する。
- ・ 既存建屋は事前調査を実施し、アスベストを含む建材があることを報告しており、施設解体時に法令に基づく飛散防止措置を講じ、適正に処理する計画である。

(2) 騒音・振動

- ・ 工事に当たっては、低騒音・低振動型建設機械の使用に努める。
- ・ 工事工程の分散化、平準化を図り、工事機械の集中を避ける。
- ・ 近隣への工事騒音の影響を軽減させるために、防音シート等の設置を行う。
- ・ 建設機械は、可能な限り敷地境界から離して設置するとともに、アイドリング禁止を励行する。
- ・ 工事車両は、幹線道路を使用し、生活道路の通行はしない計画とする。

(3) 水質

- ・ 工事区域に降る雨水や工事車両のタイヤ洗浄による排水は、集水して沈砂槽に滞留させ、土砂を分離した後、上澄み水を下水道(雨水幹線)へ排除する。また、セメントミルク等の地盤改良剤の使用に伴い、特殊排水等が発生する場合には、加えてpH調整等を行う。
- ・ 工事事務所からの生活排水については下水道(汚水幹線)へ排除する。

(4) 土壌

- ・ 今後、関係機関へ土壌汚染対策法に基づく土地の形質の変更の届出を行い、土壌調査が必要な場合には調査を実施するなど適切な対応を行う。また、土壌汚染が判明した場合は、周辺環境への影響がないよう適切な措置を講じる。汚染土壌を掘削除去する場合、当該土壌については、許可を有する汚染土壌処理施設にて浄化処理、若しくは最終処分場にて埋立処分を行うこととする。

(5) 廃棄物

- ・ 工事に伴い発生する建設廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に従い、適正な分別・再利用・再資源化に努めるとともに、これらが困難な廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従い、適正な処理・処分を行うこととし、工事施工業者に対する指導を徹底する。
- ・ 資材の再利用に努めるとともに、極力発生抑制ができる工法及び資材の選定を行う。
- ・ 掘削工事に伴う発生土は、汚染されていないければ当社グループの最終処分場にて覆土材等の利活用、汚染されていれば当社グループの汚染土壌処理施設にて浄化処理、若しくは最終処分場にて埋立処分を行うこととする。
- ・ 作業員による飲食等のごみの発生抑制に努めるよう周知徹底を図る。

(6) 温室効果ガス等

- ・ CO2排出低減建設機械や低炭素型建設機械を使用することに努める。
- ・ 建設機器のアイドリングストップの徹底、工事車両の走行に当たってはエコドライブの推進等、作業員への指導を行うと共に、日常点検や整備等を徹底し、性能維持に努める。
- ・ 工事事務所において不要な照明の消灯、室内の冷暖房設定温度を調整することにより消費電力を低減する。
- ・ 工事車両について、適正な車種、規格を選定することで効率化を図り、車両数を削減するよう努める。

6.2 存在・供用時の配慮

(1) 大気質

- ・ 廃棄物の受入、保管、処理、車両への積込作業をすべて建屋内で行うことで、周辺地域への廃棄物や粉じんの飛散を防止する。また、廃棄物の荷降ろし場所や積込場所、保管場所といった粉じんが発生しやすい箇所に散水設備を設置し、必要に応じて散水する。
- ・ 自社及び持ち込み業者の廃棄物運搬車両等は、幹線道路を使用し、生活道路の通行はしないとともに、速度制限等の交通規則の遵守、不必要なアイドリングの禁止については、今後とも周知・徹底する。
- ・ 自動車NOx・PM法に基づく車種規制に適合する車両を使用し、収集運搬業者にも指導する。

(2) 騒音

- ・ 著しい騒音が発生すると予想される設備機器は、低騒音型機器を採用するとともに、必要に応じて適切な防音措置を講じて、周辺への騒音の影響を低減する。
- ・ 設備機器の整備、点検、適正な運転管理を行うことにより、騒音の影響を低減する。
- ・ 自社及び持ち込み業者の廃棄物運搬車両等は、幹線道路を使用し、生活道路の通行はしないとともに、速度制限等の交通規則の遵守、不必要なアイドリングの禁止については、今後とも周知・徹底する。

(3) 振動

- ・著しい振動が発生すると予想される設備機器は、原則コンクリート等の堅牢な基礎上に設置し、必要に応じて防振措置を講じて、周辺への振動の伝搬を抑制する。
- ・設備機器の整備、点検、適正な運転管理を行うことにより、振動の影響を低減する。
- ・自社及び持ち込み業者の廃棄物運搬車両等は、幹線道路を使用し、生活道路の通行はしないとともに、速度制限等の交通規則の遵守、不必要なアイドリングの禁止については、今後とも周知・徹底する。

(4) 悪臭

- ・悪臭が発生する廃棄物の取り扱いはないが、定期的に構内を清掃し、清潔に保つ。万が一、悪臭が発生した場合は、消臭剤を噴霧する。

(5) 水質

- ・廃棄物の受入、保管、処理、車両への積込作業をすべて建屋内で行うことで、雨水との接触を防止する。また、敷地内に降った雨水(廃棄物に触れていない雨水)は、排水側溝により集水し、下水放流する。
- ・汚水が発生する廃棄物の取り扱いはないが、散水設備により散水した水は、蒸発又は廃棄物に含ませて、次の処理先へ搬出することから、施設からの排水はない。また、建屋内の床面は十分な厚さのコンクリート基礎構造とする。
- ・事務所で発生する生活雑排水は、下水放流する。

(6) 景観

- ・施設の意匠、色彩は、施設全体の景観が周辺の環境と調和するよう十分配慮したものとする計画である。また、敷地内には緑地を確保する。
- ・緑化に当たって、種の選定や外来種を採用しないなど、生物多様性の保全への配慮する

(7) 廃棄物等

- ・事務所から発生する廃棄物は可能な限り発生抑制に努め、発生してしまう廃棄物についてはリユース・リサイクルを徹底し、減量化を図る。
- ・施設の設計は、解体時に分別が容易にできるよう配慮した構造を採用することとし、分離しやすく再生利用が容易な資材を用いる。
- ・施設の設備機器に用いる資材は、長期使用が可能なものを採用する。

(8) 温室効果ガス等

- ・施設の機器導入に当たっては、可能な限り省エネ型とすることで二酸化炭素排出の抑制を図る。
- ・車両の更新時には、可能な限り、電気自動車など低公害車の導入に努める。
- ・低環境負荷材料、再生利用可能な材料を採用する。

(9) その他

- ・害虫等が発生する廃棄物の取り扱いはないが、定期的に構内を清掃し、清潔に保つ。
万が一、害虫等が発生した場合は、殺虫剤等を散布する。
- ・設備機器が腐食するような廃棄物の取り扱いはないが、定期的に点検、整備を実施する。
- ・消防法に基づき、消火器や消火栓等の消火設備を適切に設置する。また、消火設備は常に十分な管理を行い、所定の能力が発揮できるよう点検、整備を実施する。
- ・施設や設備機器の維持管理点検やメンテナンスを適切に実施することで、事故等の発生防止に努める。万が一、事故等が発生した際の緊急連絡体制の整備を含めた事故等対応マニュアルをあらかじめ整備し、適切な対応を取ることができるように定期的に訓練を実施する。
- ・廃棄物運搬車両の搬入出は、主要地方道京都環状線・十条通を左折入場、左折退場を原則とする。また、西側の一般市道南第二経1号線と一般市道洛南経11号線に受付、計量待ちの搬入車両が並ぶことのないように、事業敷地内に十分な待機場所を確保する。
- ・一般道では、速度制限等の交通規則を遵守するとともに、一般車両を優先する。